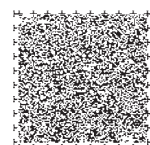
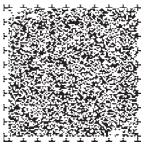


第4次串間市障がい者計画
第6期串間市障がい福祉計画
第2期串間市障がい児福祉計画

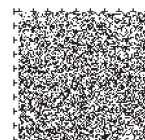
令和3年3月
串間市



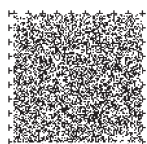


目 次

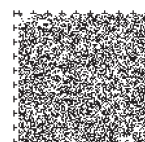
第1部 総論	1
第1章 計画の策定に当たって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格と位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象と範囲	6
5 計画策定の方法	6
6 計画書の見方（「障がい」の表記について）	7
第2章 障がいのある人等の現状	8
1 串間市の人口	8
2 障がいのある人等の人数の推移	9
3 障がい者実態調査結果	18
4 関係団体調査結果	48
5 学校調査結果	53
6 企業・事業所調査結果	57
第3章 計画の基本的な考え方	63
1 基本理念	63
2 重点施策	64
3 計画の推進体制	65
第2部 第4次串間市障がい者計画	67
第1章 前期計画の評価	69
1 施策の進捗状況	69
第2章 計画の方向性	71
1 施策の体系	71
第3章 施策の展開	72
1 啓発・広報	72
2 生活支援	76
3 教育・育成	80
4 保健・医療	86
5 雇用・就業	93
6 情報・コミュニケーション	94
7 生活・環境	97
8 福祉を支える人づくり	102

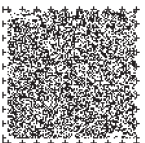


第3部 第6期串間市障がい福祉計画・第2期串間市障がい児福祉計画	105
第1章 前期計画の評価	107
1 成果目標の達成状況	107
第2章 計画の方向性	110
1 成果目標	110
第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策	115
1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	115
2 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策	120
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策	122
4 その他活動指標の設定	125
資料編	127
1 串間市障害者施策審議会	129
2 串間市障がい者自立支援協議会	132



第1部 総論





第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障がい者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、国においては、平成26年1月に障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を行いました。

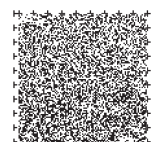
共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを目的に、「第4次障害者基本計画」（平成30年度～令和4年度）を平成30年3月に策定したほか、障がいのある人の社会生活を支える環境を構築するための法整備等を行ってきました。

障がいのある人をめぐる環境が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本市では、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者福祉施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、「障がいのある人もない人も 主体性を持って社会参加し 住み慣れた地域で 協働したまちづくりを創造しよう！」を基本理念とする「(第3次) 串間市障がい者計画」（平成27年度～令和2年度）を平成27年2月に策定し、障がい者福祉施策等の推進を図ってきました。

また、障がいのある人が生活する上で必要なサービスの提供体制の確保等について定めるものとして、「第5期串間市障がい福祉計画・第1期串間市障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を平成30年3月に策定し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保等の推進を図ってきました。

「(第3次) 串間市障がい者計画」及び「第5期串間市障がい福祉計画・第1期串間市障がい児福祉計画」が計画期間満了を迎えることから、障がい者福祉に係る法改正等の社会動向や本市の実情を踏まえた「第4次串間市障がい者計画」及び「第6期串間市障がい福祉計画・第2期串間市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための基本計画・実施計画として定めます。



2 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定められた「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定められた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定められた「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「串間市障がい者計画」は、国の「第 4 次障害者基本計画」や県の「第 4 次宮崎県障がい者計画」等との整合性を保ち、「串間市長期総合計画」を上位計画とした、本市における障がい者福祉施策に関する基本的な指針であり、障がいのある人を対象とした障がい者福祉施策の総合計画として位置づけられるものであり、障がいのある人の自立と社会参加を図るために、保健・医療や教育・療育、福祉、雇用・就業、生活環境・住環境等の幅広い分野の取組を総合的に定める計画です。

「串間市障がい福祉計画」は、本市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項を定め、「串間市障がい児福祉計画」は、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する事項を定めるものであり、「障がい者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

なお、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の策定が市町村の努力義務として定められていることを踏まえ、成年後見制度利用促進等に関する方向性等について、本計画及び「第 9 次串間市高齢者保健福祉計画・第 8 期串間市介護保険事業計画」に記載することにより、「串間市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けることとします。

○障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第 88 条第 1 項

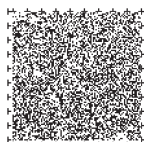
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

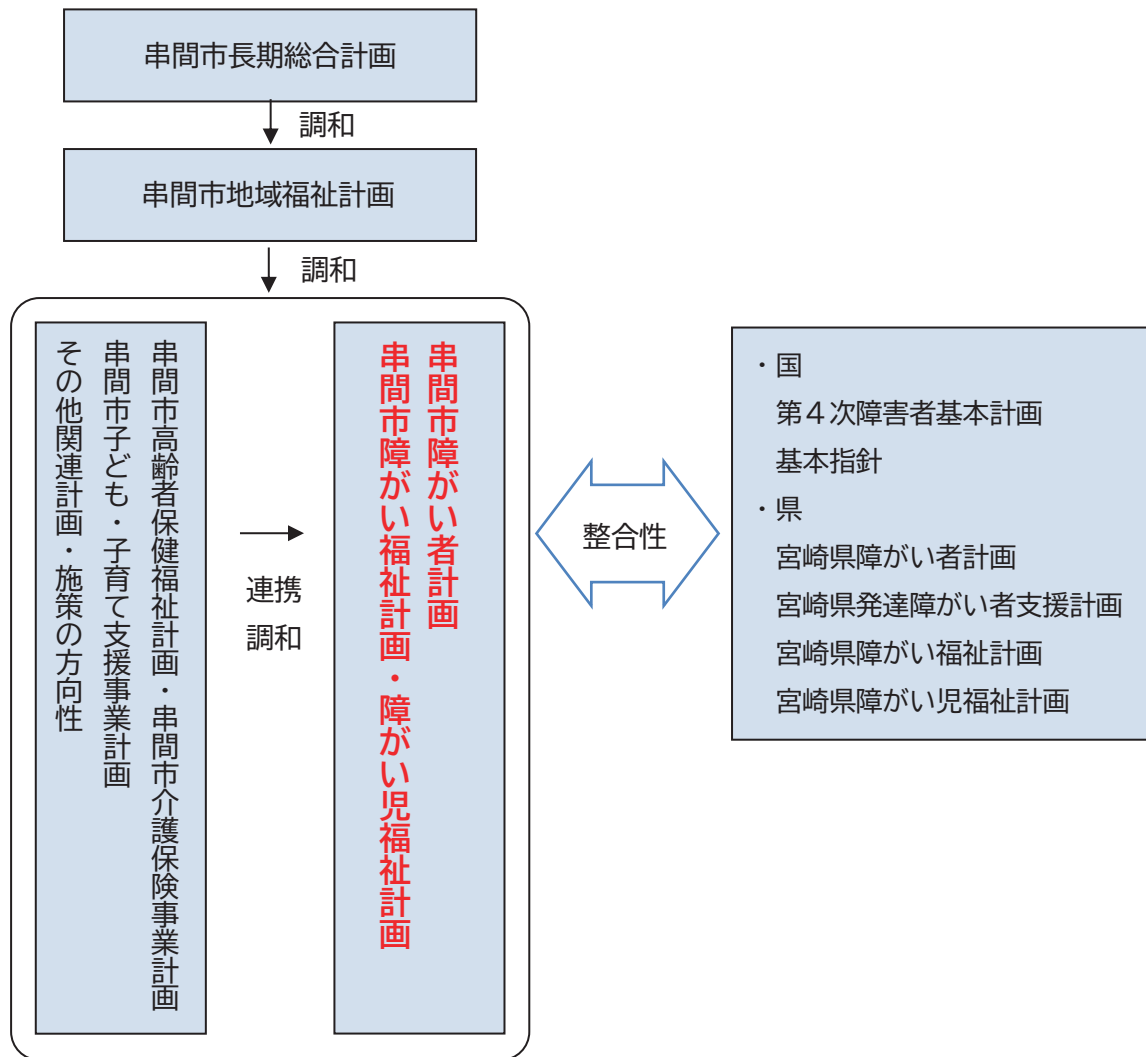
○児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。





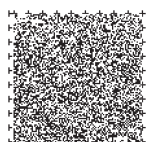
3 計画の期間

「第4次串間市障がい者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

また、「第6期串間市障がい福祉計画・第2期串間市障がい児福祉計画」の計画期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、計画の進捗状況については、評価・点検を随時行い、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者計画	(第3次)						第4次					
障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期		第7期			
障がい児福祉計画	/			第1期			第2期		第3期			



4 計画の対象と範囲

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、それぞれの法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

なお、本計画においては、18歳未満の児童を対象とした制度や施策・事業、サービスに関して「障がい児」と表記し、年齢の区別がない場合には「障がい者」と表記することとします。

5 計画策定の方法

本計画は、障がいのある人の自己決定と自己選択を尊重し、自立と社会参加の実現を図ることを基本としていることから、障がいのある人や、障がい者福祉施策及びサービスに携わる者の計画策定への参加が不可欠と考え、各種調査や審議会における協議等を実施しました。

(1) 障がい者実態調査の実施

生活状況や福祉サービスの利用状況及び利用意向、障がい者福祉施策に対する意見等を把握することを目的に、障がいのある市民に対するアンケート調査を実施しました。

(2) 関係団体調査の実施

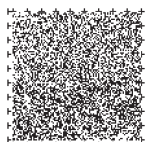
障がい者福祉に関係する事業所・団体の活動状況や活動における課題、障がい者福祉施策に対する意見等を把握することを目的に、市内の福祉サービスを提供する事業所及び障がい者団体に対するヒアリング調査を実施しました。

(3) 学校調査の実施

特別支援教育に係る現状や、特別支援教育及び障がい児施策に対する意見等を把握することを目的に、市内の小・中学校に対するアンケート調査を実施しました。

(4) 企業・事業所調査の実施

障がい者雇用や障がい者への対応に係る現状等を把握することを目的に、市内の一般事業者に対するアンケート調査を実施しました。



(5) 庁内調査の実施

前期計画に定めた施策の進捗状況や成果目標の達成状況を把握することを目的に、庁内関係各課に対する調査を実施しました。

(6) 串間市障害者施策審議会・串間市障がい者自立支援協議会の開催

市内の医療、福祉関係者等で構成された「串間市障害者施策審議会」及び「串間市障がい者自立支援協議会」において協議・検討を行いました。

(7) パブリックコメントの実施

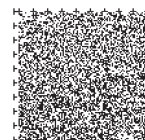
本計画の内容について、市民等の意見を聞くため、パブリックコメントを実施し、市民等の意見の把握に努めました。

6 計画書の見方（「障がい」の表記について）

「障害」の「害」という字は、マイナスのイメージが強く、「人」という意味を表す「者」の前等に使用することを避けることが主流となりつつあります。

串間市においても、作成文書や「広報くしま」等の紙媒体による情報提供等において、極力「障がい」と表記し、前述のような考えに配慮しています。

本計画の策定においても、国の法令等に基づく法律名称や固有名詞等以外については、「障がい者」のように「害」の字をひらがなで表記するようにしています。

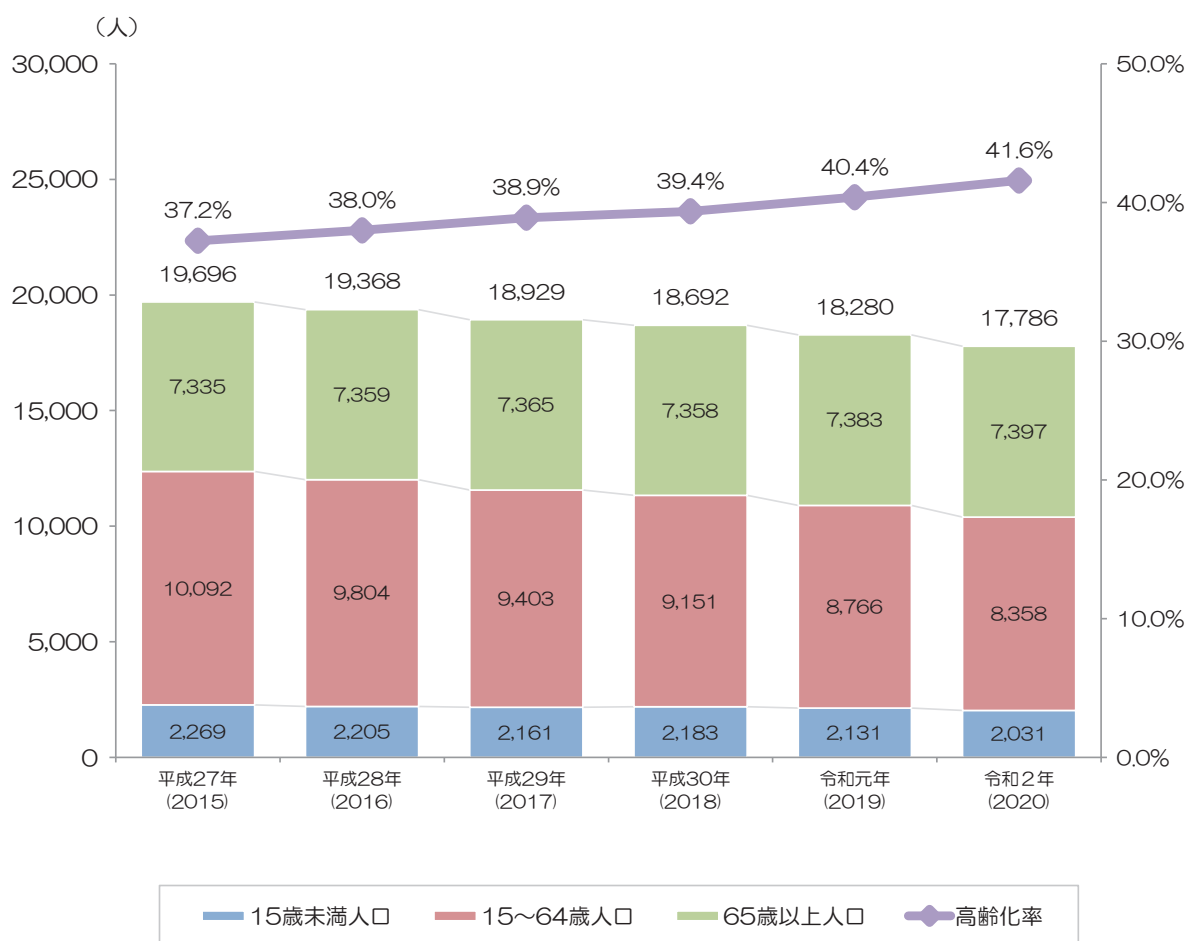


第2章 障がいのある人等の現状

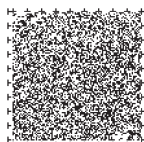
1 串間市の人口

本市の総人口の推移は、減少傾向で推移しており、令和2年10月1日現在で17,786人となっています。

年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上人口）は同程度の水準で推移しているものの、64歳以下の人口、特に生産年齢人口（15～64歳人口）が減少傾向で推移しており、高齢化率は上昇傾向で推移しています。



※住民基本台帳人口（各年10月1日現在）



2 障がいのある人等の人数の推移

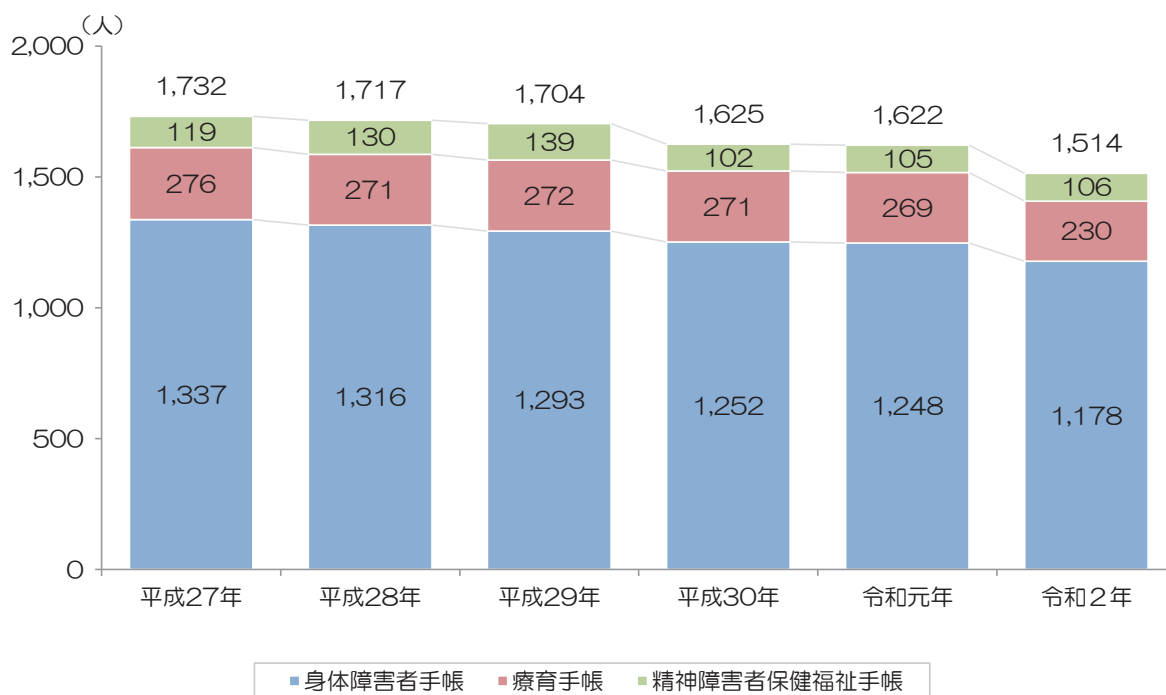
(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳を所持している人の数（延べ）は減少傾向にあり、令和2年4月時点で1,514人となっています。

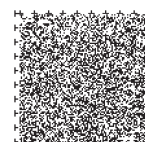
その内訳は、身体障害者手帳所持者が1,178人、療育手帳所持者が230人、精神障害者保健福祉手帳所持者が106人となっています。

(単位：人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
手帳所持者延べ人数	1,732	1,717	1,704	1,625	1,622	1,514
身体障害者手帳	1,337	1,316	1,293	1,252	1,248	1,178
療育手帳	276	271	272	271	269	230
精神障害者保健福祉手帳	119	130	139	102	105	106



※福祉事務所資料（各年4月現在）



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

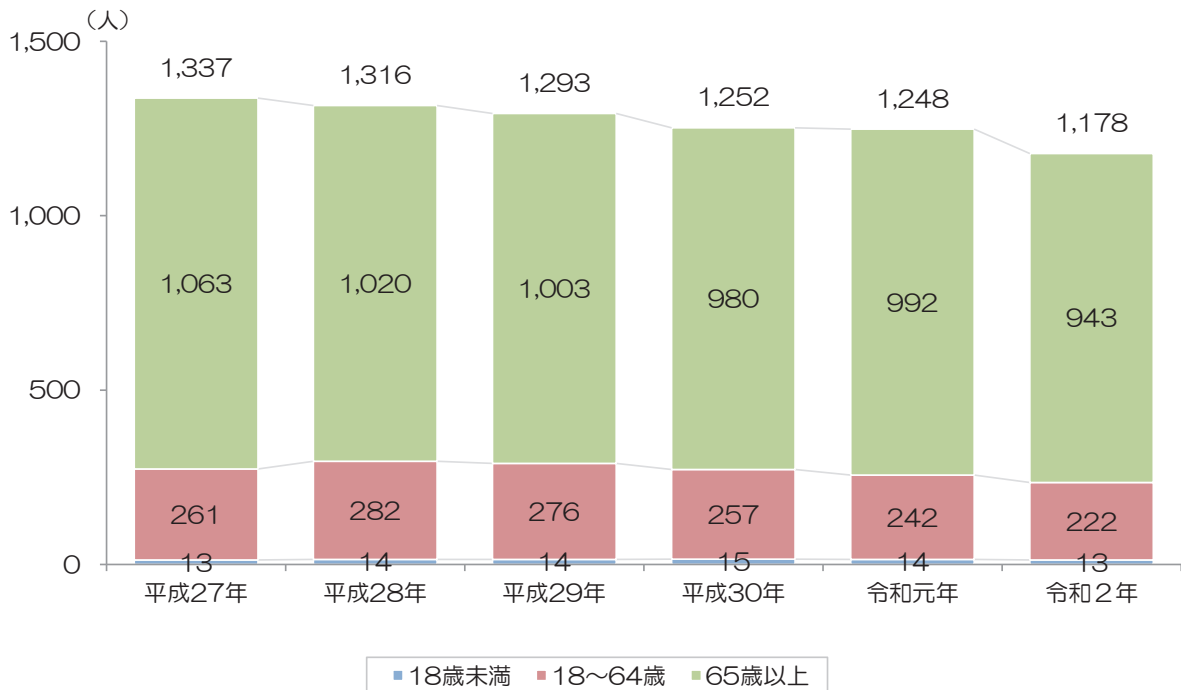
① 年齢区分別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年4月時点の所持者数は1,178人となっています。

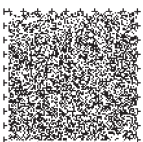
年齢3区分別にみると、18歳以上が減少傾向にあります。

(単位：人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳所持者数	1,337	1,316	1,293	1,252	1,248	1,178
18歳未満	13	14	14	15	14	13
18～64歳	261	282	276	257	242	222
65歳以上	1,063	1,020	1,003	980	992	943



※福祉事務所資料（各年4月現在）



② 等級別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者を等級別にみると、6つの等級全てで減少傾向にあります。内訳をみると、4級が383人と最も多く、3割（32.5%）を占めており、次いで、1級288人、3級211人の順となっています。

(単位：人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
身体障害者手帳所持者数	1,337	1,316	1,293	1,252	1,248	1,178
1 級	323	319	317	325	311	288
2 級	226	221	218	188	189	175
3 級	228	219	215	226	229	211
4 級	412	406	396	384	392	383
5 級	66	67	62	63	66	62
6 級	82	84	85	66	61	59

※福祉事務所資料（各年4月現在）。「1級」の障がいの程度が最も重い

③ 障がい部位別所持者数の推移

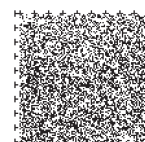
本市の身体障害者手帳所持者を障がい部位別にみると、肢体が764人と、6割以上（64.9%）を占めており、次いで、心臓258人、聴覚156人の順となっています。

平成27年と令和2年を比較すると、視覚・聴覚・心臓以外の障がい部位で増加しています。

(単位：人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
身体障害者手帳所持者数	1,337	1,316	1,293	1,252	1,248	1,178
視覚	97	96	97	106	99	93
聴覚	164	163	154	151	155	156
音声	13	13	8	16	19	19
肢体	659	639	619	790	788	764
心臓	267	276	272	272	264	258
呼吸	11	8	11	15	13	12
腎臓	71	71	82	87	79	74
直腸	53	47	46	52	58	61
肝臓	1	2	3	4	7	5
その他	1	1	1	5	11	2

※福祉事務所資料（各年4月現在）



(3) 療育手帳所持者数の推移

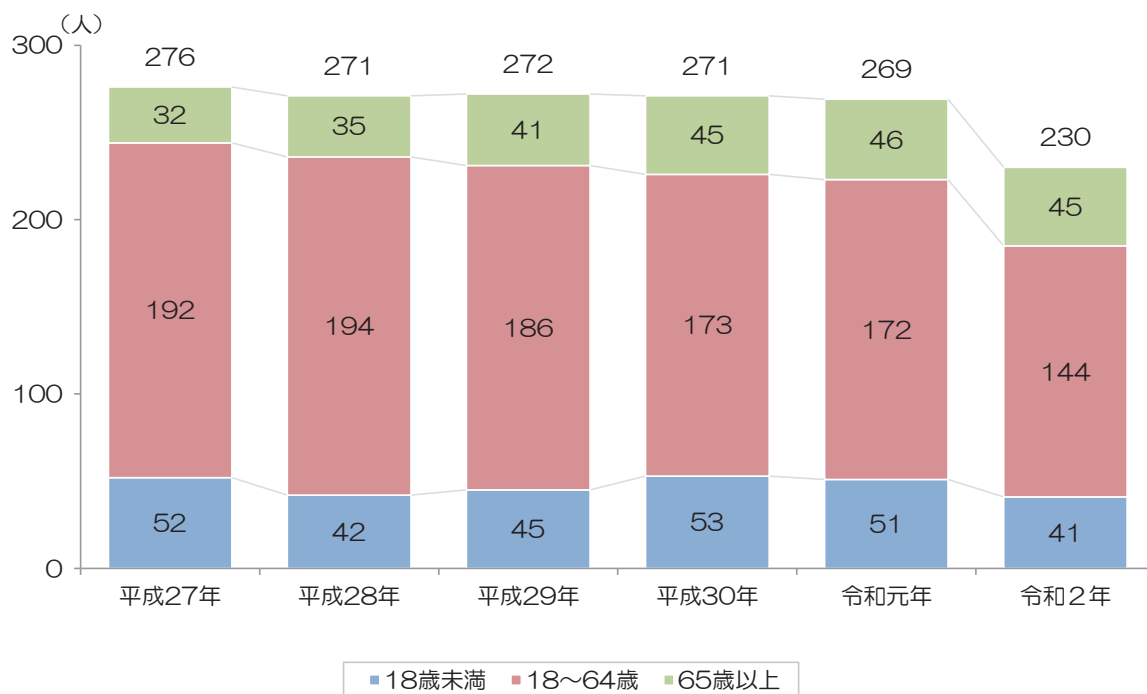
① 年齢区分別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年4月時点の所持者数は230人となっています。

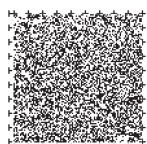
年齢3区分別にみると、18～64歳の減少率が高くなっています。

(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
療育手帳所持者数	276	271	272	271	269	230
18歳未満	52	42	45	53	51	41
18～64歳	192	194	186	173	172	144
65歳以上	32	35	41	45	46	45



※福祉事務所資料（各年4月現在）



② 等級別所持者数の推移

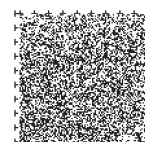
本市の療育手帳所持者を等級別にみると、A判定が108人、B判定が122人となっており、B判定がA判定を上回っています。

一方、年代別の推移をみると、18歳以上において、A判定がB判定を上回る年が多くなっています。

(単位：人)

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全体	A判定	134	137	136	131	130	108
	B判定	142	134	136	140	139	122
	計	276	271	272	271	269	230
0～17歳	A判定	17	18	18	20	19	15
	B判定	35	24	27	32	32	26
	計	52	42	45	52	51	41
18歳以上	A判定	117	119	118	111	111	93
	B判定	107	110	109	108	107	96
	計	224	229	227	219	218	189

※福祉事務所資料（各年4月現在）。「A判定」の障がいの程度がより重い



(4) 精神障がいのある人の人数の推移

① 精神障がいのある人の人数の推移

本市の令和2年4月時点における精神障害者保健福祉手帳所持者数は106人となっています。

等級別にみると、2級が64人と最も多く、6割(60.4%)を占めており、次いで、3級32人、1級10人の順となっています。

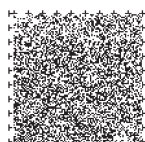
自立支援医療(精神通院)受給者数については、増加傾向にあり、令和2年4月時点の受給者数は365人となっています。

(単位:人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	119	130	139	102	105	106
1級	14	14	15	13	13	10
2級	79	84	86	58	63	64
3級	26	32	38	31	29	32
自立支援医療(精神通院) 受給者数	295	298	353	353	351	365

※福祉事務所資料(各年4月現在)。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の平成29年~30年の変動は精神障害者保健福祉手帳所持者の管理システムの変更によるものであり、平成29年までの数値には転出者や死亡者が一部含まれていると考えられる。精神障害者保健福祉手帳の等級は「1級」の障がいの程度が最も重い

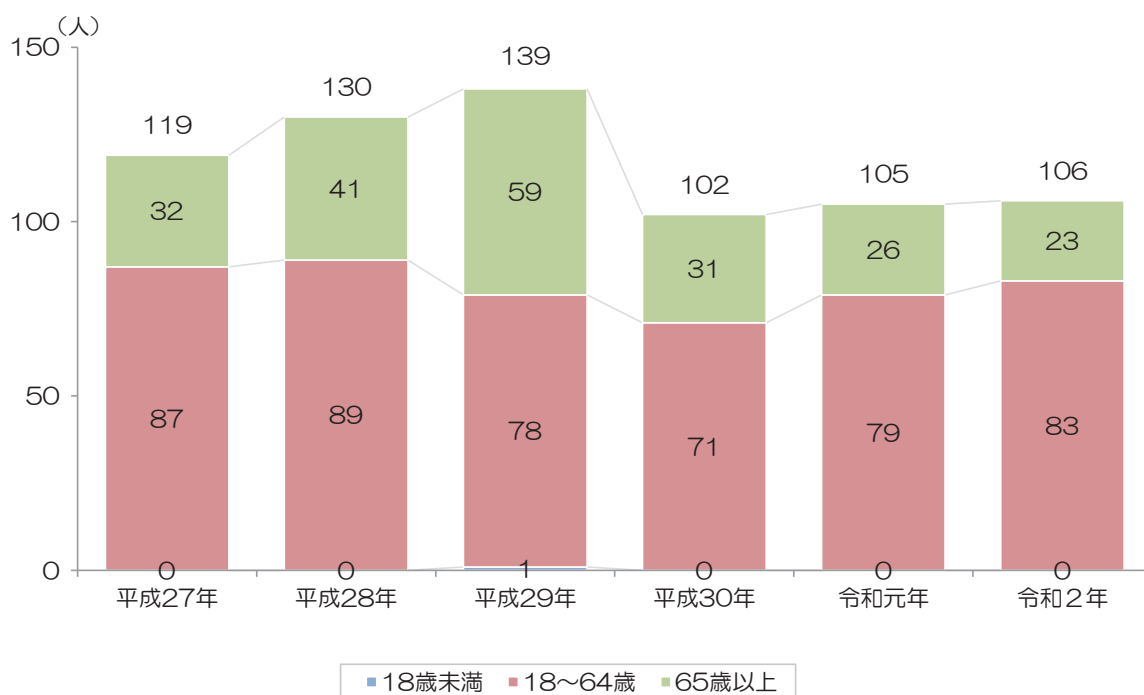


② 年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢区分別にみると、18歳未満が0人、18～64歳が83人、65歳以上が23人となっています。

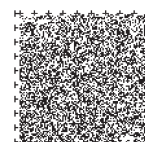
(単位：人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
精神障害者手帳所持者数	119	130	139	102	105	106
18歳未満	0	0	1	0	0	0
18～64歳	87	89	78	71	79	83
65歳以上	32	41	59	31	26	23



※福祉事務所資料（各年4月現在）。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の平成29年～30年の変動は精神障害者保健福祉手帳所持者の管理システムの変更によるものであり、平成29年までの数値には転出者や死亡者が一部含まれていると考えられる



(5) 障がい支援区分別の認定状況

本市の障がい支援区分別の認定状況については、区分6が59人と最も高く、4割(45.7%)を占めており、次いで、区分4の24人、区分3の19人の順となっています。

障がい種別でみると、身体障がいと知的障がいは区分6、精神障がいでは区分2が最も多くなっています。

(単位：人)

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全体	3	12	19	24	12	59
身体障がい	1	2	5	5	5	22
知的障がい	1	8	13	18	7	37
精神障がい	1	2	1	1	0	0

※福祉事務所資料（令和2年4月現在）。「区分6」の必要とされる支援の割合が最も高い

(6) 障がいのある子どもの状況

① 障がい児保育

市内の教育保育施設における障がい児保育利用者数は減少傾向にあります。

令和2年4月時点において、市内3か所の教育保育施設で4人が利用しています。

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
実施箇所数（か所）	7	6	6	4	2	3
利用者数（人）	9	11	10	6	2	4

※福祉事務所資料（令和2年4月現在）

② 特別支援教育

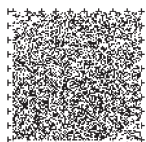
県立日南くろしお支援学校に本市から通学している児童生徒数は、20人台中盤で推移しています。

平成27年と令和2年を比較すると、小学部に通う児童数が大きく減少したのに対し、中学部・高等部に通う生徒数は増加しています。

(単位：人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全体	25	26	27	24	26	26
小学部	13	14	13	5	5	5
中学部	7	7	4	10	10	11
高等部	5	5	10	9	11	10

※福祉事務所資料（各年4月現在）



③ 特別支援学級

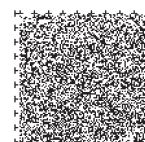
本市の特別支援学級に在籍している生徒数は平成30年まで増加傾向で推移したものの、直近2年間は減少傾向にあり、令和2年4月時点で46人となっています。

その内訳は、小学校が29人、中学校が17人となっています。

(単位：人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
合計	40	46	53	55	51	46
小学校	25	31	31	35	31	29
中学校	15	15	22	20	20	17

※福祉事務所資料（各年4月現在）



3 障がい者実態調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意見等を把握し、計画策定や施策推進に活用することを目的としました。

② 調査時期

令和2年8～9月

③ 調査対象

市内に住所を有する障害者手帳所持者 1,440 人について、18 歳以上の障害者手帳所持者を障がい者調査、18 歳未満の障害者手帳所持者の保護者を障がい児調査の対象として、それぞれ調査を実施しました。

④ 調査方法

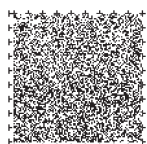
郵送配布・郵送回収

⑤ 調査票配布・回収状況

調査種別	障がい者調査 (18 歳以上)	障がい児調査 (18 歳未満)
配布数	1,391	49
有効回答数	655	26
有効回答率	47.1%	53.1%

⑥ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分比の小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。
- ・ 前回調査とは、平成 26 年度に実施した本調査と同様の調査を指します。
- ・ 県調査とは、宮崎県が平成 30 年度に実施した「障がい者アンケート調査」を指します。

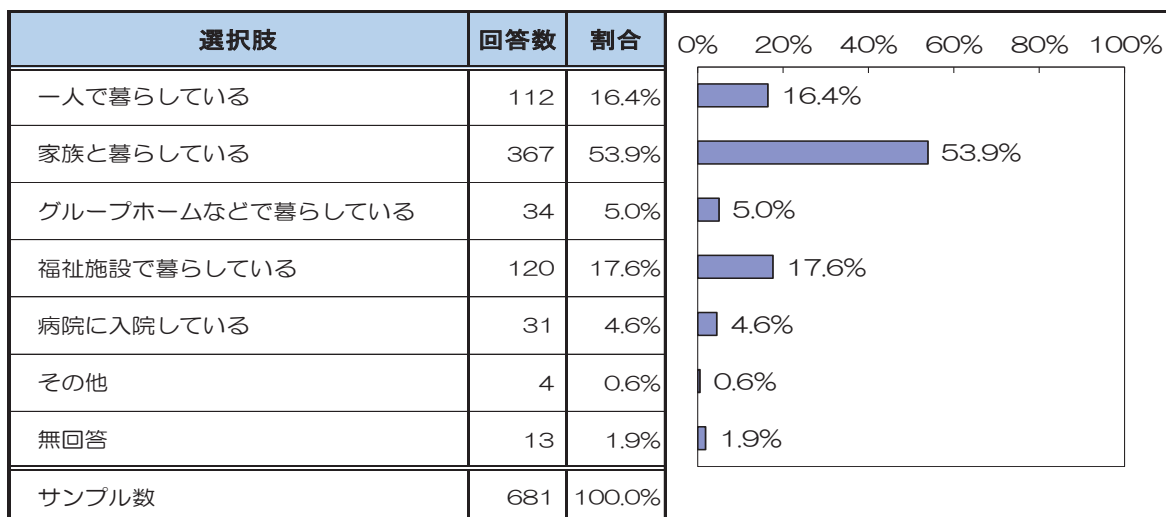


(2) 調査結果概要

① 住まいや暮らし

ア) 現在の生活状況（障がい者調査・障がい児調査）

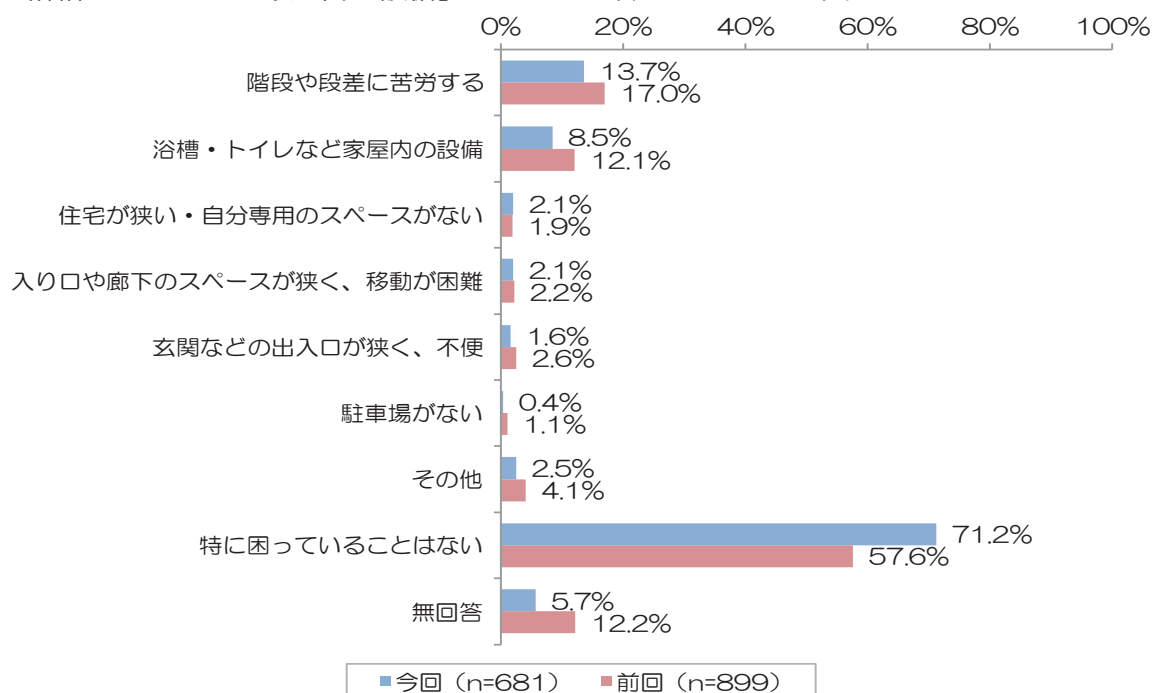
「一人で暮らしている」「家族と暮らしている」「グループホームなどで暮らしている」を合わせた割合は75.3%、「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」を合わせた割合は22.2%となっています。



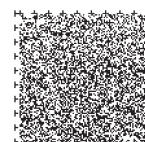
イ) 住居に関する困りごと（障がい者調査・障がい児調査）

「特に困っていることはない」が71.2%を占め、前回調査の57.6%から13.6ポイント上昇していることから、住居に関する状況は一定程度改善したと考えられます。

具体的な困りごととしては、「階段や段差に苦勞する」が13.7%と最も高く、次いで、「浴槽・トイレなど家屋内の設備」の8.5%の順となっています。



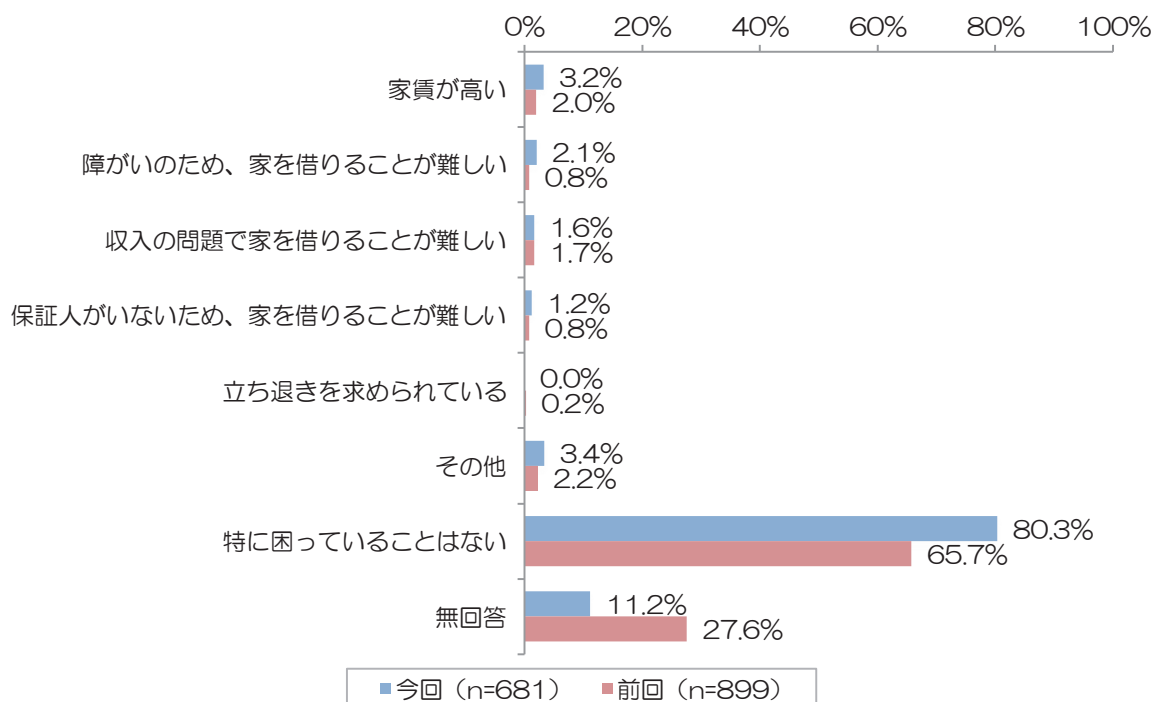
※複数回答可



ウ) 住宅事情に関する困りごと（障がい者調査・障がい児調査）

「特に困っていることはない」が80.3%を占め、前回調査の65.7%から14.6ポイント上昇していることから、住居事情に関する状況は一定程度改善したと考えられます。

具体的な困りごととしては、「家賃が高い」等への回答が得られています。

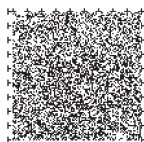


※複数回答可

エ) 今後3年間希望する生活（障がい者調査）

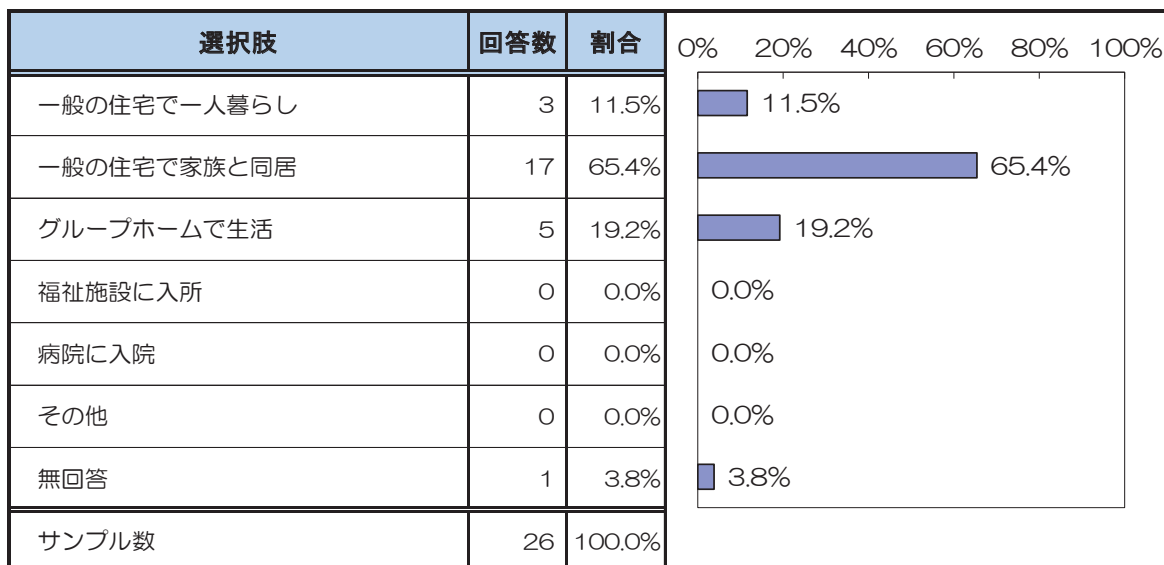
「一般の住宅で一人暮らし」「一般の住宅で家族と同居」「グループホームで生活」を合わせた割合は57.4%、「福祉施設に入所」「病院に入院」を合わせた割合は27.9%となっており、現在の生活と比較して、施設への入所を希望する割合が高くなっています。

選択肢	回答数	割合
一般の住宅で一人暮らし	74	11.3%
一般の住宅で家族と同居	272	41.5%
グループホームで生活	30	4.6%
福祉施設に入所	151	23.1%
病院に入院	32	4.9%
その他	27	4.1%
無回答	69	10.5%
サンプル数	655	100.0%



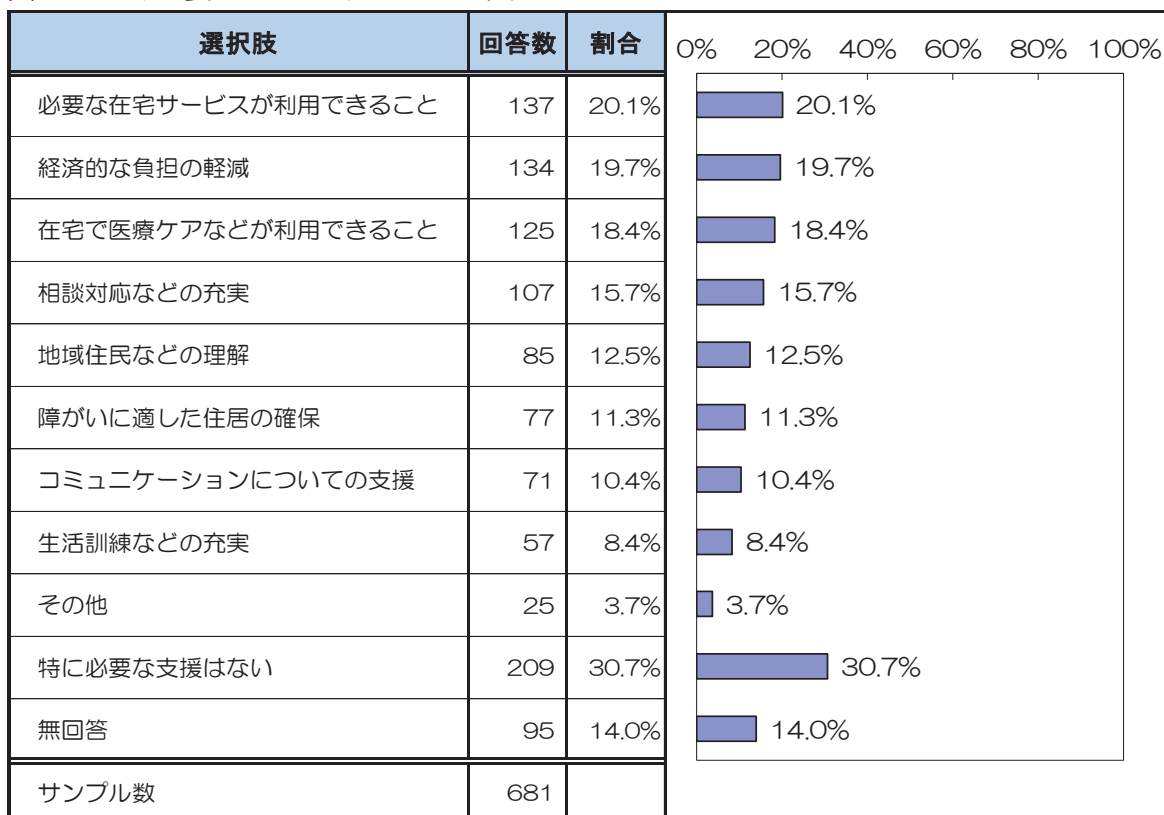
オ) 将来希望する生活（障がい児調査）

「一般の住宅で一人暮らし」「一般の住宅で家族と同居」を合わせた割合は 76.9%となっており、障がいのある子どもの保護者の多くが、障がいのある子どもが一般の住宅で将来生活することを希望しています。

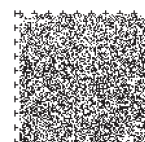


カ) 希望する生活を実現するために必要な支援（障がい者調査・障がい児調査）

必要な支援として、「必要な在宅サービスが利用できること」「経済的な負担の軽減」「在宅で医療ケアなどが利用できること」への回答が多くなっており、これらの施策の充実を図っていく必要があると考えられます。



※複数回答可



② 外出・社会参加

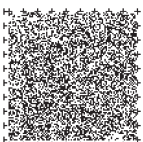
ア) 外出の頻度（障がい者調査・障がい児調査）

「1週間に数回外出する」が34.1%と最も高く、次いで、「めったに外出しない」の31.3%、「毎日外出する」の20.6%の順となっています。

選択肢	回答数	割合
毎日外出する	140	20.6%
1週間に数回外出する	232	34.1%
めったに外出しない	213	31.3%
まったく外出しない	67	9.8%
無回答	29	4.3%
サンプル数	681	100.0%

0% 20% 40% 60% 80% 100%

20.6%
34.1%
31.3%
9.8%
4.3%

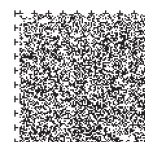


イ) 外出に関する困りごと（障がい者調査・障がい児調査）

外出に関する困りごとについて、「特に困っていることはない」が4割強を占めていますが、具体的な困りごととしては、「自分（お子さん）ひとりで外出できない」が28.9%と最も高くなっており、移動支援の充実が求められていると考えられます。

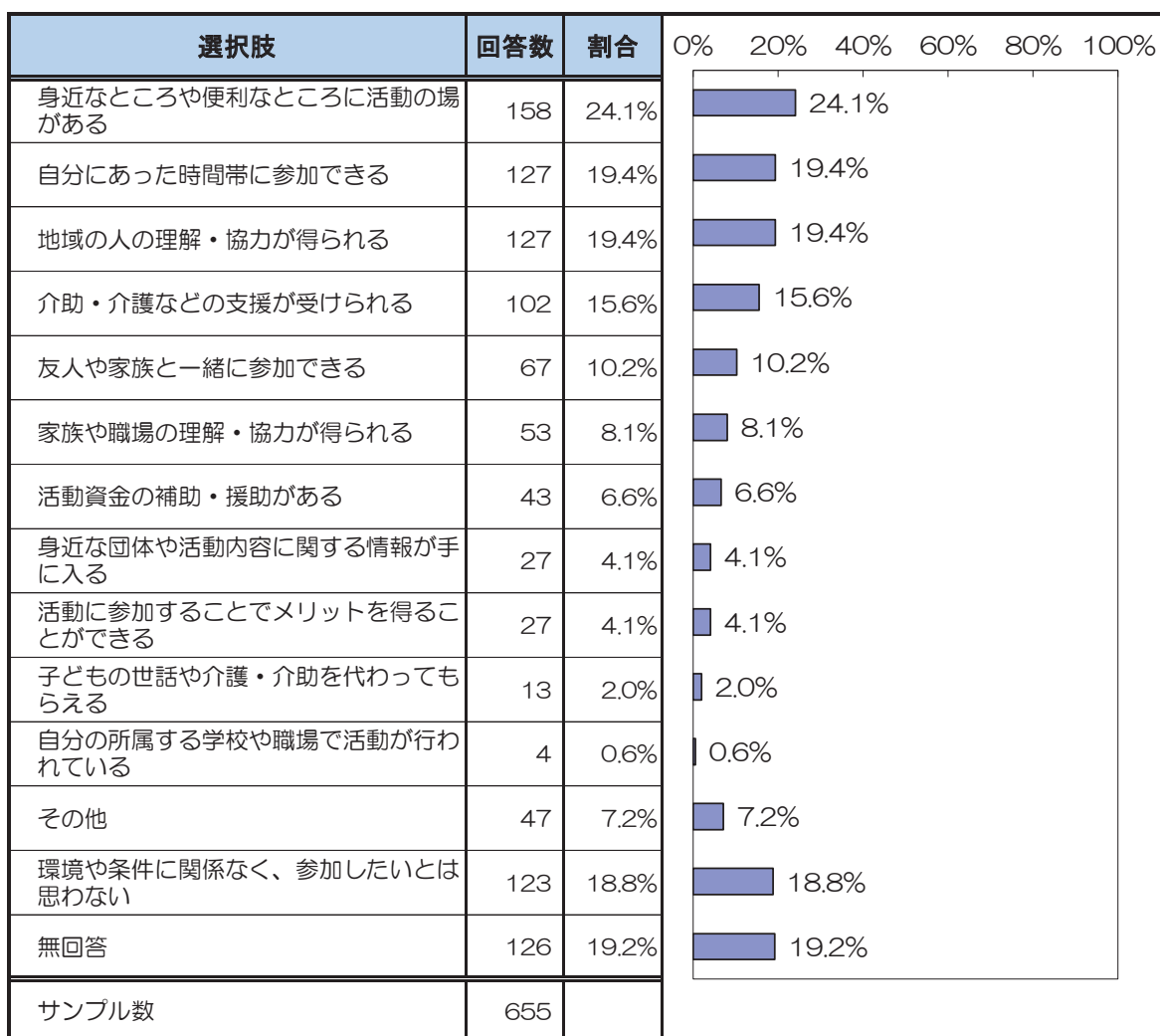
選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
自分（お子さん）ひとりで外出できない	197	28.9%							
道路に段差が多い	60	8.8%							
一般車両が車いす使用者用駐車スペースに駐車していて、使用できない	46	6.8%							
身体障がい者用トイレがない（少ない）	40	5.9%							
バスや鉄道などの交通機関で乗り降りが不便	38	5.6%							
外出先・交通機関での情報の取得やコミュニケーション支援がない（足りない）	32	4.7%							
建物内の出入口や通路に段差がある	29	4.3%							
車いす使用者用駐車場がない（少ない）	27	4.0%							
エレベーターが設置されていない（少ない、利用しにくい）	16	2.3%							
道路に放置自転車や看板などの障がい物が多い	9	1.3%							
点字ブロック・エスコートゾーンなどの交通バリアフリーがない（少ない）	8	1.2%							
その他	38	5.6%							
特に困っていることはない	301	44.2%							
無回答	67	9.8%							
サンプル数	681								

※複数回答可

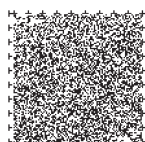


ウ) 地域活動を行うに当たって必要な環境・条件（障がい者調査）

「身近なところや便利なところに活動の場がある」が24.1%と最も高く、次いで、「自分にあった時間帯に参加できる」「地域の人々の理解・協力が得られる」の19.4%の順となっています。



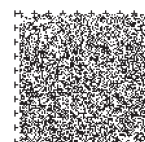
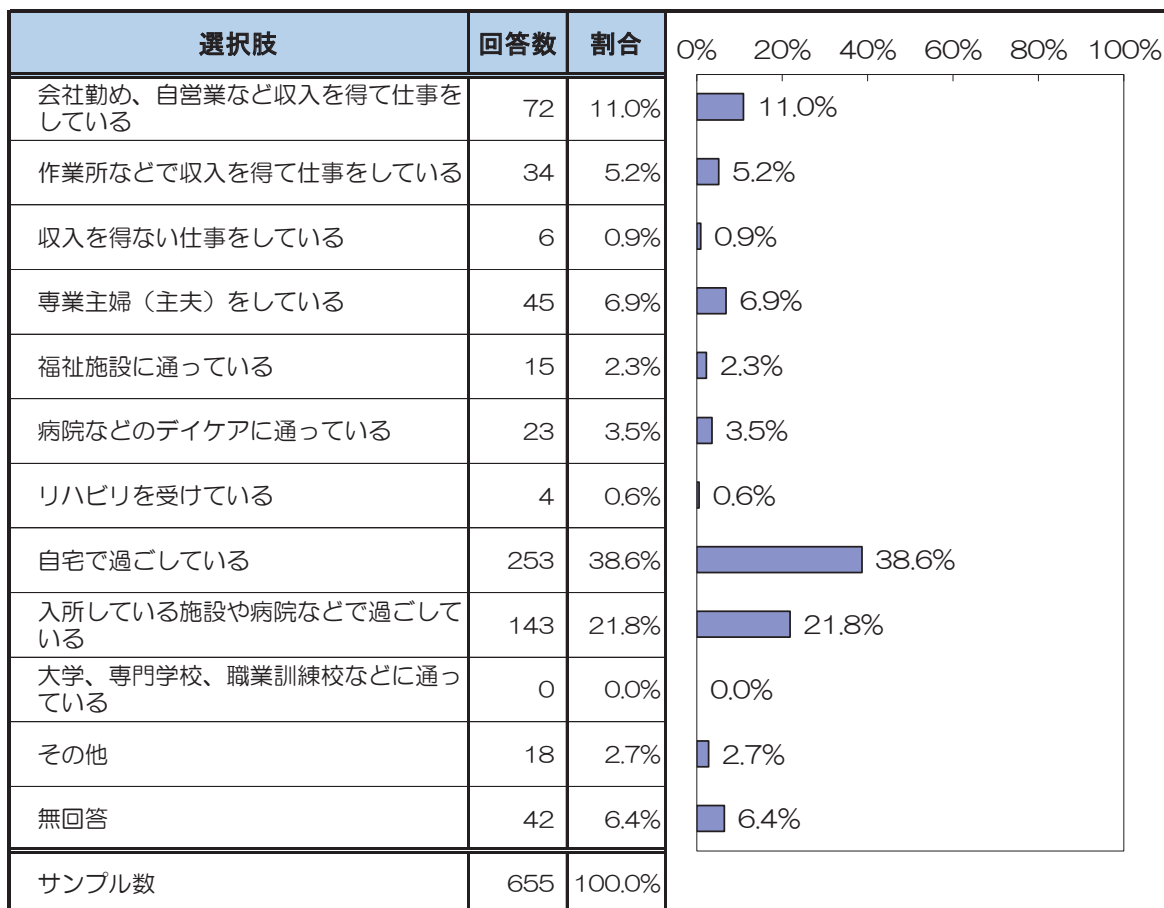
※3項目まで回答可



③ 就労

ア) 就労状況（障がい者調査）

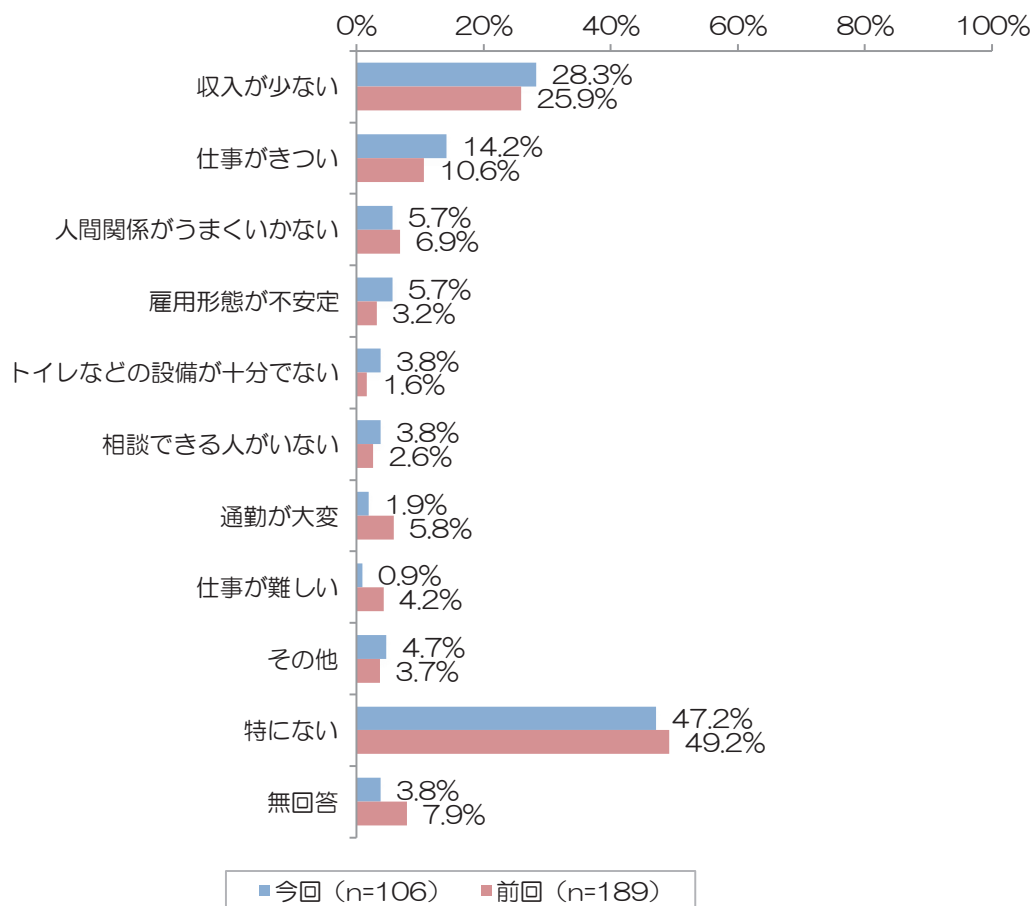
日中の生活状況について、「自宅で過ごしている」が38.6%と最も高く、次いで、「入所している施設や病院などで過ごしている」の21.8%、「会社勤め、自営業など収入を得て仕事をしている」の11.0%の順となっており、「収入を得て仕事をしている」と回答した割合は16.2%にとどまっています。



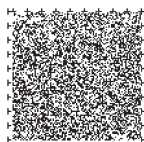
イ) 就労における不安 (障がい者調査)

現在収入を得て仕事をしている障がいのある人が抱える就労上の不安については、「特
にない」が5割弱を占めていますが、具体的な不安としては、「収入が少ない」が28.3%
と最も高く、次いで、「仕事がつい」の14.2%の順となっています。

前回調査と比較して、大きな変化はみられません。

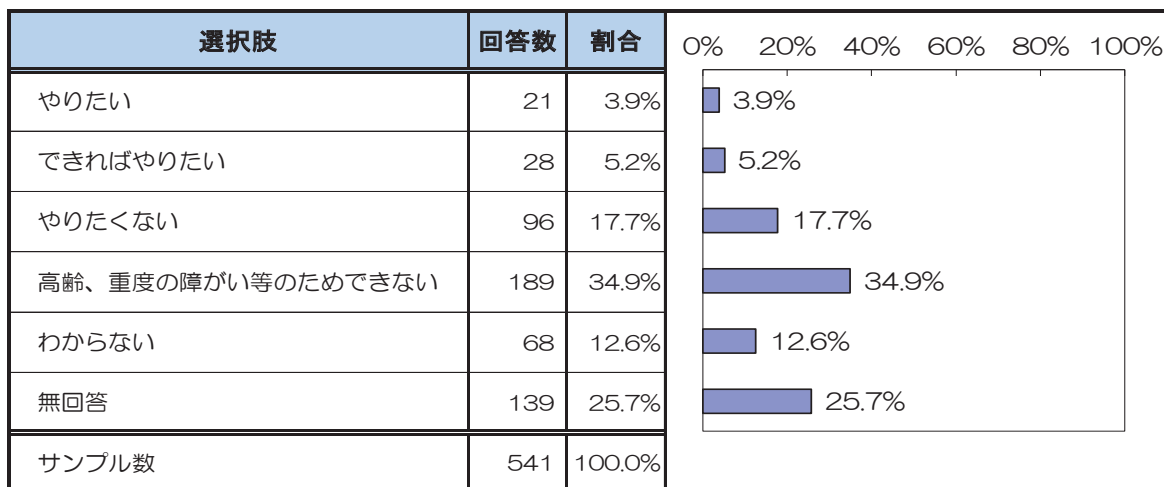


※複数回答可



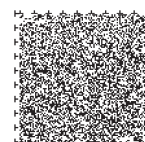
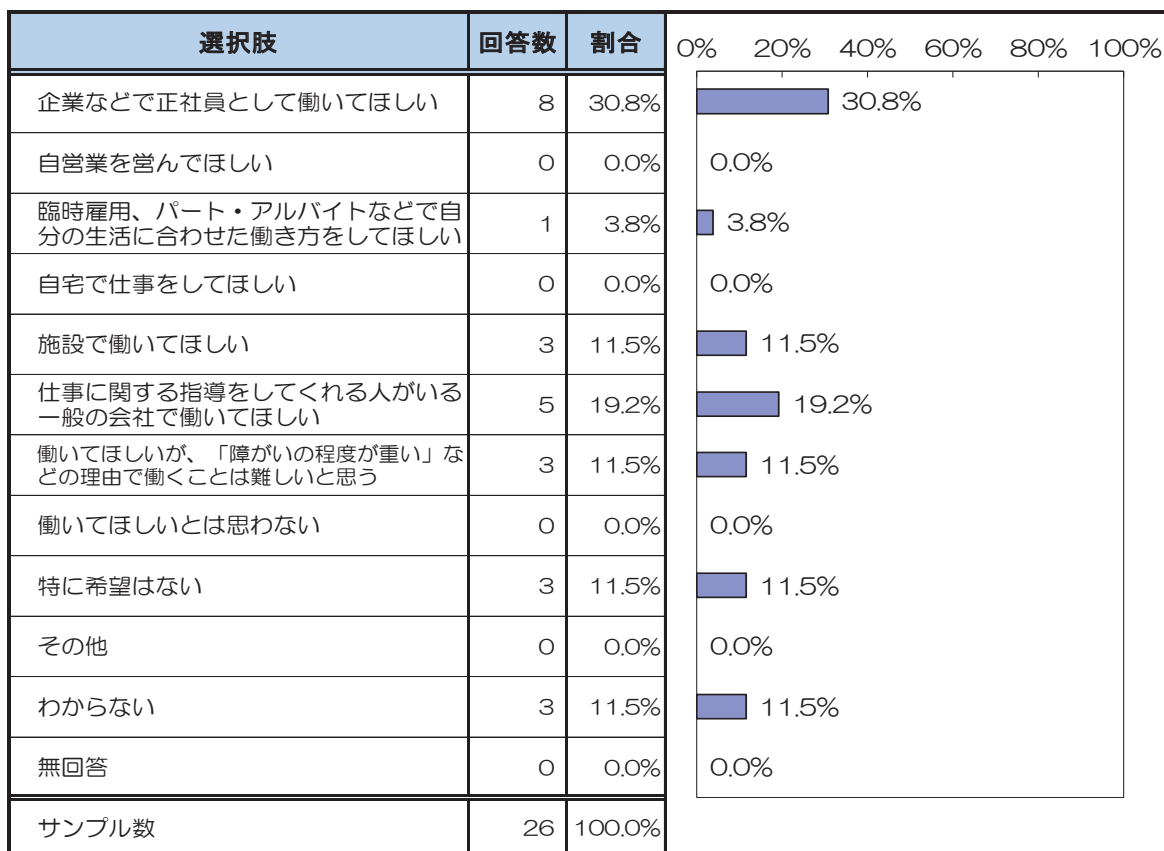
ウ) 就労で収入を得ていない障がいのある人の就労希望（障がい者調査）

「やりたい」「できればやりたい」を合わせた割合は9.1%となっており、現在就労していない障がいのある人の約1割が就労を希望しています。



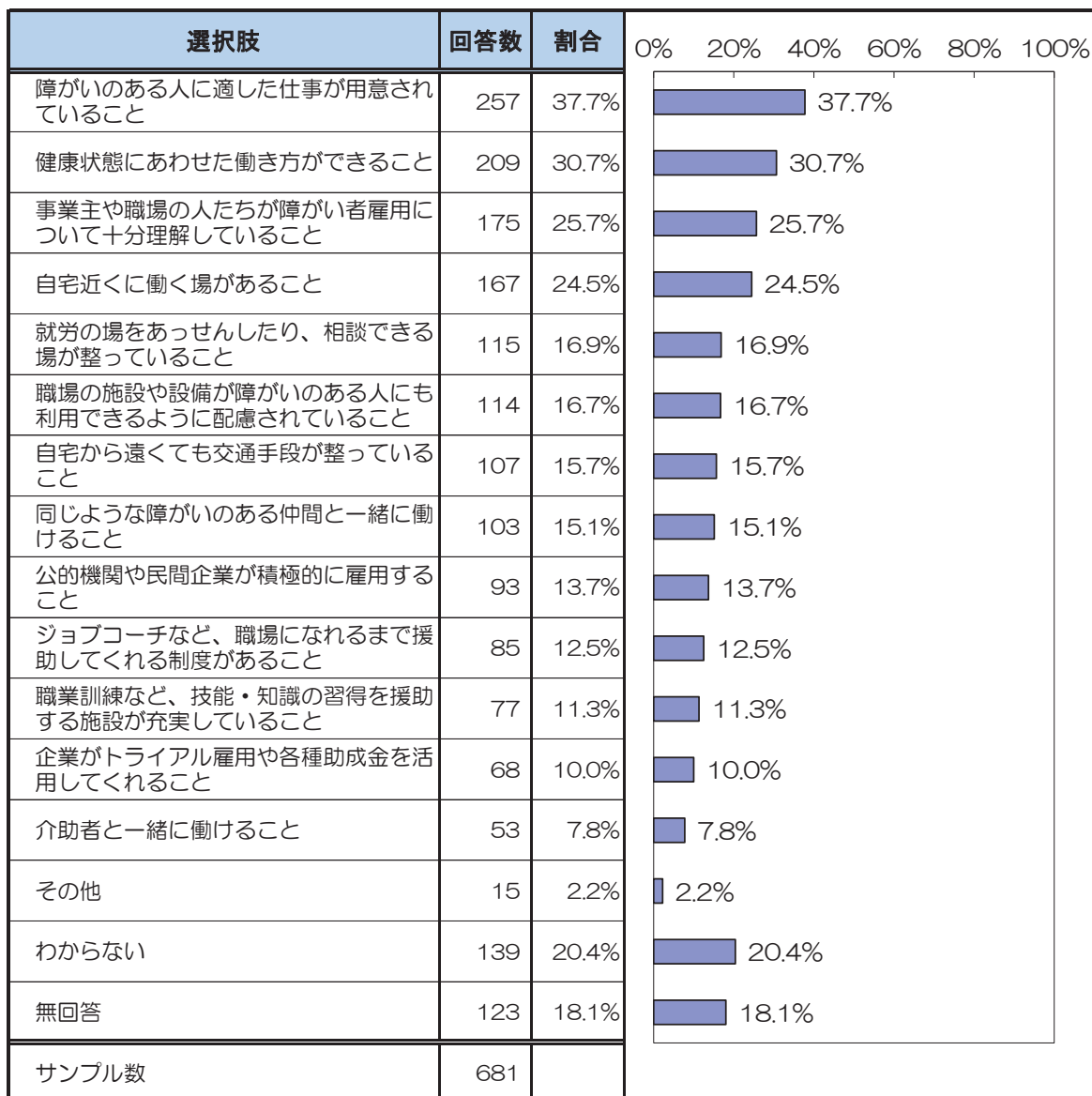
エ) 障がいのある子どもに対する将来的な就労希望（障がい児調査）

「企業などで正社員として働いてほしい」が3割を占める一方、「働いてほしいが、『障がいの程度が重い』などの理由で働くことは難しいと思う」「働いてほしいとは思わない」を合わせた割合が1割強にとどまるなど、障がいのある子どもの保護者の多くが、将来就労することを希望しています。

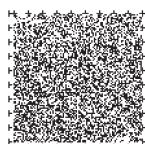


オ) 必要な就労支援（障がい者調査・障がい児調査）

「障がいのある人に適した仕事を用意されていること」が37.7%と最も高く、次いで、「健康状態にあわせた働き方ができること」の30.7%、「事業主や職場の人たちが障がい者雇用について十分理解していること」の25.7%の順となっており、障がいに配慮した就労環境の整備が重要であると考えられます。



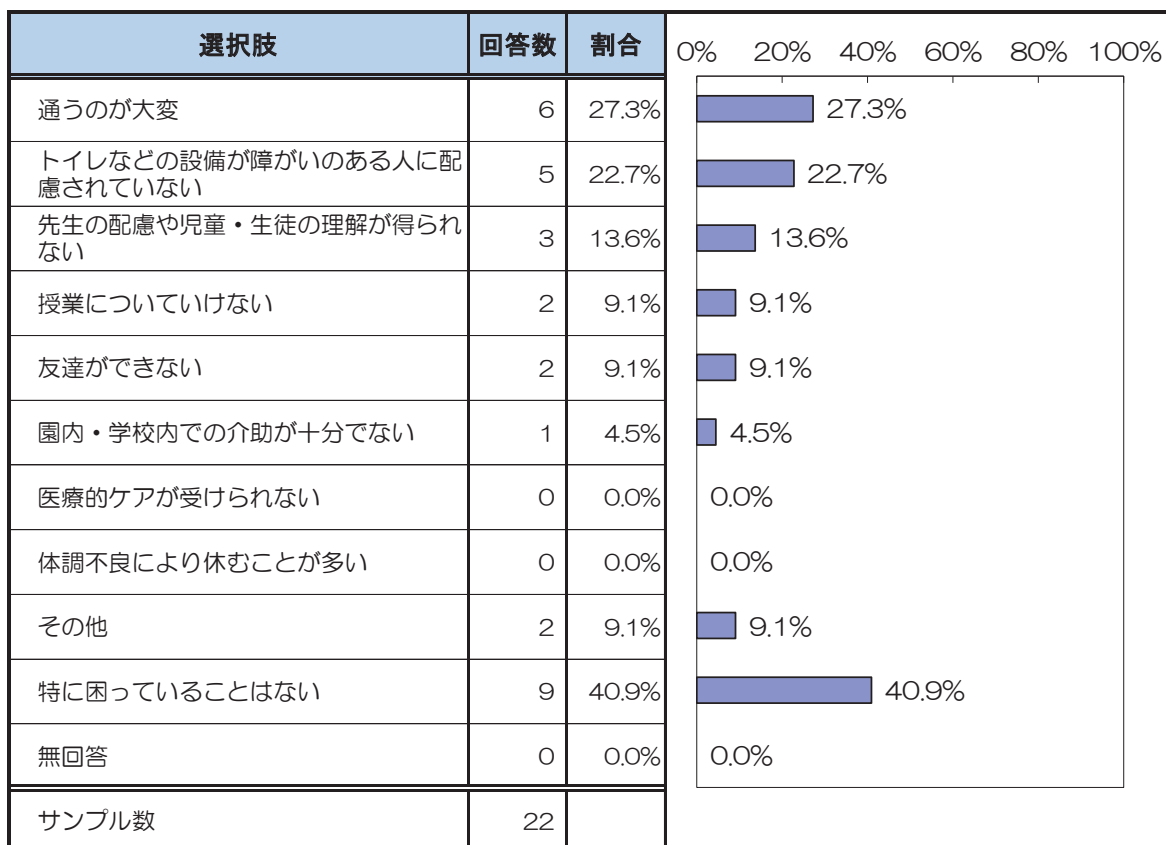
※複数回答可



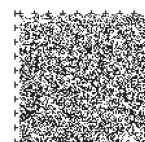
④ 教育

ア) 通園・通学における困りごと（障がい児調査）

教育・保育施設に通っている障がいのある子どもの通園・通学における困りごとについて、「特に困っていることはない」が4割強を占めていますが、具体的な困りごととしては、「通うのが大変」が27.3%と最も高く、次いで、「トイレなどの設備が障がいのある人に配慮されていない」の22.7%の順となっています。

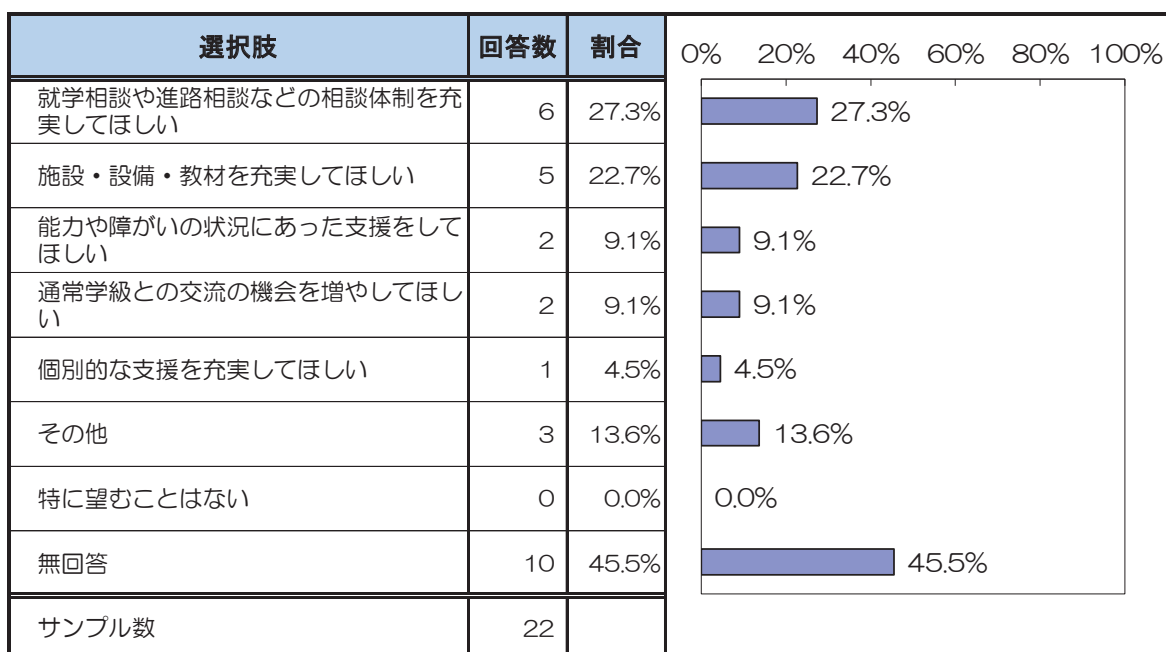


※複数回答可

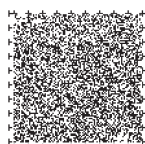


イ) 学校教育に望むこと（障がい児調査）

教育・保育施設に通っている障がいのある子どもの学校教育に関して望むことについて、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が27.3%と最も高く、次いで、「施設・設備・教材を充実してほしい」の22.7%の順となっています。



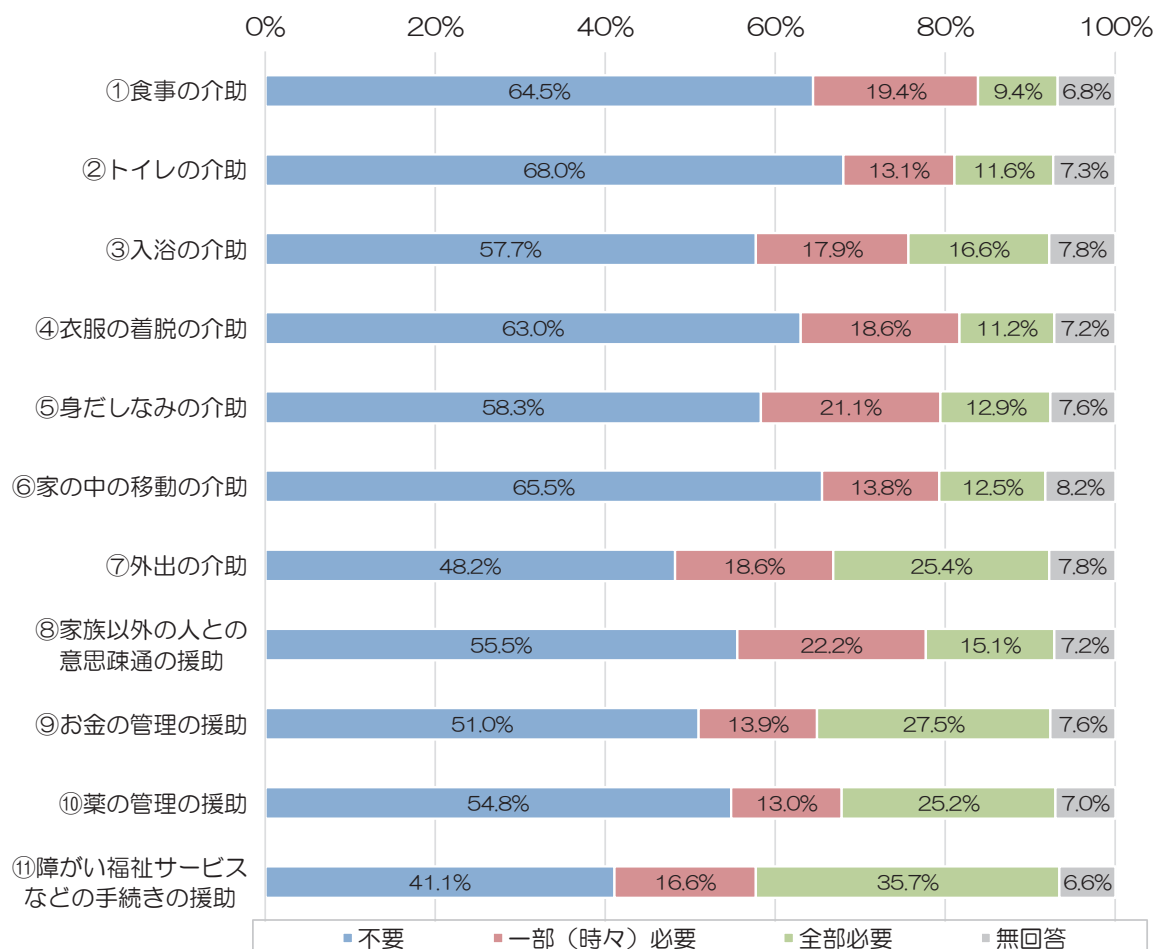
※複数回答可



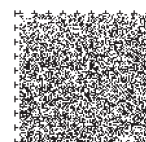
⑤ 必要な生活支援と支援者

ア) 日常生活における必要な支援（障がい者調査・障がい児調査）

支援の必要性について、「一部（時々）必要」と「全部必要」を合わせた割合が最も高い項目が「障がい福祉サービスなどの手続きの援助」（52.4%）となっており、次いで、「外出の介助」（44.1%）、「お金の管理の援助」（41.4%）の順となっています。

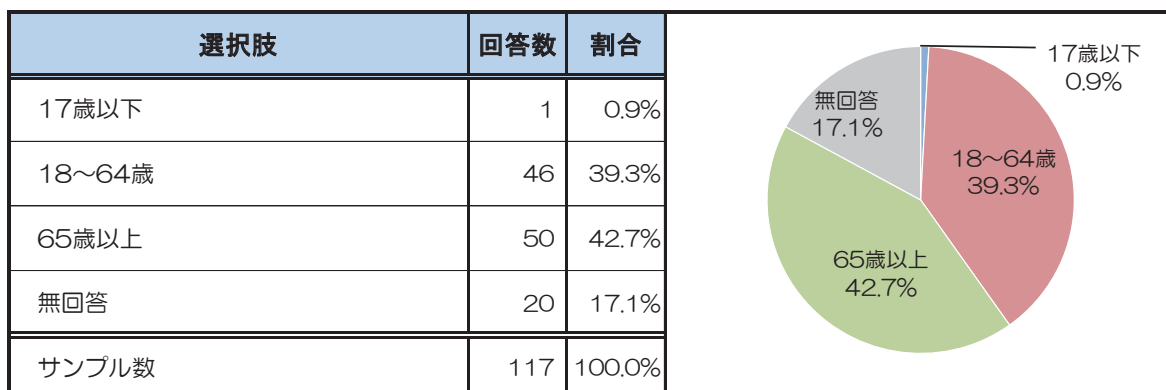


※⑨～⑪については、障がい児調査において調査項目に含んでいないため、障がい者調査の結果である



イ) 家族支援者の年齢（障がい者調査・障がい児調査）

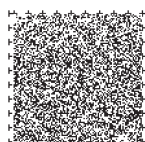
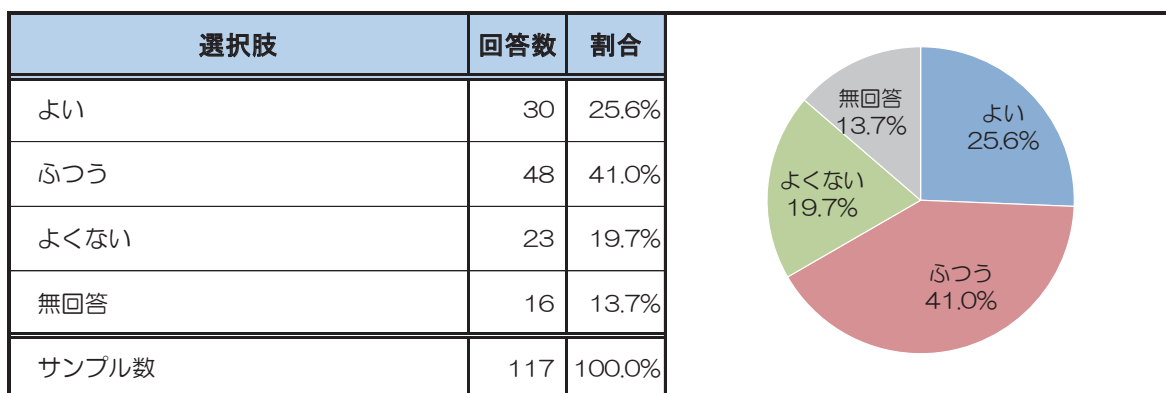
家族を中心に支援（介助）を行っている場合における支援者（介助者）の年齢について、「17歳以下」が0.9%、「18～64歳」が39.3%、「65歳以上」が42.7%となっており、家族支援者の高齢化が懸念される状況にあります。



ウ) 家族支援者の健康状態（障がい者調査・障がい児調査）

家族を中心に支援（介助）を行っている場合における支援者（介助者）の健康状態について、「よい」が25.6%、「ふつう」が41.0%、「よくない」が19.7%となっています。

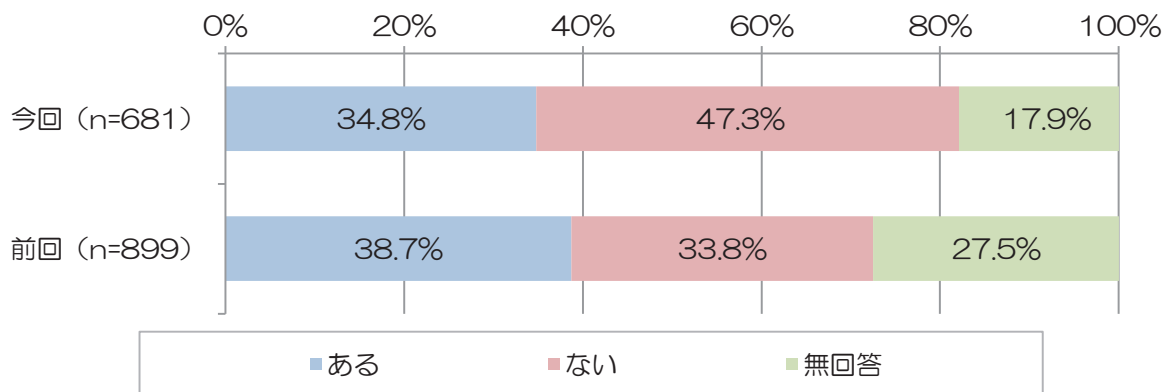
2割近くの家族支援者が「健康状態がよくない」と回答していることから、家族支援者に対する支援の充実を図っていく必要があると考えられます。



⑥ 障がいがあることによる人生選択や日常生活における制限

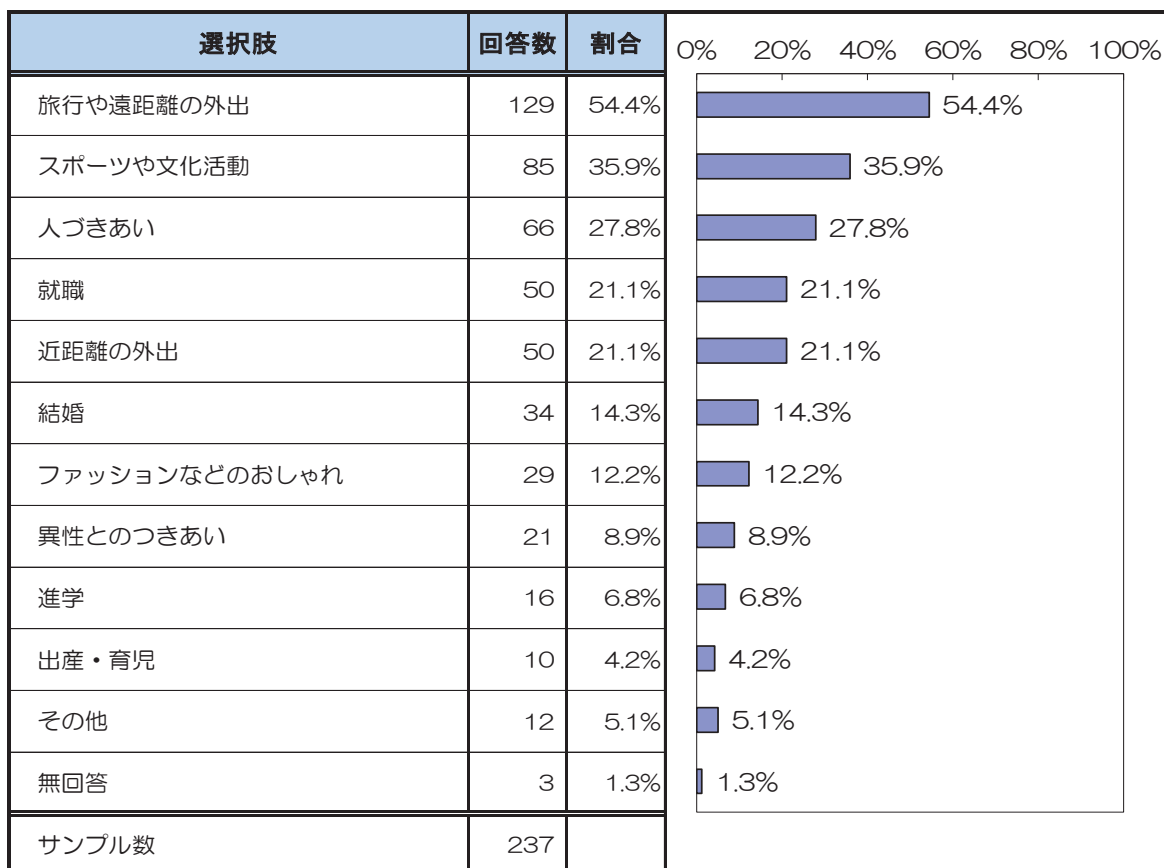
ア) 障がいを理由に諦めたことの有無（障がい者調査・障がい児調査）

「障がいがあるために諦めたくないのに諦めたことがある」と回答した割合は 34.8% と 3 割を超えていますが、前回調査から「ある」が 3.9 ポイント低下し、「ない」が 13.5 ポイント上昇したことから一定程度は状況が改善したと考えられます。

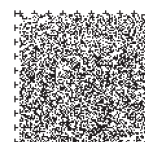


イ) 障がいを理由に諦めたこと（障がい者調査・障がい児調査）

具体的に諦めたことについて、「旅行や遠距離の外出」が 54.4% と最も高く、次いで、「スポーツや文化活動」の 35.9%、「人づきあい」の 27.8% の順となっており、これらの活動・行為等が制限されることがない環境づくりに努める必要があると考えられます。



※複数回答可



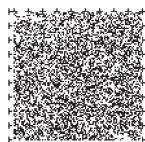
⑦ 障がい福祉サービス等の利用

ア) 現在利用している障がい福祉サービス等（障がい者調査・障がい児調査）

現在利用している障がい福祉サービス等については、「施設入所支援」が12.3%と最も高く、次いで、「生活介護」の10.4%、「計画相談支援」の5.4%の順となっています。



※複数回答可

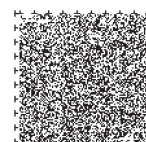


イ) 今後3年間の間に利用を希望する障がい福祉サービス等(障がい者調査・障がい児調査)

今後3年間の間に利用を希望する障がい福祉サービス等については、「施設入所支援」が14.2%と最も高く、次いで、「生活介護」の11.3%、「計画相談支援」の6.2%の順となっています。

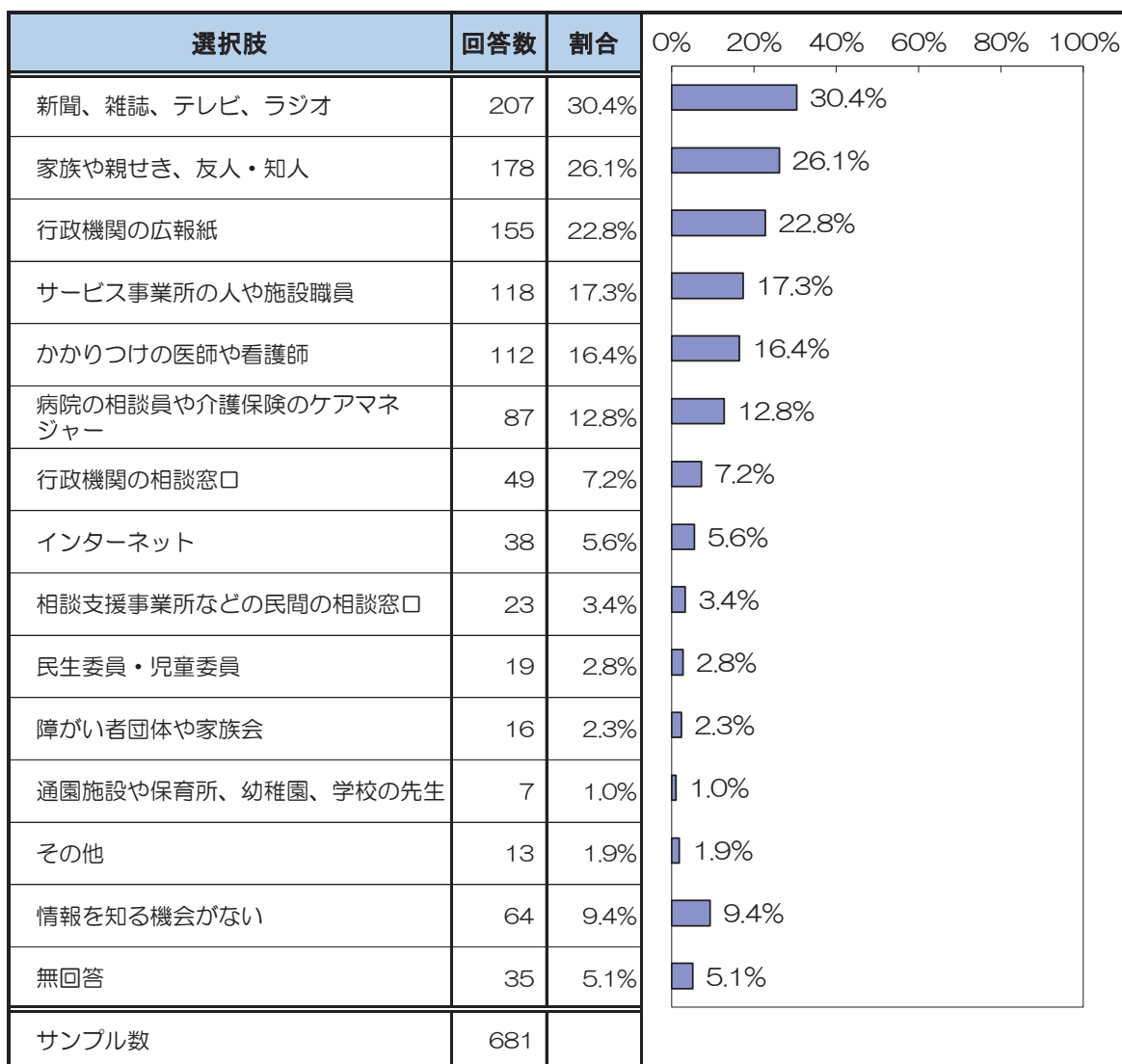


※複数回答可

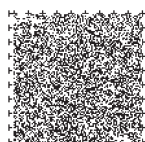


ウ) 情報の入手 (障がい者調査・障がい児調査)

障がいや福祉サービス等に関する情報入手元について、「情報を知る機会がない」と回答した割合は9.4%にとどまっており、障がいのある人等の大半が何らかの形で情報を入手することができると考えられます。



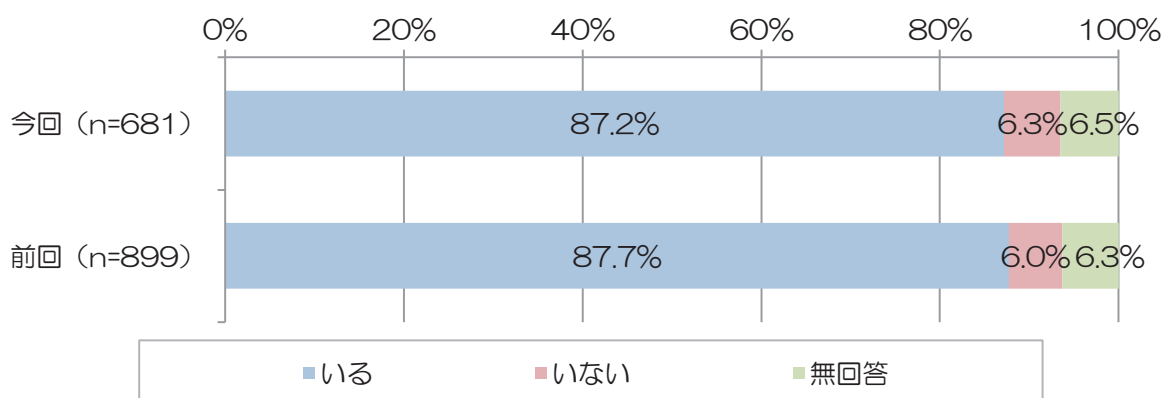
※複数回答可



⑧ 医療

ア) かかりつけ医の有無（障がい者調査・障がい児調査）

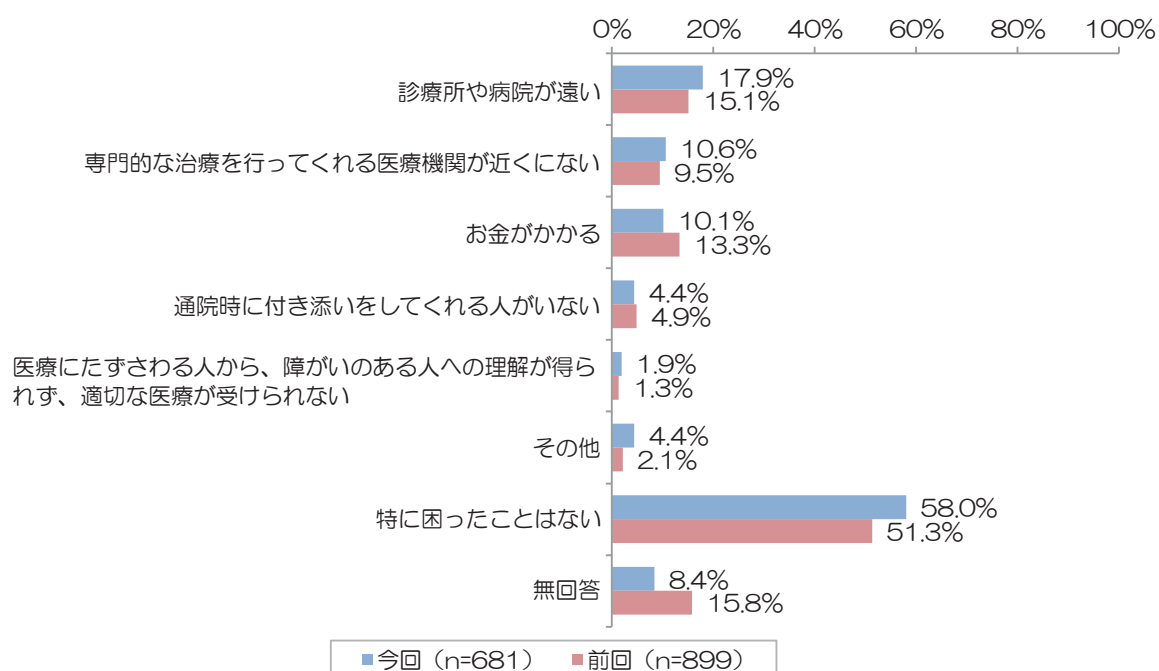
かかりつけ医の有無について、「いる」が87.2%、「いない」が6.3%となっています。前回調査と比較して、大きな変化はみられません。



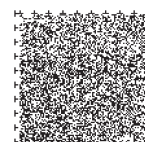
イ) 医療に関する困りごと（障がい者調査・障がい児調査）

「特に困ったことはない」が58.0%を占め、前回調査の51.3%から6.7ポイント上昇していることから、医療に関する状況は一定程度改善したと考えられます。

具体的な困りごととしては、「診療所や病院が遠い」が17.9%と最も高く、次いで、「専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない」の10.6%、「お金がかかる」の10.1%の順となっています。



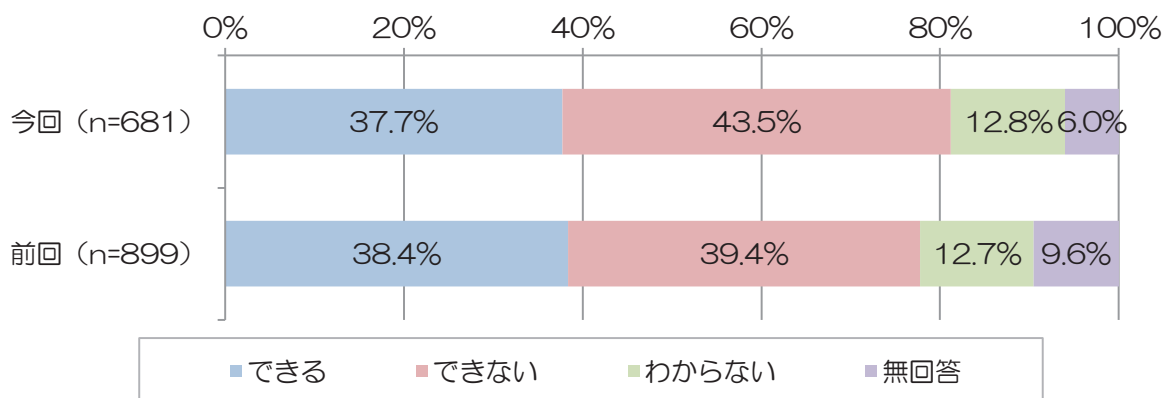
※複数回答可



⑨ 防災

ア) 自力での避難の可否（障がい者調査・障がい児調査）

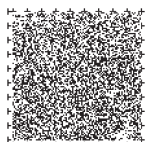
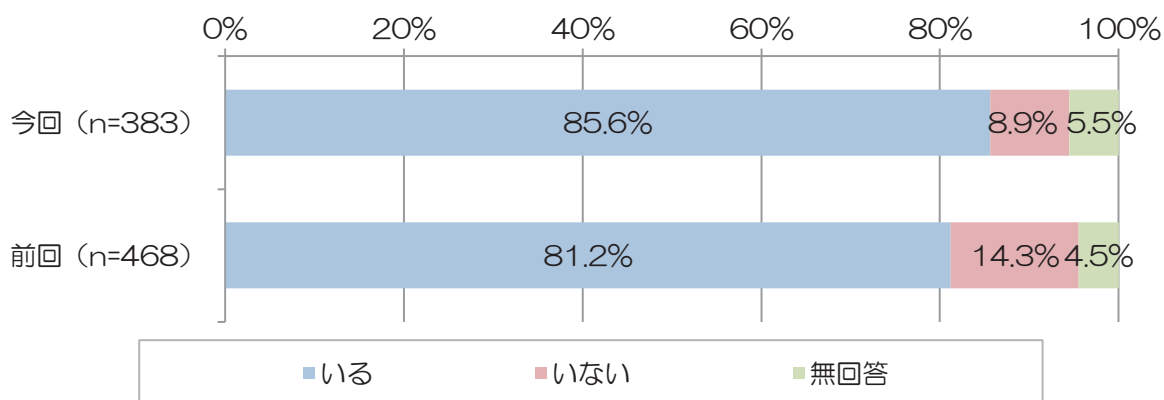
「災害時に一人で避難できる」と回答した割合は、前回調査：38.4%、今回調査：37.7%となっており、自力で避難できる障がいのある人の割合に大きな変化はありませんが、「一人で避難できない」と回答した割合は 39.4%から 43.5%へと 4.1 ポイント上昇しています。



イ) 避難時の支援者の有無（障がい者調査・障がい児調査）

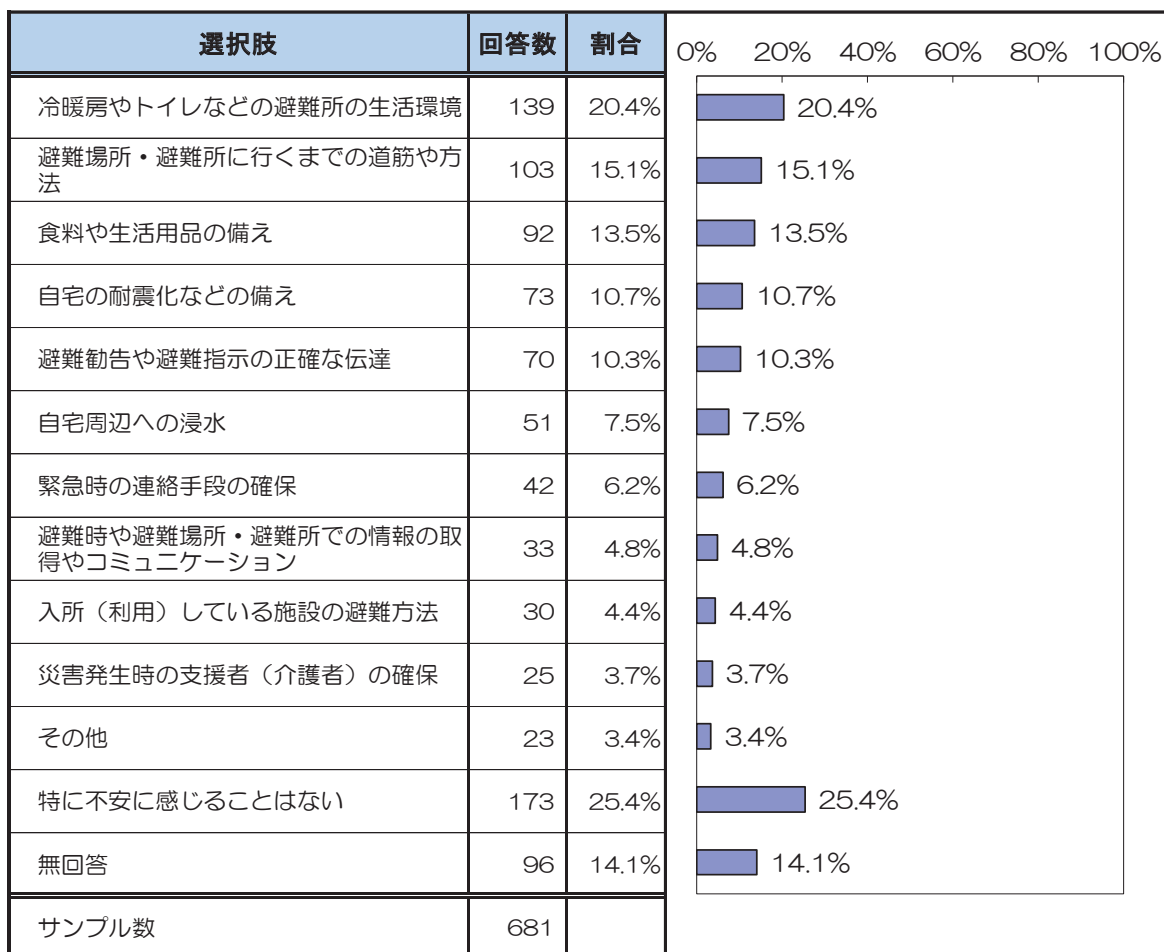
「災害時に一人で避難できる」と回答した以外の障がいのある人における避難時の支援者の有無について、「いる」が 85.6%、「いない」が 8.9%となっており、一人で避難ができない可能性がある障がいのある人の 1 割弱が避難時の支援者がいない状況となっています。

一方、前回調査との比較では、「いない」と回答した割合が 5.4 ポイント低下し、災害時の避難を支える体制について、一定程度の改善がみられたと考えられます。



ウ) 防災対策に関する不安（障がい者調査・障がい児調査）

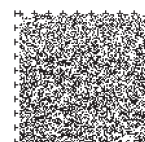
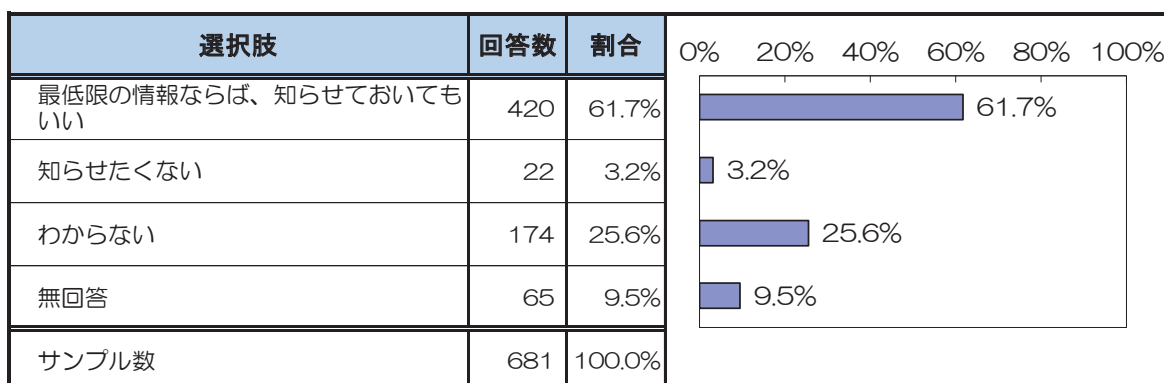
防災対策に関する不安として、「冷暖房やトイレなどの避難所の生活環境」が20.4%と最も高く、次いで、「避難場所・避難所に行くまでの道筋や方法」の15.1%、「食料や生活用品の備え」の13.5%の順となっています。



※複数回答可

エ) 災害時に備えた個人情報の提供に対する意向（障がい者調査・障がい児調査）

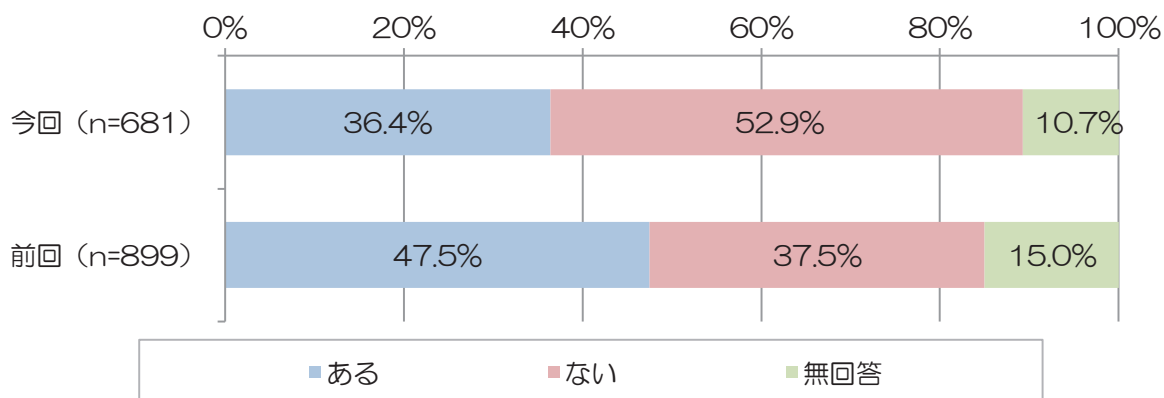
「最低限の情報ならば、知らせておいてもいい」が61.7%、「知らせたくない」が3.2%、「わからない」が25.6%となっており、個人情報の提供に対する拒否感を持つ障がいのある人等は限定的といえると考えられます。



⑩ 防犯

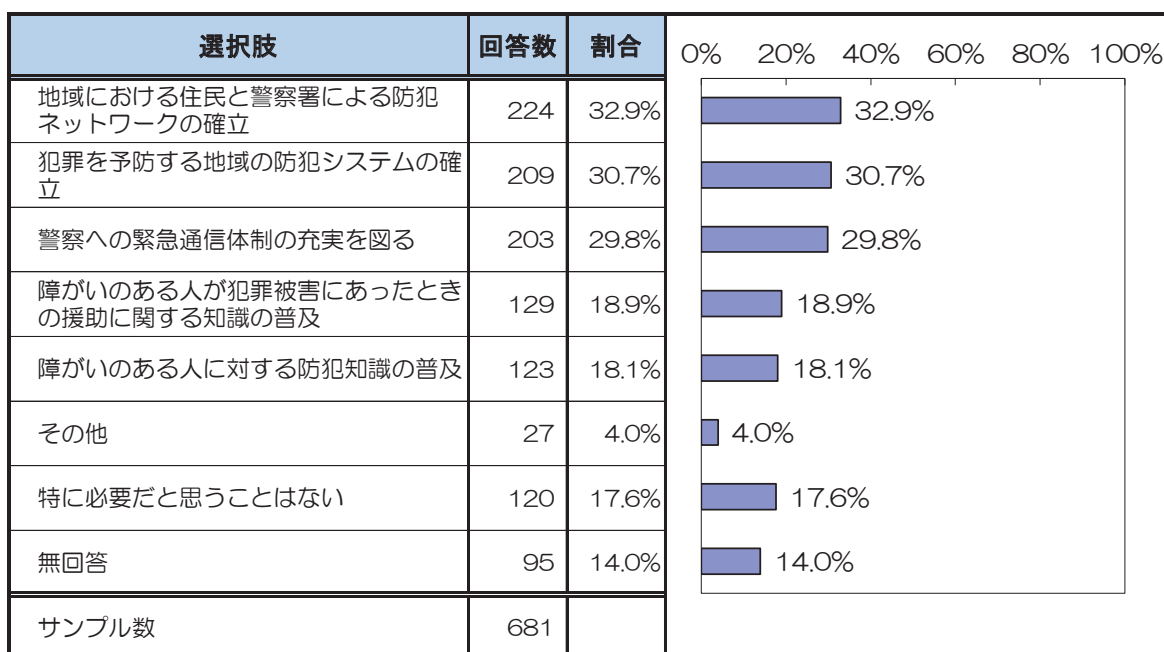
ア) 犯罪被害に対する不安の有無（障がい者調査・障がい児調査）

犯罪被害にあうことへの不安が「ある」と感じている割合は36.4%と、4割近くに達していますが、前回調査の47.5%から11.1ポイント低下していることから、犯罪被害に対する不安は一定程度解消したと考えられます。

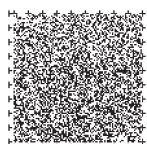


イ) 必要な防犯対策（障がい者調査・障がい児調査）

「地域における住民と警察署による防犯ネットワークの確立」が32.9%と最も高く、次いで、「犯罪を予防する地域の防犯システムの確立」の30.7%、「警察への緊急通信体制の充実を図る」の29.8%の順となっており、これらの防犯対策の充実を図っていく必要があると考えられます。



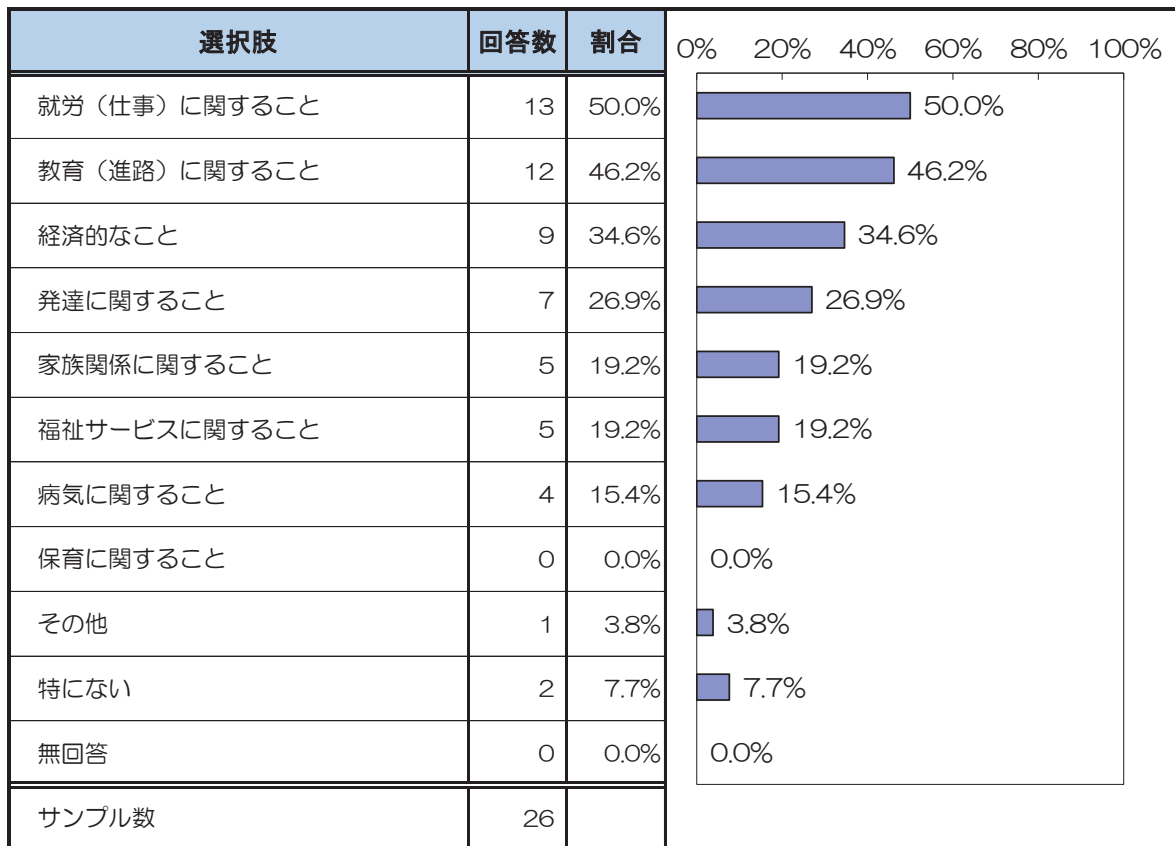
※複数回答可



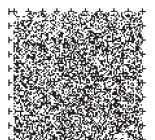
⑪ 悩みごとや心配ごと

ア) 障がいのある子どもの保護者が抱える悩みごとや心配ごと（障がい児調査）

「就労（仕事）に関すること」が50.0%と最も高く、次いで、「教育（進路）に関する
こと」の46.2%、「経済的なこと」の34.6%の順となっています。

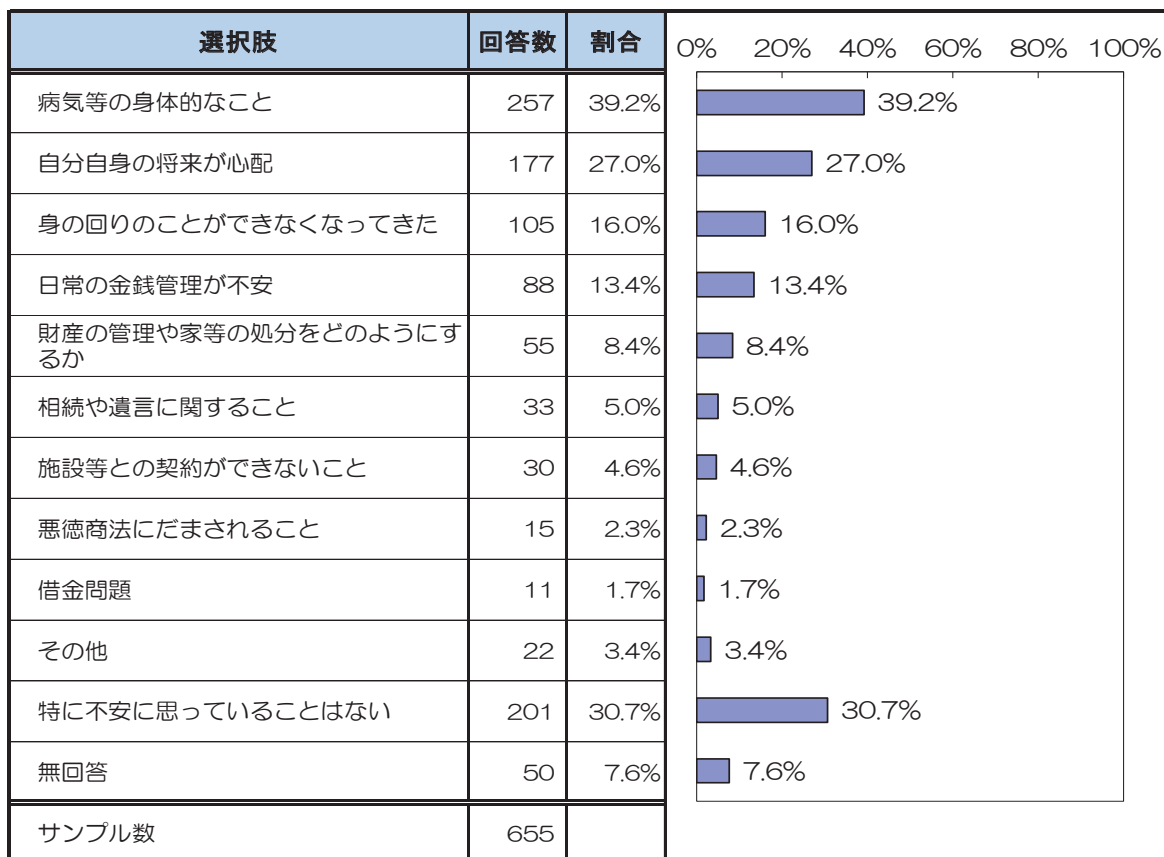


※複数回答可



イ) 障がい者が抱える将来への不安（障がい者調査）

「特に不安に思っていることはない」が3割強を占める一方、具体的な不安として、「病気等の身体的なこと」が39.2%と最も高く、次いで、「自分自身の将来が心配」の27.0%の順となっています。

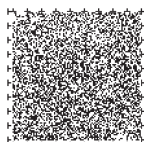
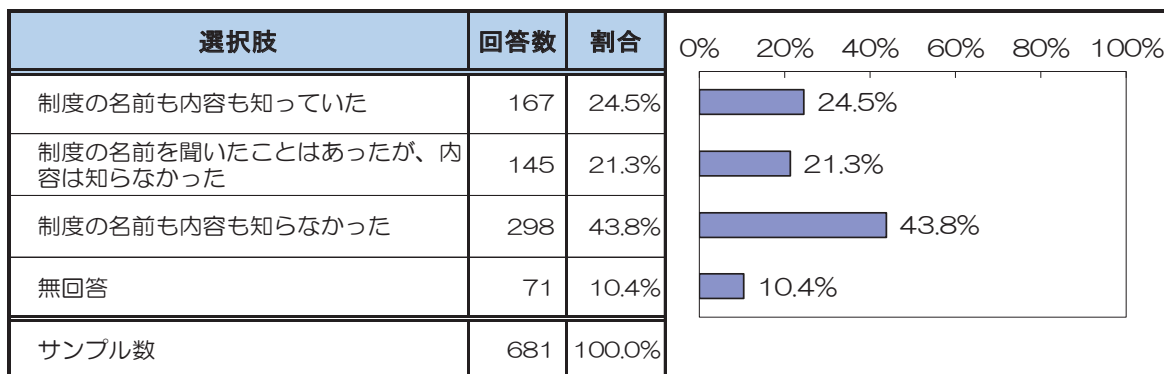


※複数回答可

⑫ 権利擁護

ア) 成年後見制度の認知（障がい者調査・障がい児調査）

「制度の名前も内容も知っていた」が24.5%、「制度の名前を聞いたことはあったが、内容は知らなかった」が21.3%、「制度の名前も内容も知らなかった」が43.8%となっており、半数近くの障がいのある人等が制度の名前すら知らない状況にあることから、今後更なる周知を図っていく必要があると考えられます。



イ) 成年後見制度の利用希望（障がい者調査・障がい児調査）

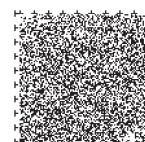
障がい者調査における「すぐにでも利用したい」「今は利用しないが、将来的には利用したい」を合わせた割合は28.9%、障がい児調査における「将来的に利用したいと思う」と回答した割合は61.5%となっています。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合
すぐにでも利用したい	14	2.1%
今は利用しないが、将来的には利用したい	175	26.7%
利用したいと思わない	326	49.8%
無回答	140	21.4%
サンプル数	655	100.0%

・障がい児調査

選択肢	回答数	割合
将来的に利用したいと思う	16	61.5%
将来的に利用したいと思わない	8	30.8%
無回答	2	7.7%
サンプル数	26	100.0%



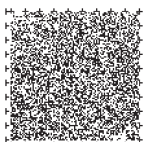
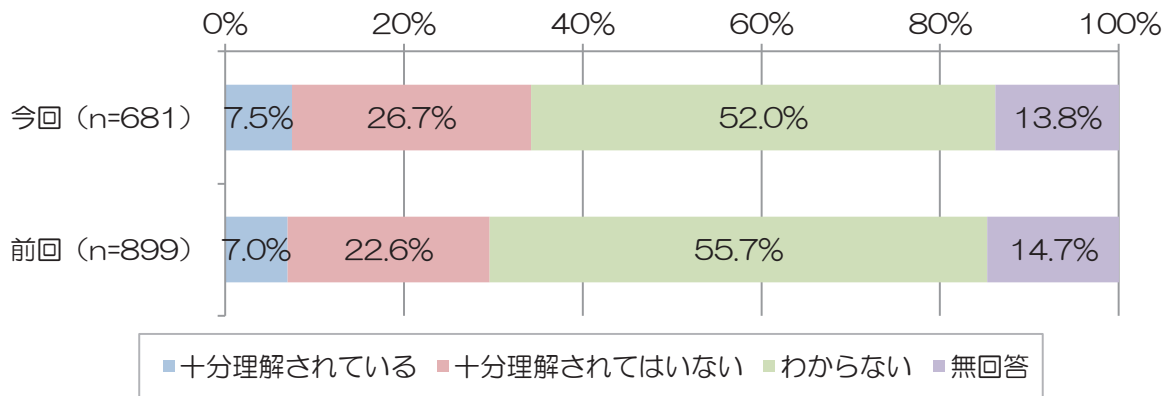
⑬ 市民の障がいや障がいのある人に対する理解と認識

ア) 市民のノーマライゼーション（共生社会）に対する理解

（障がい者調査・障がい児調査）

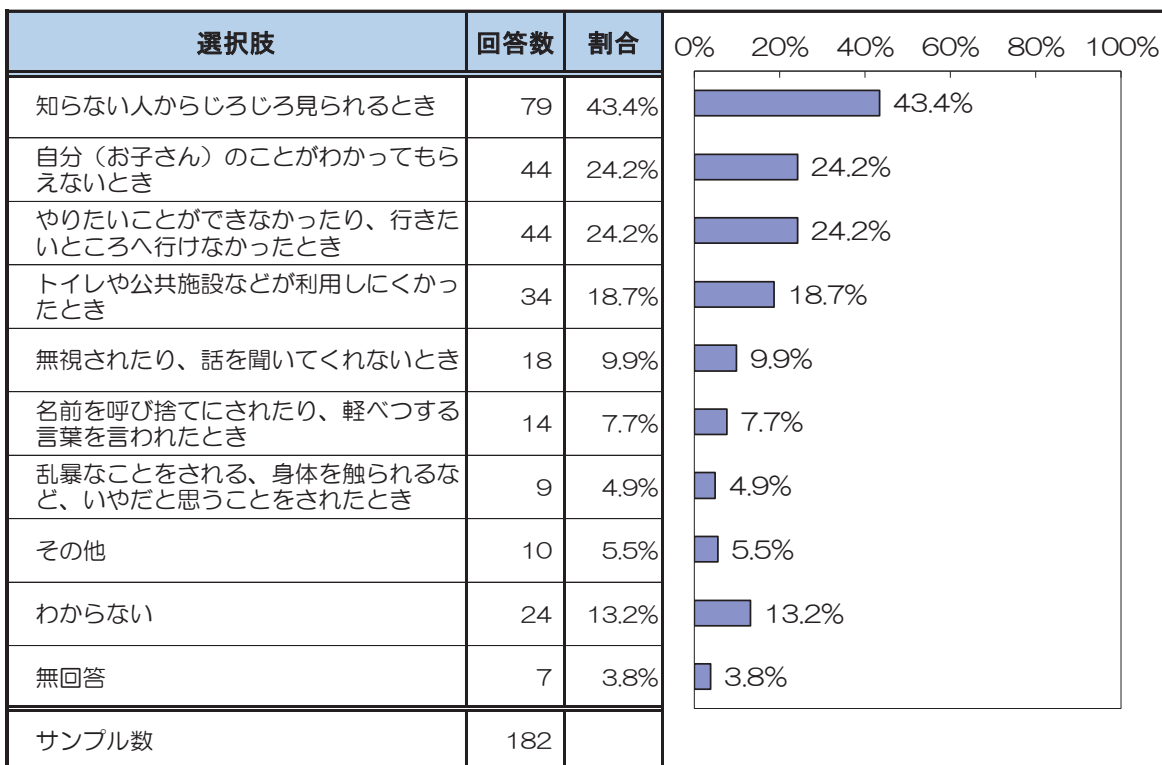
障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らすことを目指す「ノーマライゼーション（共生社会）」に対する市民の理解について、「十分理解されている」が7.5%、「十分理解されてはいない」が26.7%、「わからない」が52.0%となっています。

前回調査と比較して、「十分理解されてはいない」の割合が4.1ポイント上昇しており、ノーマライゼーション（共生社会）に関する市民への周知啓発の強化が必要であると考えられます。



イ) ノーマライゼーション（共生社会）に対する市民の理解が得られていないと感じる場面 （障がい者調査・障がい児調査）

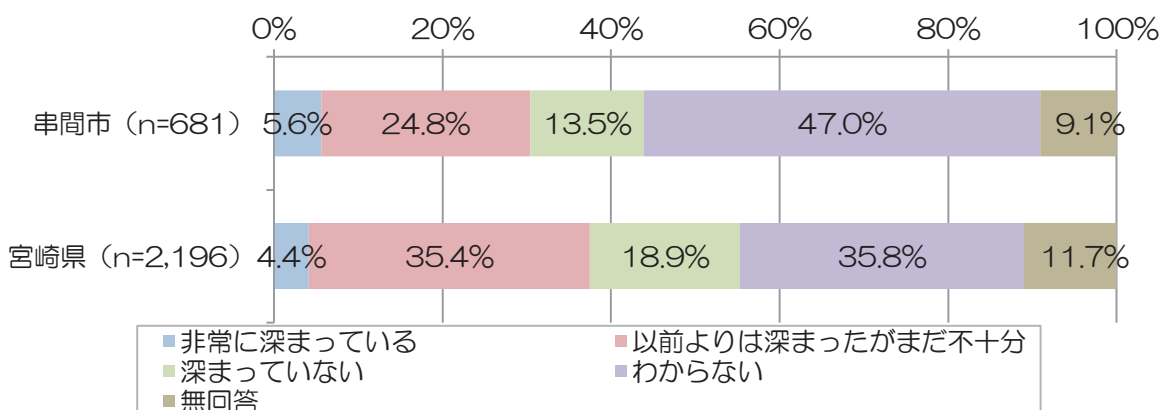
市民の理解が得られていないと感じる場面について、「知らない人からじろじろ見られるとき」が43.4%と最も高くなっています。



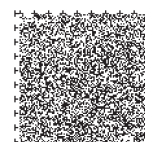
※3項目まで回答可

ウ) 障がいのある人への理解と認識の市民への浸透（障がい者調査・障がい児調査）

市民の障がいのある人への理解と認識について、「非常に深まっている」と回答した割合は5.6%にとどまっております、障がいや障がいのある人に関する市民への周知啓発の強化が必要であると考えられます。

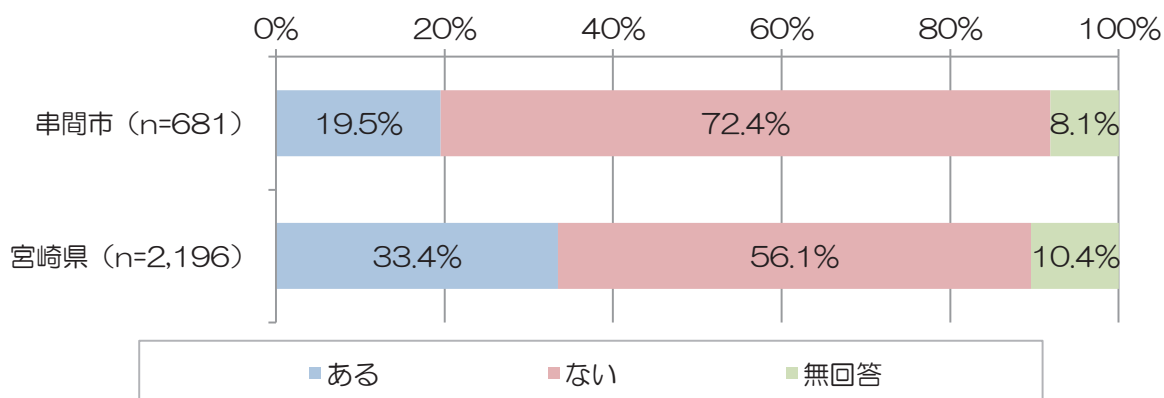


※県調査は「宮崎県民の障がいのある人への理解と認識」が調査項目となっている



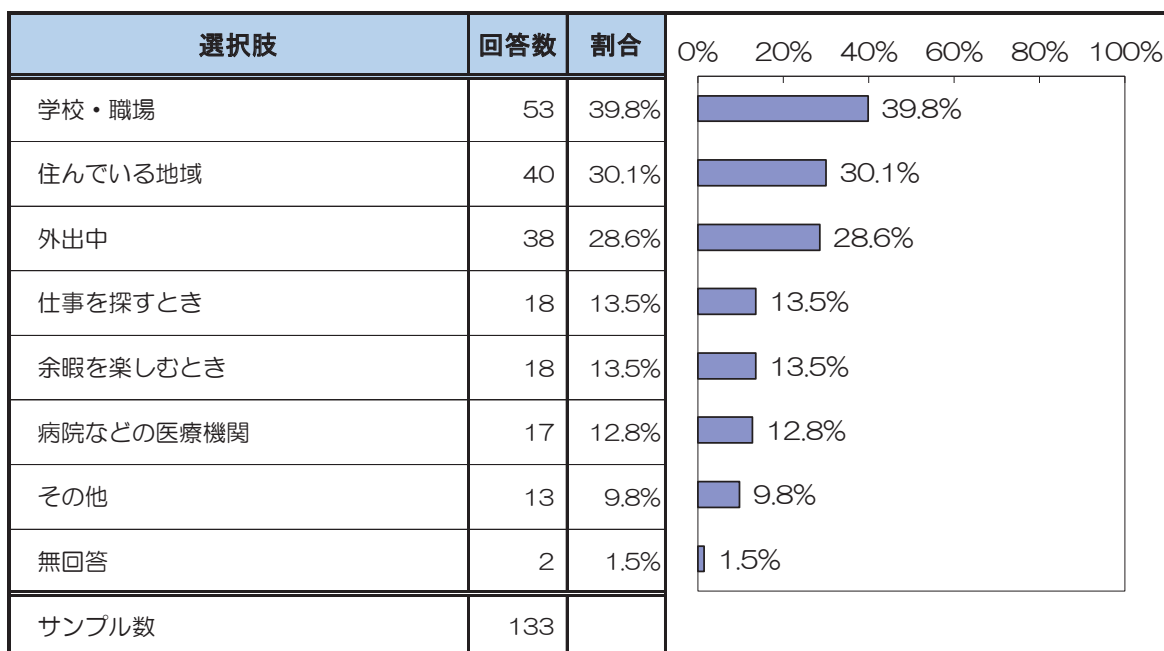
工) 差別を受けた経験の有無（障がい者調査・障がい児調査）

「これまで障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたことがある」と回答した割合は 19.5%となっており、2割弱の障がいのある人等が差別を受けたことがある状況にありますが、県調査の 33.4%と比較して 13.9 ポイント低くなっています。

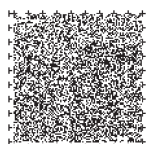


オ) 差別を受けた場所（障がい者調査・障がい児調査）

「学校・職場」が 39.8%と最も高く、次いで、「住んでいる地域」の 30.1%、「外出中」の 28.6%の順となっています。



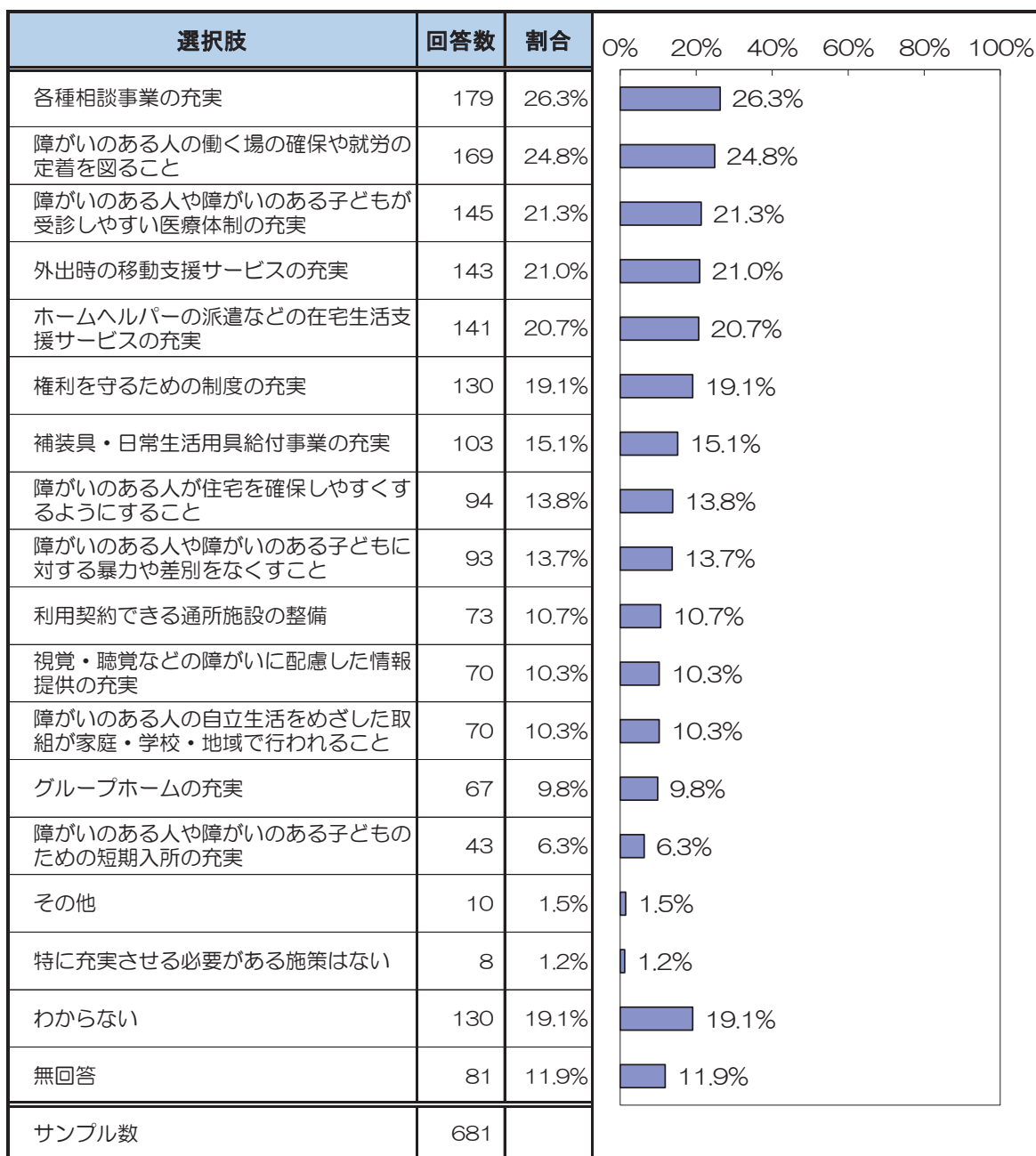
※複数回答可



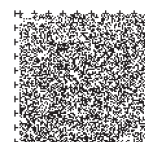
⑭ 本市が充実すべき障がい者福祉施策

ア) 本市が充実すべき障がい者福祉施策（障がい者調査・障がい児調査）

「各種相談事業の充実」が26.3%と最も高く、次いで、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の24.8%、「障がいのある人や障がいのある子どもが受診しやすい医療体制の充実」の21.3%の順となっており、これらの施策について、重点的に取り組んでいく必要があると考えられます。



※5項目まで回答可



4 関係団体調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

障がい者福祉に係る事業所・団体の活動状況や活動における課題、障がい者福祉施策に対する意見等を把握し、計画策定や施策推進に活用することを目的としました。

② 調査時期

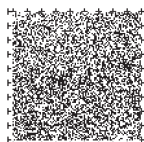
令和2年10月～12月

③ 調査方法・回収状況

市内の福祉サービスを提供する事業所及び障がい者福祉に関わる団体全てに対し、ヒアリングシートを用いた聞き取り調査を実施しました。

④ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。



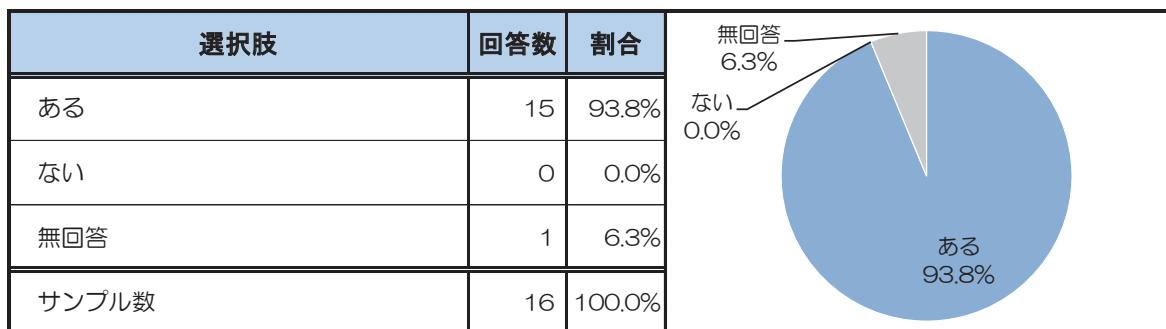
(2) 調査結果概要

① 事業所調査結果

ア) 事業運営における課題・問題点

事業運営における課題・問題点の有無について、無回答を除く全ての事業所が「課題・問題点がある」と回答しています。

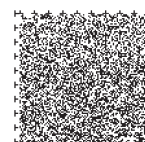
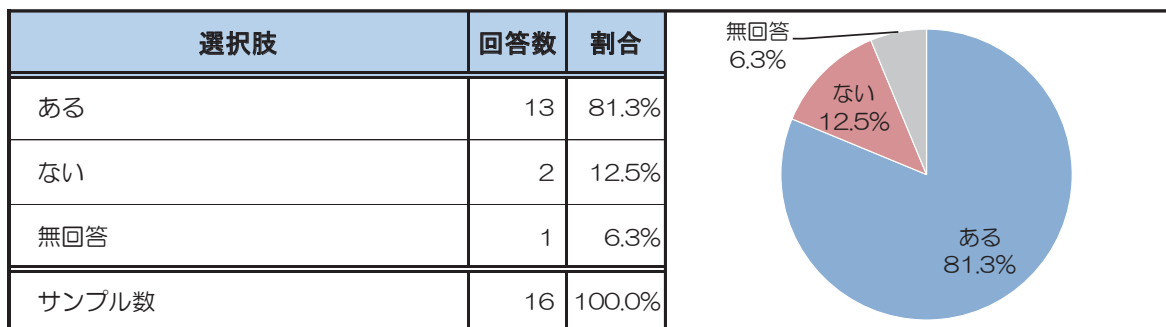
具体的な課題・問題点として、高齢化や人口減少による人材や収益の確保等に関する課題が挙げられています。



イ) 地域や他団体、行政との連携

地域や他団体、行政と連携した取組について、81.3%の事業所が「連携して取り組んでいることがある」と回答しています。

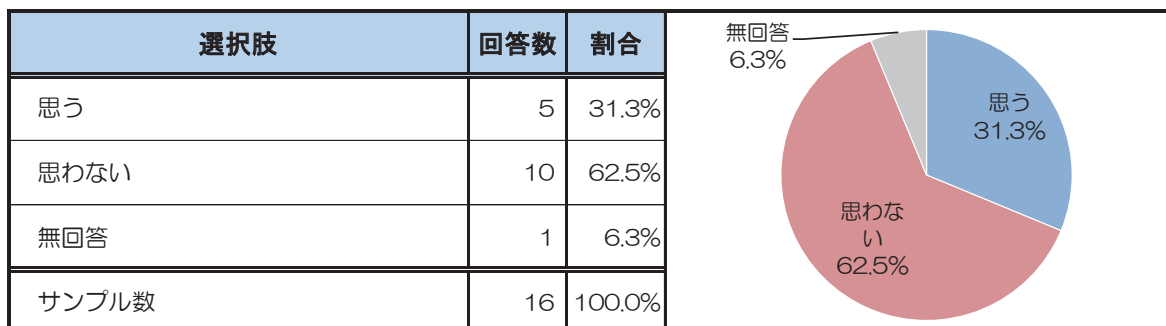
具体的な取組としては、サービス提供等に当たっての医療機関や教育機関も含む関係機関との連携や、研修会開催における他事業所との連携、イベント等の開催における地域との交流、行政・企業等からの業務受託等が挙げられています。



ウ) 障がい福祉サービスの提供体制

個々人の状態や希望に沿った必要な障がい福祉サービスの提供について、「提供されていると思う」が31.3%、「提供されているとは思わない」が62.5%となっています。

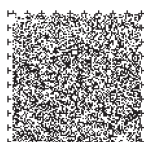
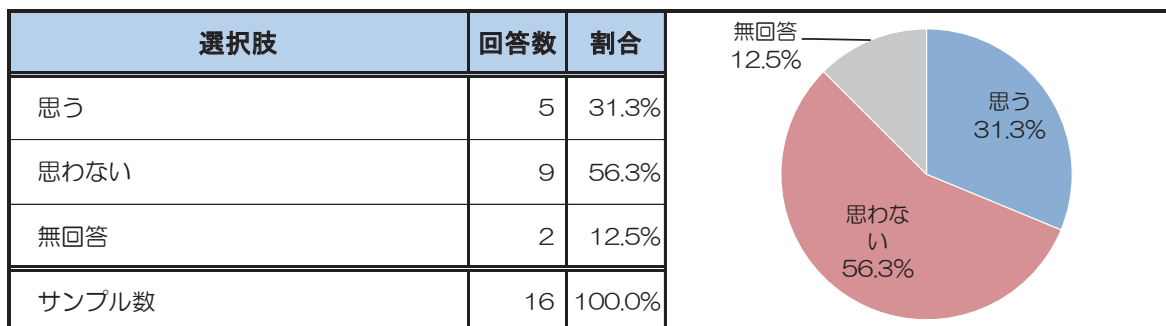
「提供されているとは思わない」理由として、「市内で提供されていないサービスもあったり、事業所が少ないことから、選択肢が限られている」「サービスの認知が低いため、サービス利用につながっていないケースがある」といった回答が多く得られました。



エ) 地域生活支援事業の提供体制

個々人の状態や希望に沿った必要な地域生活支援事業の提供について、「提供されていると思う」が31.3%、「提供されているとは思わない」が56.3%となっています。

「提供されているとは思わない」理由として、「サービスの認知が低く、サービス利用につながっていない」との回答が多く得られました。

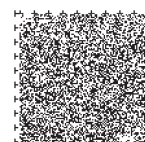


オ) 整備・充実が求められている福祉サービス

本市において、今後、特に整備・充実が必要と考えられるサービスについて、「共同生活援助（グループホーム）」が43.8%と最も高く、次いで、「居宅介護（ホームヘルプ）」の37.5%、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」の31.3%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%
居宅介護（ホームヘルプ）	6	37.5%	37.5%					
重度訪問介護	4	25.0%	25.0%					
同行援護	4	25.0%	25.0%					
行動援護	4	25.0%	25.0%					
重度障害者等包括支援	0	0.0%	0.0%					
施設入所支援	1	6.3%	6.3%					
短期入所（ショートステイ）	3	18.8%	18.8%					
療養介護	1	6.3%	6.3%					
生活介護	1	6.3%	6.3%					
自立生活援助	2	12.5%	12.5%					
共同生活援助（グループホーム）	7	43.8%	43.8%					
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	5	31.3%	31.3%					
就労移行支援	2	12.5%	12.5%					
就労継続支援（A型・B型）	3	18.8%	18.8%					
就労定着支援	2	12.5%	12.5%					
児童発達支援	0	0.0%	0.0%					
医療型児童入所支援	1	6.3%	6.3%					
放課後等デイサービス	1	6.3%	6.3%					
居宅訪問型児童発達支援	1	6.3%	6.3%					
保育所等訪問支援	0	0.0%	0.0%					
福祉型児童入所支援	0	0.0%	0.0%					
医療型児童入所支援	0	0.0%	0.0%					
障害児相談支援	2	12.5%	12.5%					
計画相談支援	0	0.0%	0.0%					
地域移行支援	2	12.5%	12.5%					
地域定着支援	2	12.5%	12.5%					
相談支援	1	6.3%	6.3%					
意思疎通支援（手話通訳・要約筆記など）	1	6.3%	6.3%					
補装具の支給	1	6.3%	6.3%					
日常生活用具給付	0	0.0%	0.0%					
移動支援	4	25.0%	25.0%					
地域活動支援センター	1	6.3%	6.3%					
訪問入浴	0	0.0%	0.0%					
日中一時支援	1	6.3%	6.3%					
福祉タクシー料金補助	3	18.8%	18.8%					
障害児学童保育	0	0.0%	0.0%					
無回答	1	6.3%	6.3%					
サンプル数	16							

※複数回答可



② 団体調査結果

ア) 活動における課題・問題点

団体の活動における課題・問題点の有無について、回答のあった3団体全てが「課題・問題点がある」と回答しています。

具体的な課題・問題点として、会員や活動への参加者の減少等が挙げられています。

イ) 地域や他団体、行政との連携

地域や他団体、行政と連携した取組について、4団体のうち、3団体が「連携して取り組んでいることがある」と回答しています。

具体的な取組としては、情報共有やイベントの際の地域や他団体との交流等が挙げられています。

ウ) 情報提供・相談支援

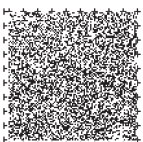
情報提供について、回答のあった3団体のうち、2団体が「障がいのある人やその家族は障がい福祉に関する情報を十分に入手できていると思う」と回答しています。

相談支援について、回答のあった3団体全てが「障がいのある人が悩みや不安を抱えた時に相談に乗ったり話を聞いたりする体制が整っていると思う」と回答しています。

エ) 障がいのある人の雇用

障がいのある人の雇用について、回答のあった3団体全てが「障がいのある人の雇用は進んでいるとは思わない」と回答しています。

「管理者だけでなく、同僚の理解やサポートが必要である」といった意見が示されました。



5 学校調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

特別支援教育に係る現状・意見等を把握することにより、特別支援教育の推進等における基礎資料とすることを目的としました。

② 調査時期

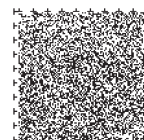
令和2年10月

③ 調査方法・回収状況

市内の小・中学校 11 校に対する郵送調査を実施し、全ての小・中学校から回答を得ました。

④ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

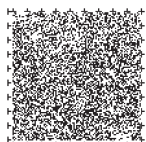
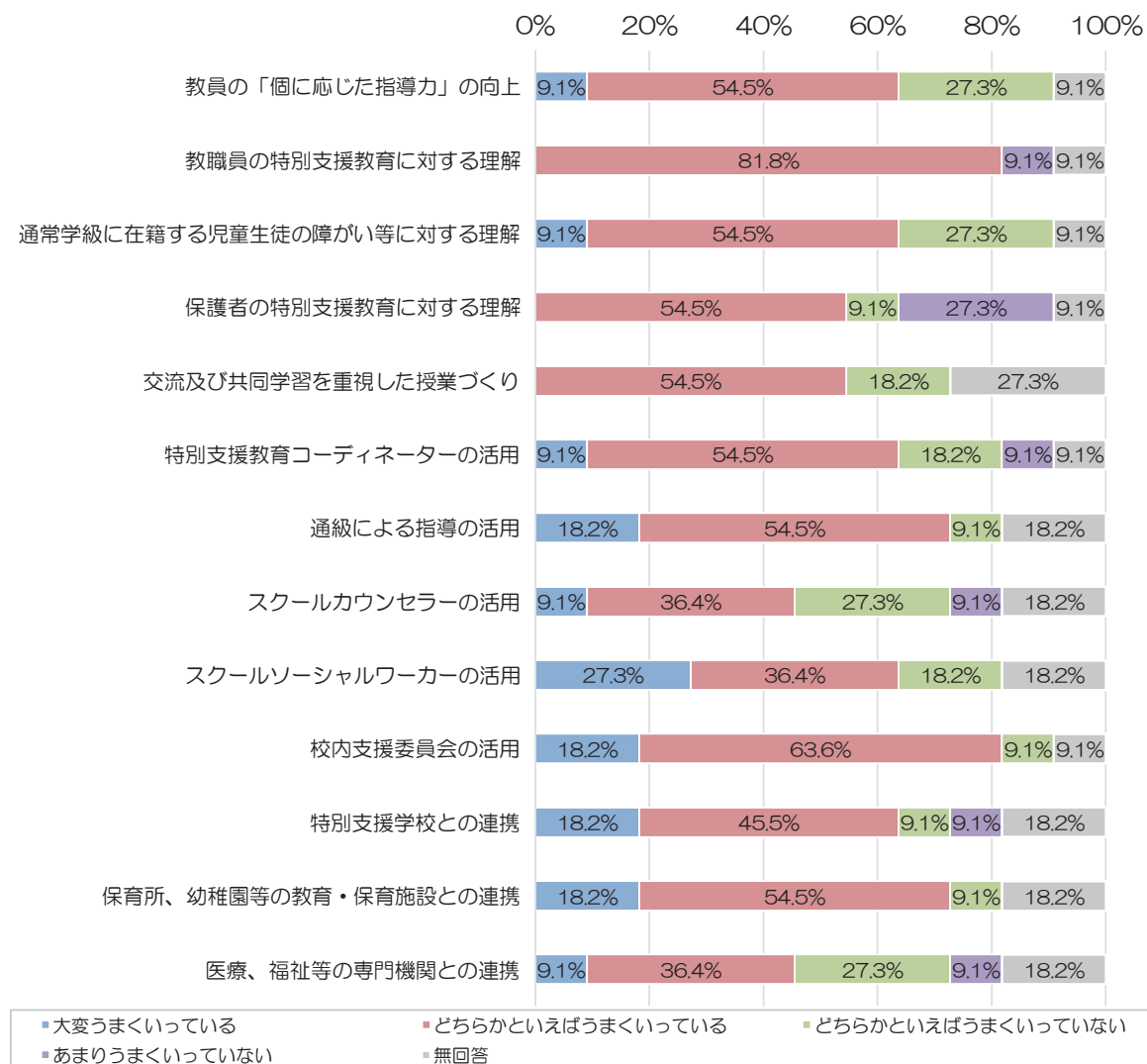


(2) 調査結果概要

① 特別支援教育の現状

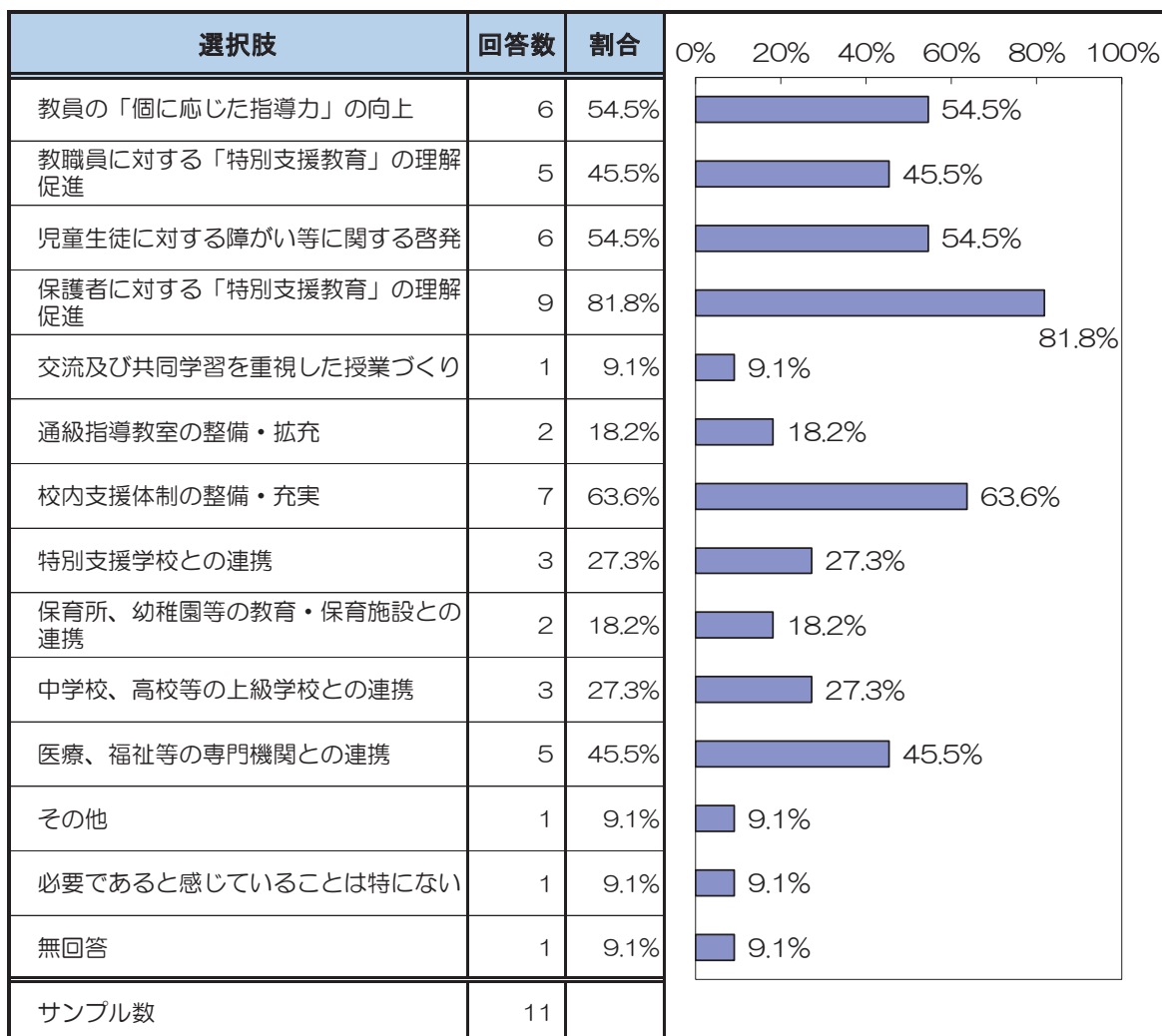
自校の特別支援教育の現状について、無回答を除く全ての学校が「どちらかといえばうまくいっている」と回答しています。

項目別では、「大変うまくいっている」「どちらかといえばうまくいっている」を合わせた割合が最も高い項目が「教職員の特別支援教育に対する理解」「校内支援委員会の活用」の81.8%であり、最も低い項目が「スクールカウンセラーの活用」「医療、福祉等の専門機関との連携」の45.5%となっています。

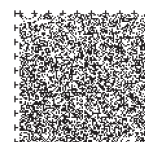


② 特別支援教育における課題

自校の特別支援教育における必要なことについて、「保護者に対する『特別支援教育』の理解促進」が81.8%と最も高く、次いで、「校内支援体制の整備・充実」の63.6%、「教員の『個に応じた指導力』の向上」「児童生徒に対する障がい等に関する啓発」の54.5%の順となっています。

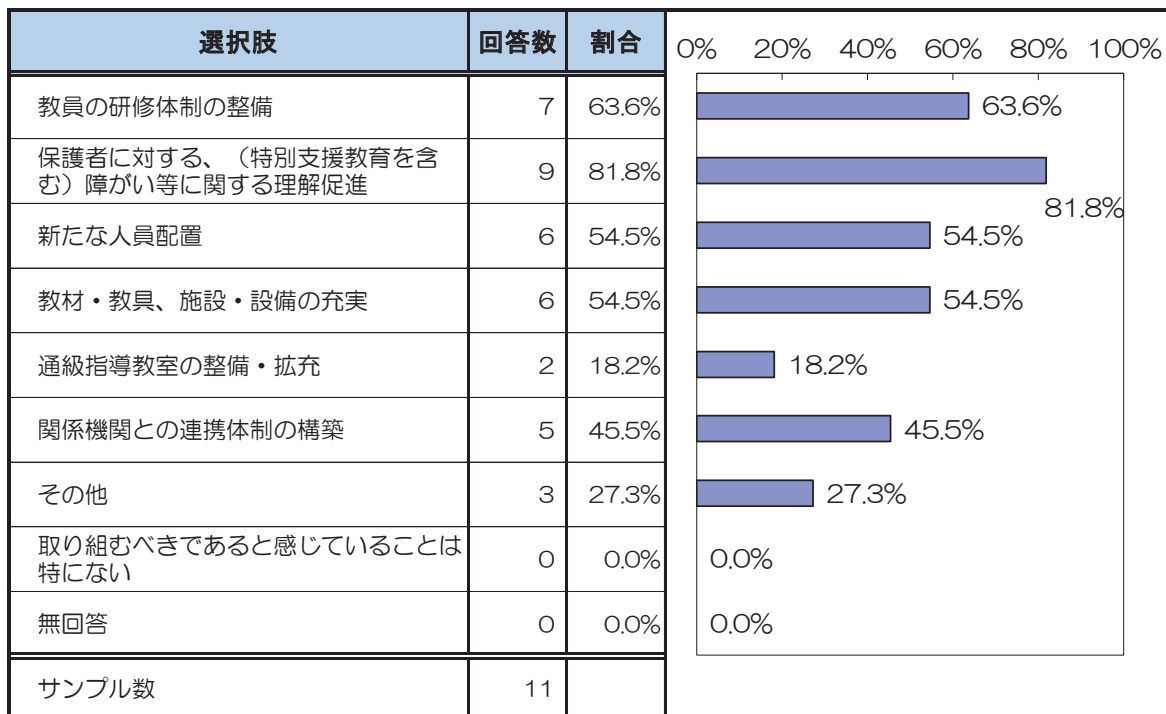


※複数回答可

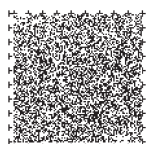


③ 特別支援教育の質の確保・向上に向けて本市が取り組むべきこと

自校の特別支援教育における必要なことについて、「保護者に対する、（特別支援教育を含む）障がい等に関する理解促進」が81.8%と最も高く、次いで、「教員の研修体制の整備」の63.6%、「新たな人員配置」「教材・教具、施設・設備の充実」の54.5%の順となっており、これらの取組について、重点的に取り組んでいく必要があると考えられます。



※複数回答可



6 企業・事業所調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

企業活動における障がいのある人への接遇や障がい者雇用に関する企業・事業所側の状況・ニーズ等を把握することにより、障がいに関する社会環境の整備の検討等における基礎資料とすることを目的としました。

② 調査時期

令和2年9月

③ 調査方法・回収状況

市内の企業・事業所の中から抽出した100企業・事業所に対する郵送調査を実施し、59企業・事業所から回答を得ました。

④ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

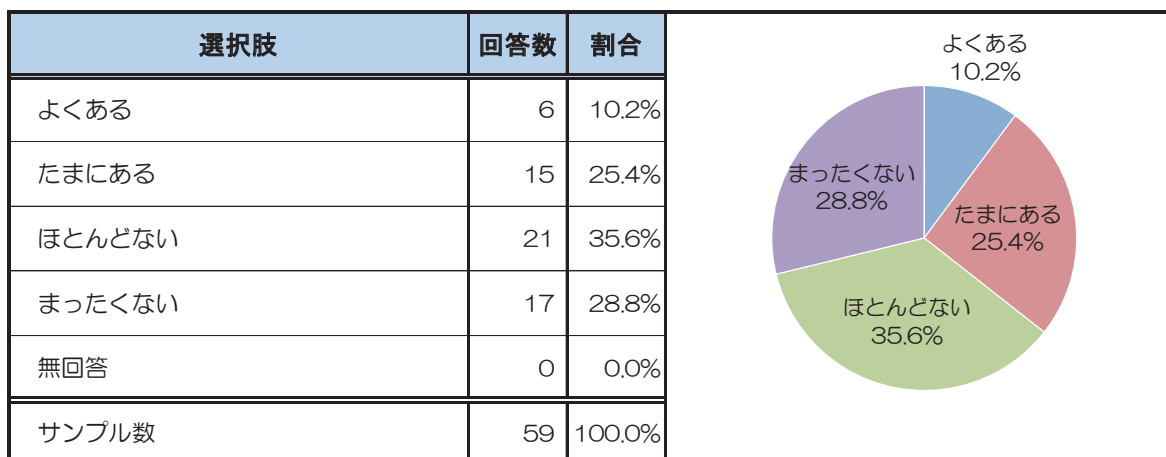


(2) 調査結果概要

① 障がいのある人と接する機会

ア) 顧客としての障がいのある人と接する機会の有無

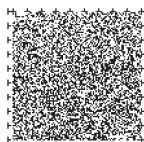
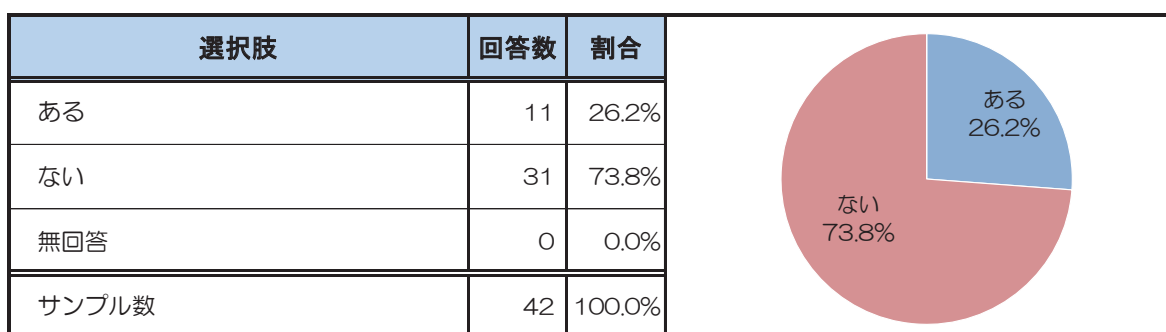
「よくある」「たまにある」「ほとんどない」を合わせた割合が71.2%、「まったくない」が28.8%となっており、多くの企業・事業所が、顧客としての障がいのある人と接する機会を有しています。



イ) 顧客から障がいを理由とする要望を受けたことの有無

顧客としての障がいのある人と接する機会について、「よくある」「たまにある」「ほとんどない」と回答した企業・事業所のうち、26.2%が「顧客から障がいを理由とする要望を受けたことがある」と回答しています。

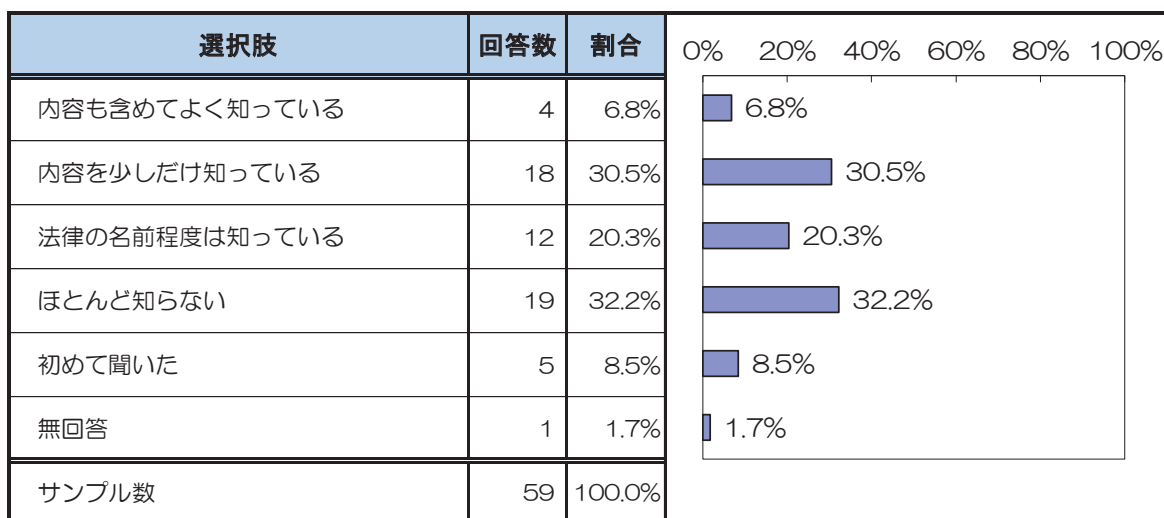
具体的な要望としては、筆記による接客や車への荷物の運搬、障がいに合わせた自宅や自動車の改造等が挙げられており、要望に応じた対応を行ったことで、おおむね顧客の満足を得ることができたと回答しています。



ウ) 障害者差別解消法の認知

「ほとんど知らない」「初めて聞いた」を合わせた割合が40.7%と4割強を占めており、障害者差別解消法が企業・事業所に十分に認知されているとはいえない状況にあります。

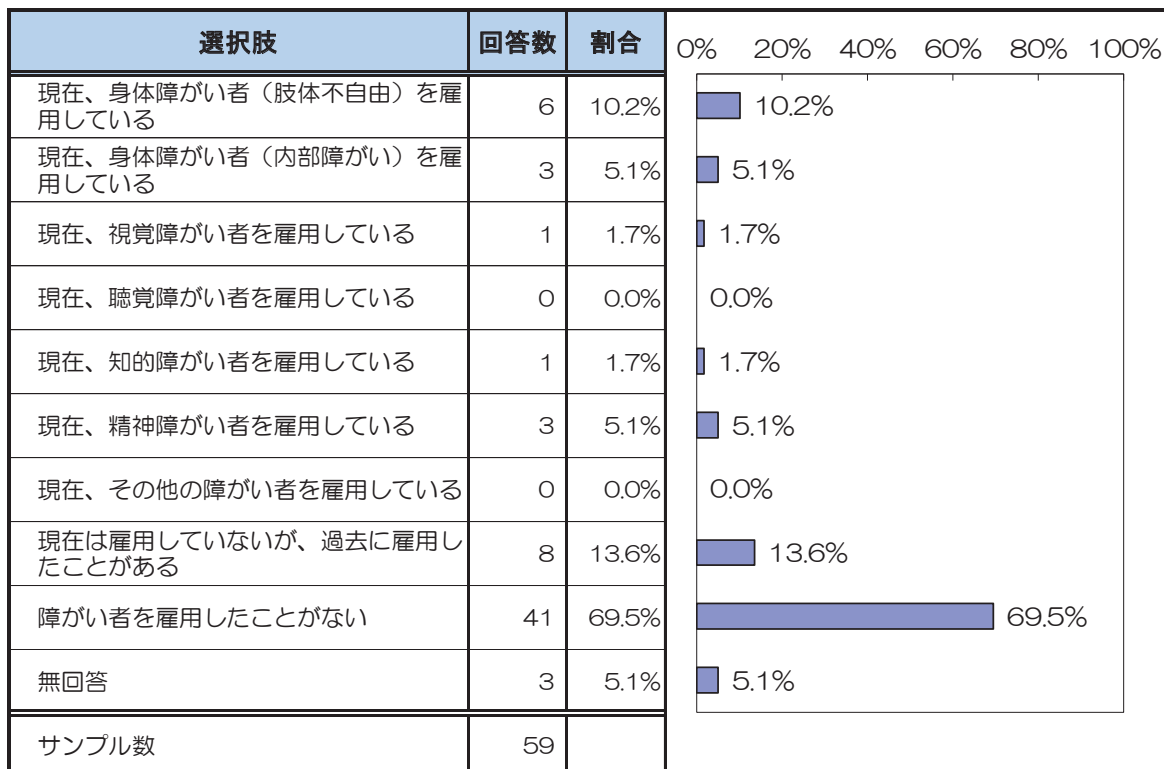
事業者における不当な差別的取扱いの禁止が法的義務として、合理的配慮の提供が努力義務としてそれぞれ定められている障害者差別解消法の周知に努めていく必要があると考えられます。



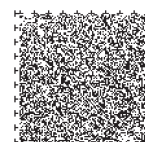
② 障がいのある人の雇用

ア) 障がいのある人の雇用状況

現在障がいのある人を雇用している企業・事業所は1割強にとどまっています。



※複数回答可

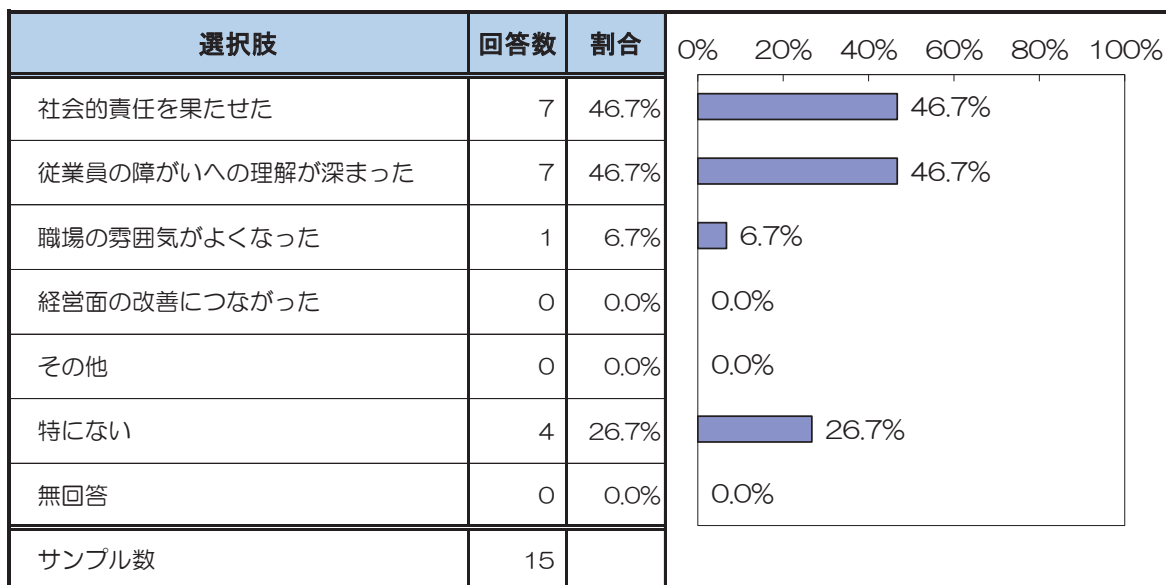


イ) 障がいのある人を雇用して良かったこと・困ったこと

障がいのある人を雇用して良かったことについては、「社会的責任を果たせた」「従業員の障がいへの理解が深まった」の回答が多くなっています。

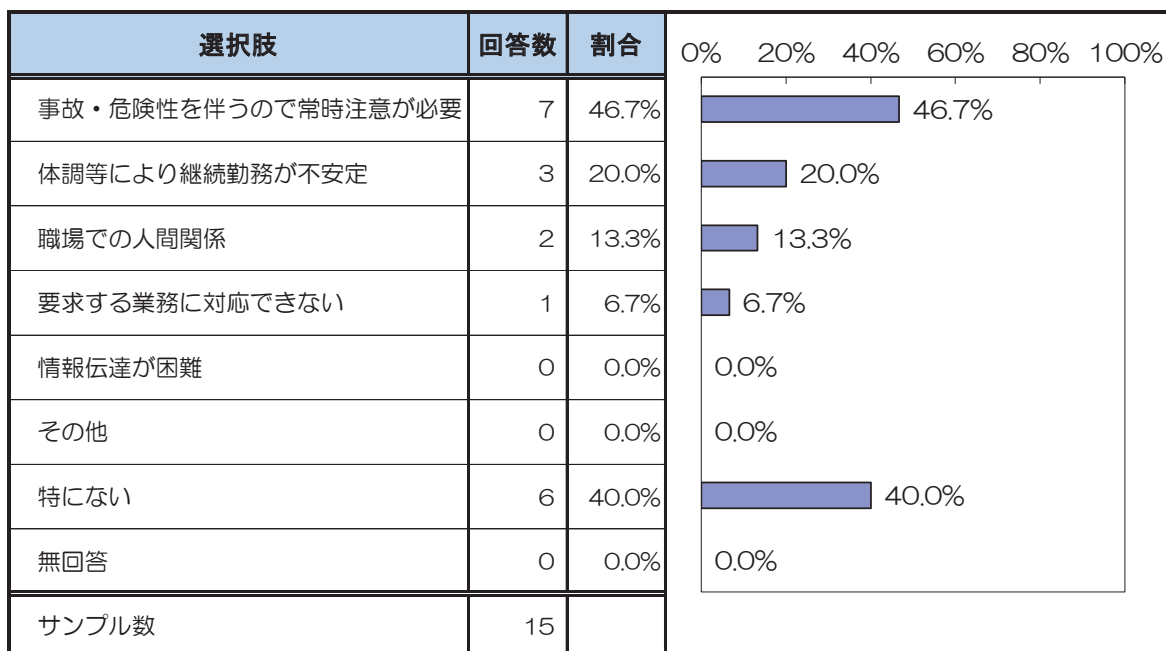
障がいのある人を雇用して困ったことについては、「事故・危険性を伴うので常時注意が必要」が46.7%と半数近くに達している一方、「特にない」と回答した企業・事業所も4割に達しています。

・良かったこと

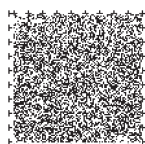


※複数回答可

・困ったこと

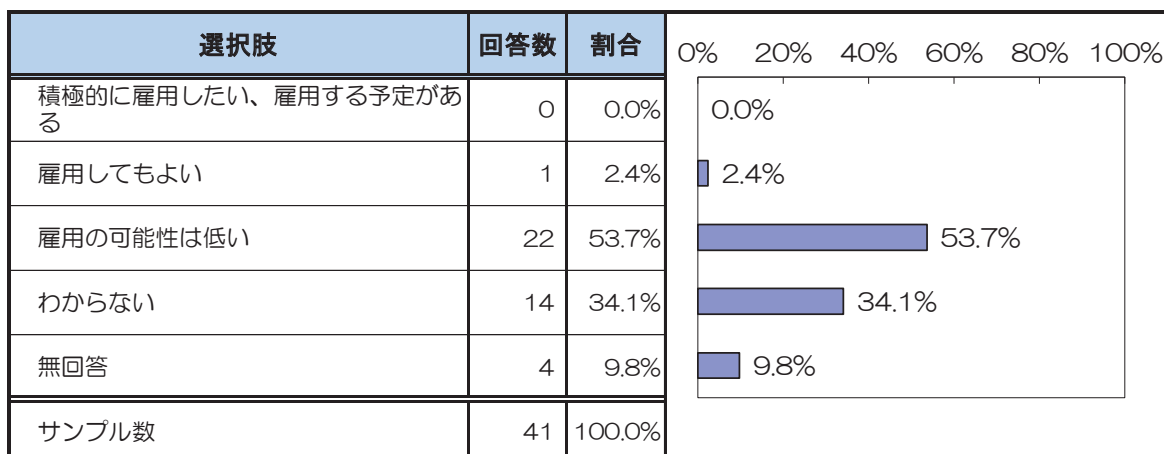


※複数回答可



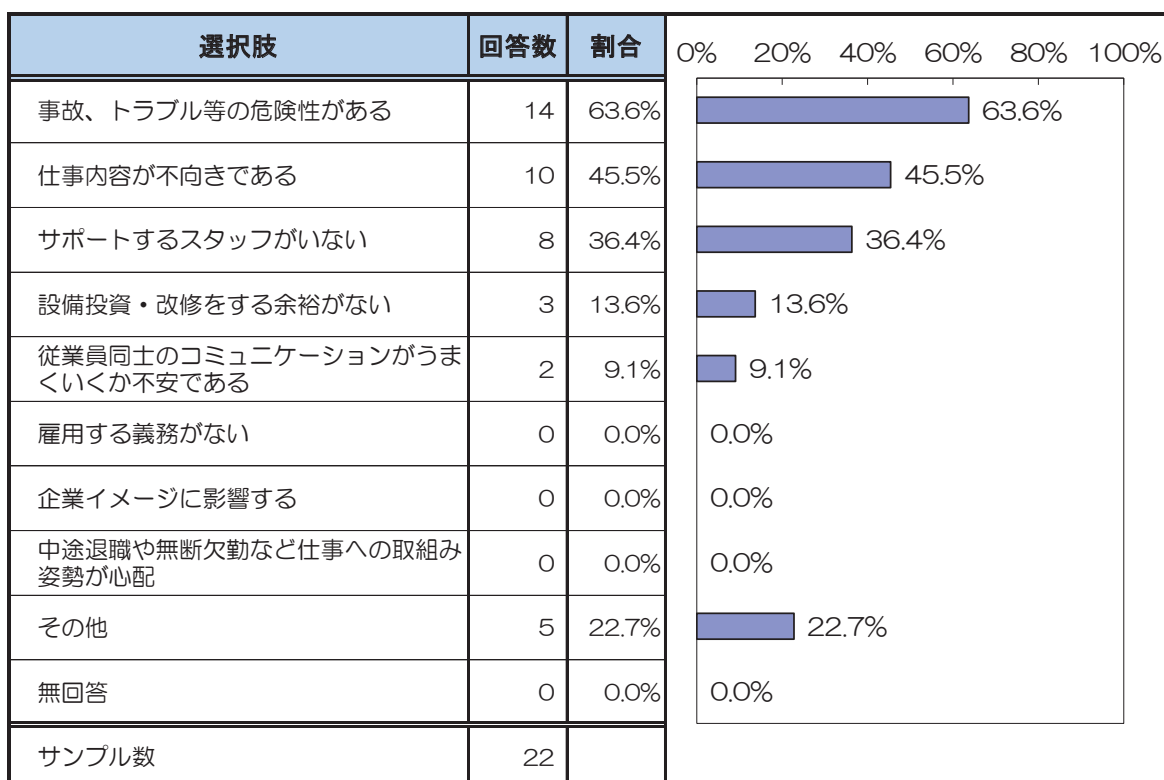
ウ) 障がいのある人を雇用したことがない企業・事業所の今後の意向

障がいのある人を雇用したことがない企業・事業所のうち、「雇用してもよい」と回答した企業・事業所は、1企業・事業所にとどまっています。

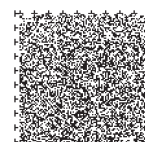


エ) 雇用の可能性は低いと考える理由

障がいのある人を雇用したことがない企業・事業所が今後も雇用の可能性は低いと考える理由について、「事故、トラブル等の危険性がある」が63.6%と最も高く、次いで、「仕事内容が不向きである」の45.5%、「サポートするスタッフがない」の36.4%の順となっています。

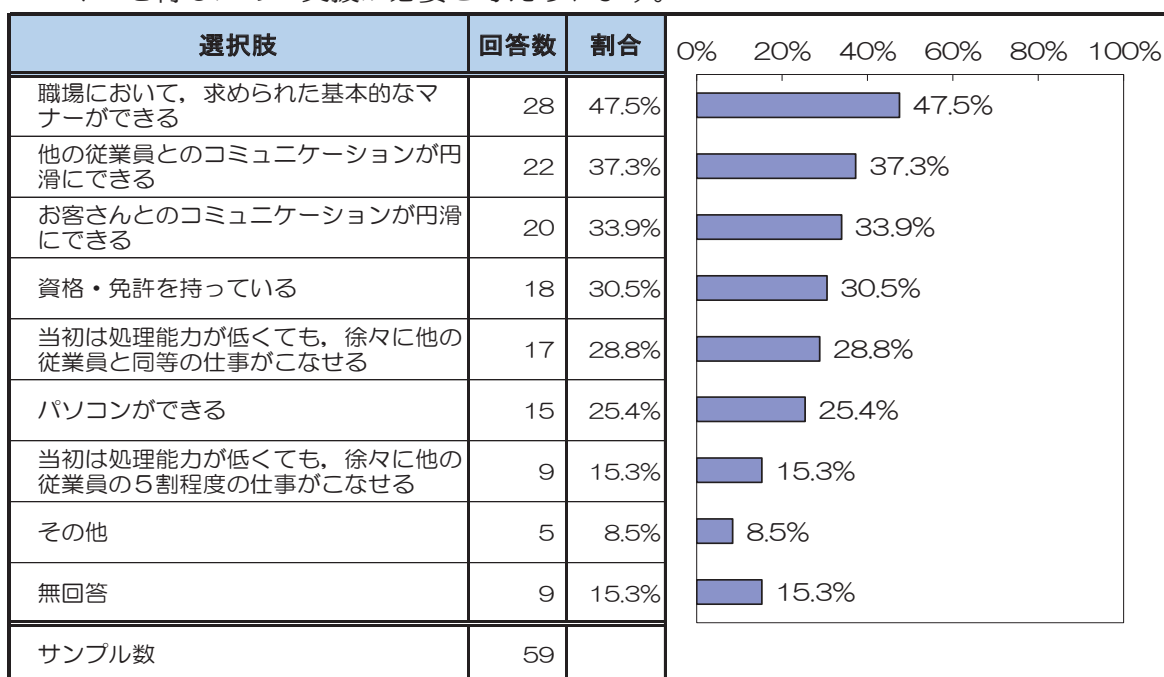


※複数回答可



オ) 雇用する障がいのある人に求めるスキル

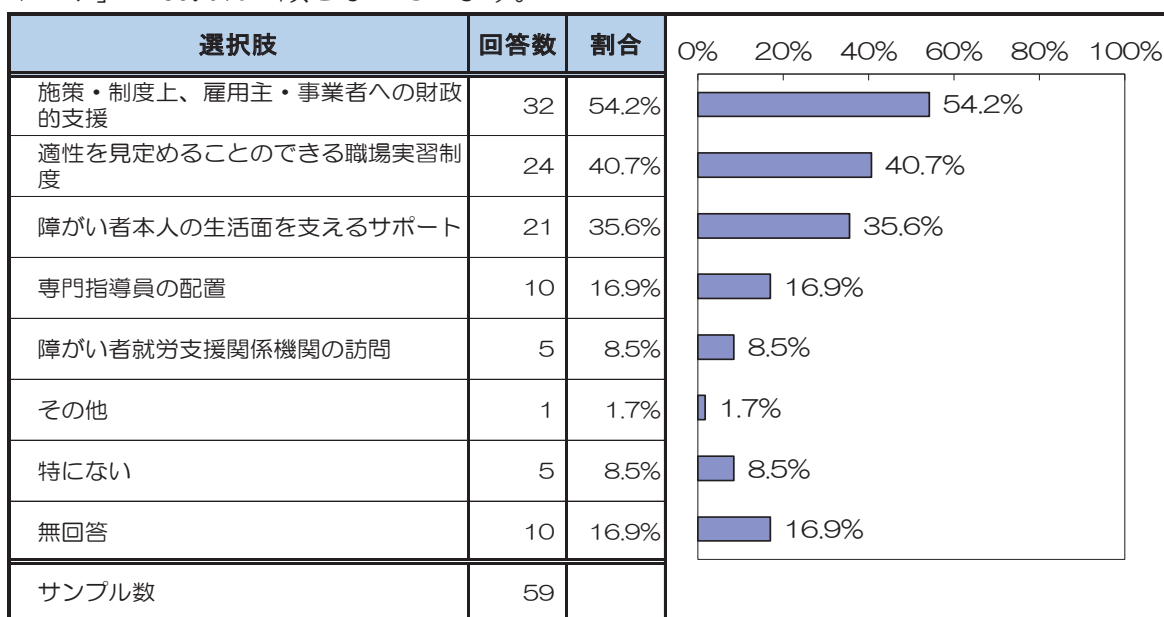
「職場において、求められた基本的なマナーができる」が47.5%と最も高く、次いで、「他の従業員とのコミュニケーションが円滑にできる」の37.3%、「お客さんとのコミュニケーションが円滑にできる」の33.9%の順となっており、就労支援においては、これらのスキルを得るための支援が必要と考えられます。



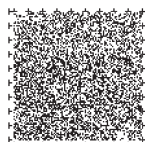
※複数回答可

カ) 障がい者雇用における必要な支援

「施策・制度上、雇用主・事業者への財政的支援」が54.2%と最も高く、次いで、「適性を見定めることのできる職場実習制度」の40.7%、「障がい者本人の生活面を支えるサポート」の35.6%の順となっています。



※複数回答可



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

全ての人は基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。

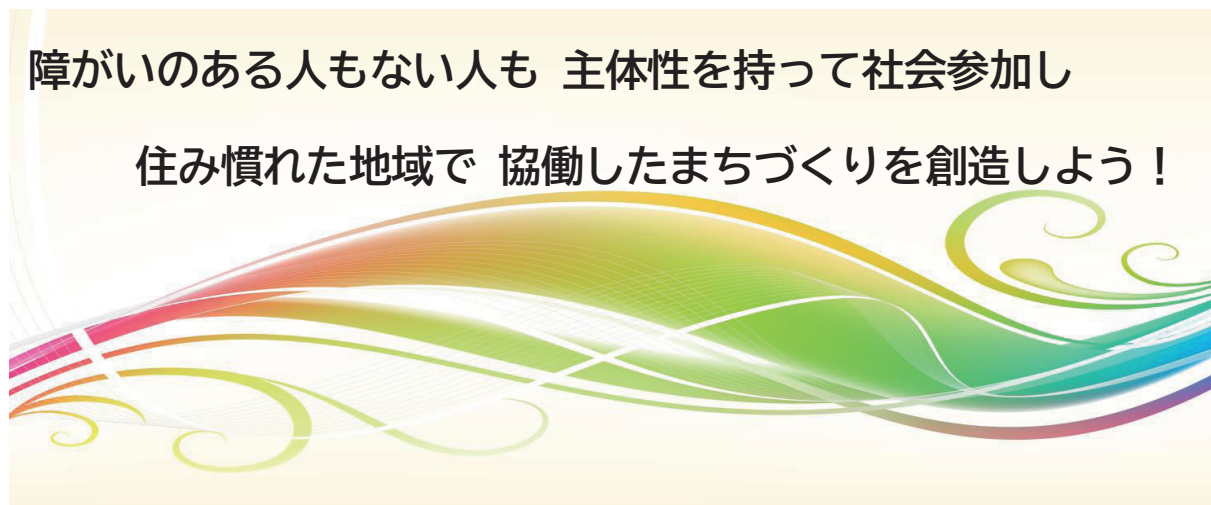
本市ではこれまで、住民の高齢化や障がいの重度化への対応、また様々な困難を抱えた方が地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスや地域における社会資源を活用し、社会活動に参加しつつ、お互いに助け合うことで、ともに生きることのできるまちづくりを推進してきました。

本計画においても、前期計画の基本理念「障がいのある人もない人も主体性を持って社会参加し 住み慣れた地域で協働したまちづくりを創造しよう！」を継承し、障がいのある人もない人にも、やさしいまちをつくり、同じ時代を同じ地域に生きるみんながともに協力し合う社会を目指し、障がい者福祉施策を推進します。

具体的には、自主、自立、自助の実現に向けて、住民一人ひとりが福祉の担い手となり、地域で支え合う福祉体制の整備やボランティア活動を支援し、「ノーマライゼーション」の意識を地域住民、企業、各種団体等が醸成された地域づくりを推進していきます。

障がいのある人もない人も 主体性を持って社会参加し

住み慣れた地域で 協働したまちづくりを創造しよう！



2 重点施策

基本理念の実現に向けて重点的に取り組むべき施策について、以下のとおり定め、障がい者福祉の推進を図ります。

(1) 障がい者支援の総合的推進

生活支援を行う居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等の事業、自立のための訓練や就労の支援を行う就労移行支援等の事業、相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援等を行う地域生活支援事業の提供とともに、新たに地域生活支援拠点等を整備し、福祉サービス体制の充実を図ります。

また、様々な障がい特性に応じて多様な施策を推進していく必要があることから、今後とも、串間市障がい者自立支援協議会及び同協議会の個別部会の役割や機能の充実を図ります。

(2) 広報・啓発活動等の推進

ノーマライゼーションの理念にもとづいたまちづくりや障がいを理由とする差別の解消を推進するため、各種団体等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。

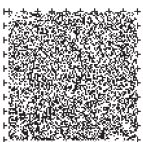
また、合理的配慮の必要性について、広報・啓発活動を推進します。

(3) 保育・教育の充実

障がい児保育を実施する教育・保育施設等と連携を図り、障がい児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学につなげていく支援・相談及び指導に努めるとともに、安心して子育てができる環境整備に努めます。

(4) 就労機会の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携の下、事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発や障がいの特性に応じた福祉的就労機会の充実等に努めるとともに、障がい者のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加促進を図ることで、障がい者の社会参加を促進します。



3 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

串間市障害者施策審議会及び串間市障がい者自立支援協議会を中心に、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携の下、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

(2) 福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障がい福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。

また、市民とともに「障がいの有無にかかわらず、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会・共生社会の実現」を目指すため、本計画を広く公表し、市民に対する障がいや障がいのある人への正しい理解の普及を図ります。

(3) 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がいのある人への理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の力を活用します。

(4) 連携・協力の確保

効果的かつ総合的な施策の推進を図るため、庁内各課間における障がい者福祉施策の連携を強化します。

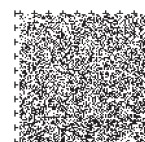
また、地域における総合的、計画的な施策の推進を図るため、県の協力や近隣自治体との連携の下、本計画を推進します。

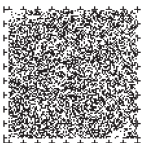
さらに、地域福祉推進の観点から、障がい者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、ボランティア組織等との連携・協力を推進します。

(5) 諸施策の着実な推進

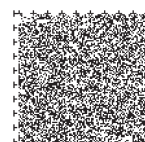
障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の理念に基づく諸施策の着実な推進を図るため、「串間市障がい者計画」「串間市障がい福祉計画・串間市障がい児福祉計画」の一体的推進を図ります。

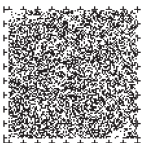
また、串間市障がい者自立支援協議会においてPDCAサイクルに基づいた計画の進捗管理を行うため、「串間市障がい福祉計画・串間市障がい児福祉計画」において成果目標等を設定し、これらの実績について、把握・分析・評価を行い、取組・事業等の改善を図ります。





第2部 第4次串間市障がい者計画





第1章 前期計画の評価

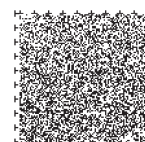
1 施策の進捗状況

前期計画に定めた各取組・事業について、庁内調査に基づく評価を行った結果、47項目中A評価（順調に推進できている）が2取組・事業（4.3%）、B評価（概ね順調に推進できている）が27取組・事業（57.4%）、C評価（あまり推進できていない）が18取組・事業（38.3%）となっています。

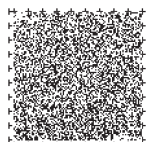
・評価の内容

- A. 順調に推進できている B. 概ね順調に推進できている
 C. あまり推進できていない D. 推進できていないもしくは実施が困難である
 E. 評価不能

施策分野	主要施策	取組・事業	評価
1 啓発・広報	(1) 差別の解消及び権利擁護の推進	◇障がいを理由とする差別の解消の推進	B
		◇虐待防止に向けた各関係機関との連携	B
		◇人権の擁護	B
		◇成年後見制度の活用促進	A
	(2) 広報啓発活動の推進	◇市民啓発の推進	B
		◇地域での交流促進	B
(3) 福祉教育の推進	◇福祉教育の推進	B	
2 生活支援	(1) 相談体制の強化	◇相談支援機能の充実	B
	(2) 在宅サービス等の充実	◇在宅サービスの充実	B
		◇居住の場の確保	C
		◇社会参加の促進	C
	(3) 施設サービス等の充実	◇施設等から地域生活への移行	C
		◇施設サービス機能の充実	B
	(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の普及促進	◇施設・場所の整備・改善	C
		◇機会と内容の充実	C
3 教育・育成	(1) 乳幼児療育と就学前教育の充実	◇就学前療育・育成の充実	B
	(2) 就学後の教育・育成施策の充実	◇障がい児教育の充実	B
		◇学校施設の充実	A
	(3) 地域での育成施策の充実	◇障がい児対策の充実	B
		◇生涯学習の充実	C



施策分野	主要施策	取組・事業	評価
4 保健・医療	(1) 障がいの原因となる疾病予防と悪化防止	◇健康診査等の充実	B
		◇障がい発生の予防知識の普及	B
	(2) 早期発見・早期治療	◇早期発見体制の構築	B
		◇保健・医療の連携による早期治療	B
	(3) 医療・リハビリテーション医療の充実	◇医療・リハビリテーション医療の充実	C
		◇難病対策に係る関係機関の連携・相談の充実	C
	(4) 精神保健対策の推進	◇精神障がい者に対する医療体制の確立	B
		◇社会復帰対策の推進	C
	(5) 保健・医療・福祉の連携	◇保健・医療・福祉の連携づくりの推進	C
	5 雇用・就業	(1) 雇用の促進	◇安定雇用の確保
(2) 就労の促進		◇就労の支援	B
(3) 一般就労が困難な障がいがある人への就労支援		◇就労の機会、生涯活動の提供	B
6 情報・コミュニケーション	(1) 情報提供などの充実	◇情報提供・サービスの充実	C
	(2) 情報バリアフリー化の推進	◇障がいのある人に配慮した広報媒体の作成	B
		◇障がいのある人のIT利用促進	C
7 生活・環境	(1) 住みよいまちづくりの推進	◇バリアフリーの実現	C
	(2) 都市基盤の整備	◇公共的建物等の整備・改善	C
		◇道路・公園等の整備・改善	C
	(3) 障がいのある人向け住宅の整備	◇障がいのある人に配慮した公営住宅の整備	B
		◇住宅改造への支援	B
	(4) 移動・交通対策の推進	◇公共交通機関の設備・サービス等の充実	B
		◇移動支援策等の充実	C
	(5) 地域安全体制の推進	◇防犯・防災体制の充実	B
(6) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済	◇防犯・消費者トラブル防止及び解決支援	B	
8 福祉を支える人づくり	(1) マンパワーの確保	◇マンパワーの育成・確保・活用	C
	(2) ボランティア活動の推進	◇ボランティア活動の推進	C
	(3) 専門職種の養成・確保	◇専門職員等の養成・確保と障がい者団体の育成	B

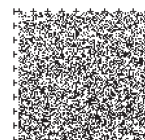


第2章 計画の方向性

1 施策の体系

基本理念の実現のため、8つの施策分野ごとに主要施策を定め、障がい者福祉施策の総合的、計画的かつ効率的な推進を図ります。

基本理念	施策分野	主要施策
障がいのある人もない人も 主体性を持って社会参加し 住み慣れた地域で 協働したまちづくりを創造しよう！	1 啓発・広報	(1) 差別の解消及び権利擁護の推進 (2) 広報啓発活動の推進 (3) 福祉教育の推進
	2 生活支援	(1) 相談体制の強化 (2) 在宅サービス等の充実 (3) 施設サービス等の充実 (4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の普及促進
	3 教育・育成	(1) 障がい児対策の充実 (2) 乳幼児療育と就学前教育の充実 (3) 就学後の教育・育成施策の充実 (4) 生涯学習の充実
	4 保健・医療	(1) 障がいの原因となる疾病予防と悪化防止 (2) 医療・リハビリテーションの充実 (3) 精神保健対策の推進 (4) 保健・医療・福祉の連携
	5 雇用・就業	(1) 雇用の促進 (2) 就労の促進 (3) 一般就労が困難な障がいのある人への就労支援
	6 情報・コミュニケーション	(1) 情報提供の充実 (2) 意思疎通支援体制の充実
	7 生活・環境	(1) 住みよいまちづくりの推進 (2) 障がいのある人向け住宅の整備 (3) 移動・交通対策の推進 (4) 地域安全体制の充実
	8 福祉を支える人づくり	(1) 専門職の人材確保 (2) ボランティア活動の推進



第3章 施策の展開

1 啓発・広報

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の中で、障がいのある人に対する国・地方公共団体及び事業所の不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について定められるなど、障がいのある人に対する差別の解消に向けた取組が推進されていますが、障がい者実態調査において、差別を受けたことがあると回答した割合が2割近くに達するなど、障がいのある人への理解は十分とはいえない状況にあります。

今後も、差別解消や虐待防止、権利擁護、権利行使、福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容等の周知に努めるとともに、必要に応じて学校、家庭、地域やNPOと連携していく必要があります。

また、障がいに対する理解不足により、結果として生活の様々な場面において不利益を受けることもあることから、さらなる権利擁護の取組が必要です。

意思決定能力や契約締結能力が十分でない障がいのある人の権利擁護のために、成年後見制度等が設けられていますが、現状では有効に活用されているとは言い難い状況にあります。

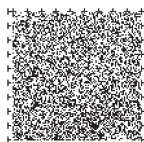
本市においては、令和2年4月に成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、権利擁護に係る制度の周知と利用促進にこれまで以上に取り組むこととしています。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めるため、市民秋まつりの福祉コーナーにおいて障がいに対する理解啓発や手話講習会とともに、必要な啓発活動を行っています。

また、市の全職員を対象に職員研修を実施するとともに、全ての部署に聴覚障がいのある人の筆談用のホワイトボードを配布するなど、障がいのある人に配慮した対応に努めています。

今後も、あらゆる機会を活用し、障がいに対する正しい理解や障がいの特性に応じた配慮が行われる地域社会の実現に向けた取組を推進します。



② 虐待防止に向けた各関係機関との連携

関係機関等との連携強化を図るため、障がい者自立支援協議会を活用したネットワークの強化や各関係団体の会合等への積極的な参加に努めています。

今後は、これまでの取組を継続して実施するとともに、本市の相談支援の中核を担う機関として令和3年度に設置する基幹相談支援センターを中心に、虐待防止に向けた体制の構築を図ります。

③ 人権の擁護

串間市人権啓発推進協議会と連携し、人権啓発講演会や人権に関する映画祭を開催するとともに、講演会参加者を対象に人権に対する意識調査を行っています。

また、毎月1回の人権相談や、広報紙や公式サイト及び公式 Facebook への記事掲載、人権擁護委員による街頭啓発、市民秋まつりにおけるブース設置等の、あらゆる機会を通じた啓発に努めています。

学校教育の場においても、人権教育は、幼少期からの積み重ねが重要であり、生涯を通して学ぶべき問題であることから、スクールソーシャルワーカーによる人権啓発に係る講話を実施するなど、人権教育の推進を図っています。

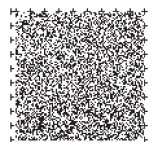
今後も、行政や人権擁護委員、学校、関係機関等が連携を図りつつ、あらゆる場を活用した人権の擁護に係る啓発を推進します。

④ 成年後見制度の活用促進

成年後見制度は、障がい等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援する制度ですが、障がい者実態調査においては、制度の名前を知っている障がいのある人等の割合が半数に満たないなど、制度の認知が低いこともあり、制度が有効に活用されているとはいえない状況にあります。

本市では、「広報機能」や「相談機能」を備えた中核機関を令和2年4月に設置するとともに、講習会や座談会の開催、銀行等の関係機関におけるパンフレットの設置等により、制度の周知に努めてきました。

今後は、中核機関の機能拡充を図りながら、中核機関を中心に成年後見制度の利用促進を図っていきます。



ア) 中核機関の機能・運営の方針

国が定めた成年後見制度利用促進基本計画においては、中核機関が担うべき4つの機能として、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」を挙げ、これらの機能を段階的・計画的に整備することを求めています。

4つの機能のうち、制度の広報・周知を行う「広報機能」及び相談・発見、情報集約を行う「相談機能」については、優先して整備すべき機能とされており、本市における中核機関においても既に整備されています。

また、地域体制の整備や後見等申立てに係る支援等を行う「成年後見制度利用促進機能」及び後見等開始後の継続的支援を行う「後見人支援機能」については、本市の実情を加味しながら、機能の整備を検討・推進していくとともに、「広報機能」、「相談機能」の充実を図っていきます。

イ) 地域連携ネットワークの構築

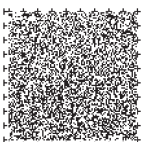
令和2年度より「日南串間成年後見ネットワーク協議会」を設立し、各専門職団体や関係機関との協力体制づくりに努めています。

今後も、専門職や関係機関と連携・協力し、支援を必要とする本人を中心とするチームを支える、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を目指します。

ウ) 助成制度

成年後見制度の利用の促進を図るため、成年後見審判の申立てに係る費用に関する助成や成年後見人等の業務に対する報酬に関する助成を実施しています。

今後も、これまでの取組を継続して実施します。



(2) 広報啓発活動の推進

障がいのある人も同じ地域社会の一構成員であり、障がいがない人と同じように、地域で役割を担いながら生活していくことが、豊かな地域社会をつくることにつながると考えられています。

また、障がいのある人が家族や地域の人々と一緒に、住み慣れた地域の中で、のびのびと生活していくためには、障がいのある人もない人も、お互いに正しい理解・認識を持つことが必要です。

近年は、都市化等の進行により、地域におけるつながりが希薄化し、子どもや高齢者、障がいのある人等に対して無関心な風潮も広がりつつあります。

障がいのある人もない人も、地域に住む人々がお互いに関心と理解を深め、地域で“ともに生活している”という意識に基づいて活動できる社会づくりが大切です。

そのため、広報紙の利用促進や障害者週間等における啓発活動を行い、障がいのある人が抱える課題に対する理解を一層深めていく必要があります。

① 市民啓発の推進

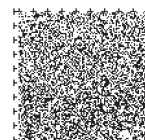
障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、「広報くしま」への掲載や公共施設内におけるポスター掲示等により、障害者週間をはじめとする市民への啓発に努めています。

今後も、「広報くしま」等の広報媒体を活用した積極的な市民への啓発に努めます。

② 地域での交流促進

市民秋まつりの福祉コーナーにおける障がい者用ブースの設置等による障がいに対する理解啓発に努めるとともに、県障がい者スポーツ大会の開催支援等を通じた交流活動の促進に努めています。

今後も、これまでの取組を継続して実施します。



(3) 福祉教育の推進

福祉のまちづくりを推進するためには、幼児から高齢者まで年齢にかかわらず、意識啓発や交流事業を含む「福祉教育」が重要と考えられています。

障がい者自立支援協議会を通じた福祉教育の推進に努めるとともに、次代を担う子どもたちに対する教育が特に重要であるとの考え方にに基づき、道徳の授業等を通じた福祉教育の推進に努めています。

今後も、思いやりの心を育むために、家庭や職場、学校、地域社会のあらゆる場面での福祉教育を推進します。

2 生活支援

(1) 相談体制の強化

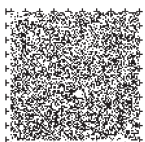
障がいのある人は、日常の生活の中で様々な不便や不安を感じており、自立した生活の実現を支援するための取組が求められています。

障がい者実態調査においては、本市が充実すべき障がい者福祉施策として、「各種相談事業の充実」への回答が最も多くなっています。

本市においては、地域生活支援事業において、障がいのある人への相談支援事業等を実施し、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っています。

また、令和3年度より、相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センターを新たに設置し、相談支援体制の更なる充実を図ることとしています。

今後も、障がいのある人の様々な相談に対応できるよう、基幹相談支援センターの機能強化や各種機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員等との連携により、身近な地域での相談支援体制の充実を図ります。



(2) 在宅サービス等の充実

障がい者実態調査においては、多くの障がいのある人が地域（一般住宅やグループホーム）で生活をしたいと回答しています。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、障がいに応じた障がい福祉サービスの提供体制が確保されることが重要であり、障がいのある人が必要なサービスを主体的に選択し、利用できるよう多様な福祉サービスの提供が求められています。

そういった中、障がいの多様化、障がい種別によって異なる生活課題、本人及び介護者の高齢化等、障がいのある人をとりまく状況は変化しており、自分自身が障がいを持ちながらも高齢化した親族を介護している、いわゆる「障老介護」への対応等、様々なニーズに対応したサービス提供体制の充実が求められています。

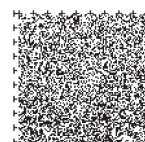
障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所・体制である「地域生活支援拠点等」について、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を推進し、障がい福祉サービスや介護保険サービス、地域福祉活動等の連携体制の構築を図っていくこととしています。

① 在宅サービスの充実

障がい者実態調査においては、希望する生活を実現するために必要な支援として、「必要な在宅サービスが利用できること」に対する回答が最も多くなっており、在宅サービスの充実は、障がいのある人の在宅生活を推進するに当たって大変重要です。

障がいのある人が、一人ひとりのニーズに応じて、各種サービスを利用することができるよう、障がい者自立支援協議会を活用し、本市の実情を踏まえたホームヘルプサービスやショートステイ等のサービス提供体制の整備とサービスの質的・量的充実に関する協議を重ねながら、サービスの提供体制の確保に努めています。

今後も、これまでの取組を継続して実施します。



② 居住の場の確保

市営住宅の建替整備において、バリアフリー化を図っていますが、バリアフリー化が完了していない住宅もあるため、今後とも計画的に整備を行っていく必要があります。

今後も、市営住宅におけるバリアフリー化の推進等、障がいのある人に配慮した住環境の整備を推進します。

(3) 施設サービス等の充実

地域で暮らす障がいのある人が身近な地域で、必要なサービスを受けられるよう、限られた社会資源を有効に活用し、施設が提供するサービスの多様化を図るとともに、障がいの種別を限定しないサービス提供を促進する必要があります。

また、障がい者支援施設について、地域で生活する障がいのある人に対し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅生活を送る障がいのある人を対象としたサービスを提供するなど、在宅支援の拠点としての活用を図るとともに、グループホーム等の充実を図り、入所者の地域生活（グループホームや一般住宅（居宅での単身生活を含む。）等）への移行を推進する必要があります。

① 施設等から地域生活への移行

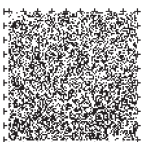
串間市障がい福祉計画において福祉施設の入所者からの地域移行者数に関する目標値を設定するとともに、各種協議会への参加等を通じた関係機関との連携強化を図りながら、地域生活への移行を推進してきましたが、第5期串間市障がい福祉計画における地域移行者数の目標値を達成するなど、一定の成果が得られています。

今後は、基幹相談支援センターを中心に、地域移行支援・地域定着支援の一層の推進を図ります。

② 施設サービス機能の充実

施設を地域で暮らす障がいのある人への支援拠点と位置づけ、障がい者自立支援協議会による協議を重ねながら、本市の実情を踏まえサービス提供体制の確保に努めてきました。

今後も、施設の機能や特色を利用した提供サービスの多様化を促進するとともに、各種在宅サービスを提供する拠点としての機能充実の促進を図ります。



(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の普及促進

都市化等により地域との関係の希薄化が進み、地域との交流の機会が少ない障がいのある人やその家族が、地域の中で孤立してしまうことがあります。

交流活動については、地域における障がいへの理解の促進、障がいのある人の生きがいづくり、地域の関係性による助け合い・支え合いの体制の構築等の様々な効果を得ることができると考えられるため、今後も積極的に取り組む必要があります。

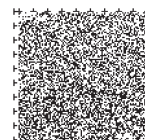
特に、スポーツ・レクリエーションや文化活動等は、交流や生きがいづくりとして特に有用なものであり、障がいのある人の積極的な参加を促すためには、参加しやすい多様な機会を提供するとともに、活動場所が安全・快適で障がいのある人の利用に優しい施設である必要があります。

本市においては、障がい者団体主催による催し等を支援し、参加機会の確保や障がいのある人の交流促進に努めるとともに、運動公園や体育館、公園、文化施設等の整備について、段差の解消や障がい者用トイレの設置等を行い、障がいのある人の立場に立った施設の整備・改善に取り組んできました。

① 施設・場所の整備・改善

改修の機会等を活用しながら、公共施設の整備において、多目的トイレや障がい者用駐車スペースの設置等、バリアフリー化を推進しています。

今後も、利用者ニーズや関係団体の意見を踏まえながら、障がいのある人の利用に優しいスポーツ・レクリエーション・文化施設等の整備・改善に努めます。

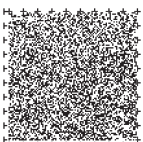
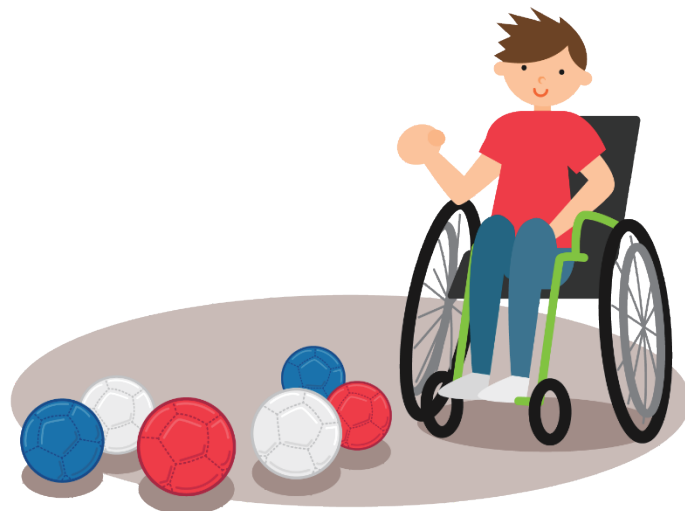


② 機会と内容の充実

例年開催されている県障がい者スポーツ大会の参加を通じて、社会参加の拡大に取り組んでいますが、障がいのある人に関わるスポーツ団体は縮小傾向にあるとともに、多くの参加を得られていない状況にあります。

また、障がい者支援施設の作品展示等の機会が不定期に開催されていますが、開催頻度は多くありません。

障がいのある人の社会参加と地域の人々との交流を促進するため、スポーツ・レクリエーション、文化活動等に対する啓発広報の推進と情報提供の充実に努め、参加機会の拡大を図るとともに、生涯スポーツ・健康づくり情報連絡会議等を通じ、各スポーツ団体と連携・協働を図りながら、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加しやすい体制づくりに努めます。



3 教育・育成

(1) 障がい児対策の充実

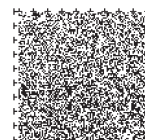
子どもが成長していく上では、学校教育だけでなく、地域における育成・教育の在り方が大変重要です。

障がいのある子どもを持つ保護者の充実した養育・生活のため、障がいのある子どもの教育・保育等の円滑な利用につなぐことができるよう、関係部局・関係機関との連携による相談支援・療育支援体制の構築が求められています。

本市では、障がいのある子どもを持つ保護者に対して心身の負担の軽減を図るため、子育て支援センターを中心とした育児相談体制の強化を図るとともに、障がいによる虐待防止のための養育支援訪問事業や要保護児童等対策において、子育てに不安を感じている家庭等を訪問し、子育てに不安ではなく喜びを感じることができるよう相談・支援を行っています。

また、教育・保育施設や放課後児童クラブ等の関係機関との連携を通して、障がいのある子どもを受け入れる体制を構築するとともに、日頃より子どもたちの行動等を注視することで、障がいの早期発見・早期治療につながるよう努めています。

障がいのある子どもを持つ保護者の心身の負担の軽減や早期養育が可能となるよう、関係部局・関係機関が連携した障がいのある子ども一人ひとりの成長にあった支援体制の構築に努めます。



(2) 乳幼児療育と就学前教育の充実

障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、障がいの早期発見・早期療育から、一人ひとりの特性に応じた一貫した療育・教育体制を整えること、そして、障がいの早期発見・早期療育体制に関する啓発を行うとともに、保護者等の不安を解消するための相談・支援体制の更なる充実を図っていくことが重要です。

そのためには、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と密に連携しながら療育体制整備に努める必要があります。

本市では、障がい者自立支援協議会子ども支援部会を通じて関係機関ネットワークの構築を図るとともに、串間市障害児保育事業として、障がいのある子どもの保育を実施する教育・保育施設に対し、保育に必要な経費の一部の補助を行っています。

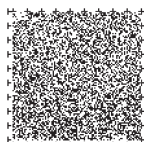
また、小学校の新入学予定者（年長）と幼児（年中）について、身体・情緒・知的発達等に心配のある子どもの教育相談を行うとともに、教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の実態調査を実施し、その結果に基づいて、施設からの対象児童の就学について判断を行っています。

今後は、早期からの教育相談や学習面・行動面における特別な教育的支援の実施とともに、障がいの度合いに応じた受入体制の整備を図っていく必要があります。

① 障がいの早期発見・早期支援の充実

配慮が必要な子どもを早期発見・早期支援が行えるよう、就学前の子どもの成長・発達について、乳幼児健診や平成 29 年度から導入した 5 歳児健診において詳しく観察等を行っています。

今後も、これまでの取組を継続して実施するとともに、保護者等に対する障がいの早期発見・早期療育に関する周知・啓発や保護者等の不安を解消するための子育て支援センターを中心とした相談支援体制の更なる充実を図ることにより、障がいの早期発見・早期支援につながるよう努めます。



② 就学前療育・育成の充実

教育・保育施設においては、障害児通所支援事業所との併用利用により、障がいのある子どもの発達状況に応じた保育が可能な状況にありますが、通常保育における保育士確保も難しい中での対応となるため、支援が必要な児童を受け入れる体制づくりが求められています。

このため、本市では障がいのある子どもの保育を実施する教育・保育施設に対し、串間市障害児保育事業において運営費の一部補助を実施しています。

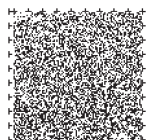
今後も、支援が必要な児童を受け入れる教育・保育施設に対して、市からの補助を継続的に実施するとともに、児童発達支援センターの設置についても検討を行うなど、就学前療育・育成の充実を図ります。

③ 就学に向けた支援の充実

教育上特別な配慮を必要とする就学前の幼児に対し、保護者の同意を得て実態調査を行うとともに、教育支援委員会を開催することで、就学後に適応できるよう支援を行っています。

教育支援委員会において、実態調査の実施と教育上特別な配慮の方向性の検討を行い、就学後の支援がスムーズに行われ、保護者や本人の意見を十分に反映した将来につながるような教育支援に努めます。

また、障がいのある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ役割を担う「地域連携推進マネジャー」の配置を検討し、教育分野と福祉分野のより一層の連携強化を図ります。



(3) 就学後の教育・育成施策の充実

障がいのある子どもに対する教育は、可能性を最大限に引き出し、個性や能力を伸ばしていく適切な教育が求められています。

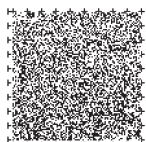
また、通常の学級に在籍しているLD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）・高機能自閉症等により学習や生活について特別な支援を必要とする児童生徒への教育的対応について、従来の特殊教育（障がい児教育）から、さらに支援の対象を広げた特別支援教育への転換を図り、自立と社会参加に向けた取組が求められています。

障がいのある子どもの教育に当たっては、障がいのある子ども一人ひとりの状況に合わせた多様な教育形態を整備することはもちろんのこと、障がいのある子どもと障がいのない児童・生徒との交流を活発に行うことにより、それぞれが相手の立場を理解し、自然に共生できる環境や意識を育成することが重要です。

その他、スロープや手すり、障がい者用トイレの設置、教室間を円滑に移動できる施設整備等のハード面における受入体制の整備も重要です。

本市においては、障がいのある子ども一人ひとりの能力や適性に合った可能性を追求する教育を目指すため、児童の意思を尊重し、成育過程や家族の考え方・立場を十分に考慮しながら、適正な就学が図られるよう努めているところであり、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している学校において特別支援学級を設置し専門的な教育を行っているほか、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）等により学習や行動面で特別な支援を要する児童生徒に対し、学習又は生活上の困難を克服するために特別教育支援員を配置し支援を行っています。

また、地域の小学校や中学校に障がいのある子どもを受け入れる際には、教育内容の充実等のソフト面の整備を図るとともに、スロープや手すり、障がい者用トイレの設置等のハード面における受入体制の整備に努めています。



① 障がい児教育の充実

特別な支援を要する児童生徒に対する適切な支援を行うため、小中高一貫通級指導教室担当者会を開催し、確実な情報共有に努めるとともに、南那珂エリアサポート事業における通常学級担任の研修の充実により、教育の質の向上に努めています。

また、広報くしま等を活用した障がい児教育に関する啓発活動に努めています。

各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室といった特別な指導の場で行う「通級指導」を串間市の特別支援教育の核として、研修の充実や特別支援教育をサポートする「特別支援コーディネーター」の適切な配置等による特別支援教育の一層の充実を図ります。

② 学校施設の充実

障がいのある子どもの通学状況やニーズ等を踏まえ、車いす用階段昇降車の設置等、障がいのある子どもが学ぶ上で必要な施設整備に努めています。

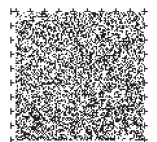
今後も、障がいのある子どもの通学状況やニーズ等を踏まえながら、必要に応じた施設整備を実施します。

(4) 生涯学習の充実

近年、人生観や生活観の変化により、生涯学習を通じて生きがいや充実感を見出す人々が増加しており、このような生涯学習は、障がいのある人にとって自己の可能性を追求し、自己実現を図るためのものとして重要な意味を持つばかりでなく、社会参加や自立の促進を図る上でも大きな役割を果たすものと考えられます。

今後、生涯学習の推進に当たっては、障がいのある人の積極的な社会参加や自立の促進にもつなげるため、多様なニーズを十分踏まえた上で、学習内容や実施方法等について検討を加え、障がいのある人の学習機会の増大に努める必要があります。

障がいのある人の多様な学習ニーズを十分に踏まえながら、学習内容や実施方法等の検討を行い、学習機会の拡充に努めるとともに、障がいのある人の生涯学習への積極的な参加を促進するため、啓発広報や情報提供の充実に努めます。



4 保健・医療

(1) 障がいの原因となる疾病予防と悪化防止

脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病は、障がいの原因となり生活の質の低下や社会的損失につながります。

そのため、健康づくりと疾病予防・悪化防止の推進を図ることが重要です。

また、難病患者とその家族の療養上の不安解消を図るとともに、保健・医療・福祉関係機関との連携による相談支援体制の整備が求められています。

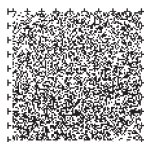
さらに、3歳児健康診査までに発見できない徴兆候としての難聴、目の調節障がい、ことばや発達の遅れ、また、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）の早期発見、早期対応のために個別の健康診査が必要です。

本市では、障がい発生予防に関する知識の普及について、各乳幼児健診にてパンフレット等を通じて周知を図り、障がいの原因となる生活習慣病の予防として、食生活の改善等の健康教育・広報等を通じた普及・啓発活動を推進しています。

また、乳幼児を持つ親や思春期及び妊産婦を対象とした健康教育や訪問指導、予防接種をはじめ、生活習慣病予防のための特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診、食生活の改善等の生涯を通じた健康づくりに取り組んでおり、がん検診・特定健診については、予約制とし待ち時間を短縮することにより、受診しやすい体制づくりに努めています。

さらに、3歳児健康診査までに発見できない徴兆候としての難聴、目の調節障がい、ことばや発達の遅れ、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）等については、5歳児健診を導入し、発達障がいの早期発見、早期支援に努めています。

今後も、障がい発生予防の効果を高めるため、それぞれのライフステージに応じた保健・医療に関する知識の普及と同時に、健診等の受診率の向上や保健・医療・福祉の緊密な連携を図っていく必要があります。



① 健康診査等の充実

疾病の早期発見や疾病の未然防止の為に各種健（検）診を実施するとともに、障がいの原因となる生活習慣病の予防や重症化防止の推進を目的に、特定健診等の結果から対象者を抽出し、訪問指導等を実施しています。

各種健（検）診の実施に当たっては、予約制での待ち時間短縮や利便性の高い場所への会場設置、日曜日健（検）診の開催等による受診しやすい体制づくりに努めています。

また、障がい等の早期発見・早期支援につなげるため、乳幼児健診等で子どもの発達状況を確認しており、平成 29 年度からは 5 歳児健診を実施し、子どもの発達や生活、育児の方法等、保護者の不安や悩みについて相談する機会としても活用されています。

さらに、ことばの発達等が気になる未就学児に対して、言語聴覚士による相談・訓練を行う発達相談室を実施しています。

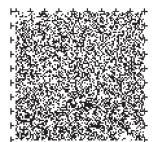
今後も、これまでの取組を継続して実施します。

② 障がい発生の予防知識の普及

広報くしまにおける保健・医療に関する記事の掲載やパンフレットの作成、各種健（検）診時における指導等を活用した知識の普及及び意識の啓発に努めています。

また、食生活改善推進員活動支援や保健指導を実施し、食生活改善普及に努めるとともに、生活習慣病の一つである糖尿病の重症化予防を目的に各種団体 5 者連携協定を締結し、糖尿病連携手帳の普及啓発を中心とした活動を展開しています。

今後も、広報活動や食生活改善の普及活動等について、これまでの取組を継続して実施するとともに、生活習慣病の予防のため、県等とも連携を図りながら、保健指導の体制強化を図ります。

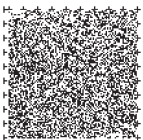


③ 早期発見・早期治療の推進

医療機関と連携を取り無料で検査を受けることができる体制を構築するなど、健(検)診の受診率向上に努め、健(検)診の結果、要精密・要医療となった方については、医療機関の受診を勧め、疾病の早期発見・早期治療につなげています。

乳幼児の各種健康診査により経過観察が必要な場合は、保健師・看護師・管理栄養士等によるフォローアップを行うとともに、医療機関や教育・保育施設等とも連携し、疾病や障がいの早期発見・早期治療につなげています。

今後も、これまでの取組を継続して実施します。



(2) 医療・リハビリテーションの充実

障がいのある人が健康で生活できるようにするためには、個々の障がいに応じた適切な医療・リハビリテーションの充実に努めることが重要です。

障がい者実態調査においても、本市が充実すべき障がい者福祉施策として、「各種相談事業の充実」「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」に次いで、「障がいのある人や障がいのある子どもが受診しやすい医療体制の充実」への回答が多くなっています。

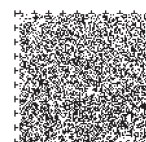
障がいのある人が、健康で過ごすことができるよう、日常的な健康づくりを支援するとともに、障がいに起因する多様なニーズに応じたリハビリテーション体制の整備や、医療・リハビリテーションに関する相談・情報提供の充実が求められています。

また、住民の保健医療ニーズも高度化・多様化しており、より良質で適切な保健医療サービス提供体制の更なる確立が求められているところであり、本市の保健医療体制についても、市内における保健医療施設や医療機関、医師会、歯科医師会、さらには関係団体や組織等の協力を得ながら、医療・リハビリテーションの充実を図ることが重要です。

さらに、難病患者やその家族に対し、医療及び日常生活に関わる相談・助言等を行い、難病患者に対する地域保健医療の推進に努める必要があります。

本市においては、串間市民病院を中核として、各医療機関が市民の健康を支えています。

串間市民病院においては、訪問診療、訪問看護及び訪問リハビリの継続、退院調整等のスムーズな復帰を確保するための地域連携機能を含め、今後も医療・リハビリテーションの更なる充実を図ることとしています。



① 医療・リハビリテーションの充実

本市では、串間市民病院を中核として、各医療機関が効果的な医療・リハビリテーションの提供に取り組むことで市民の健康を支えています。

串間市民病院においては、地域包括ケアシステムの構築のため訪問診療、訪問看護及び訪問リハビリの開始、退院調整等を行う地域連携室及び介護保険サービスの居宅支援事業所の設置、理学療法士や作業療法士、訪問看護師、社会福祉士、介護支援専門員の配置を行い、在宅における療養等を支える体制整備を図りました。

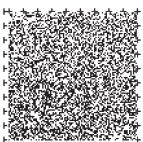
また、今後、主に嚥下指導のできる言語聴覚士の配置を図り、更なる医療・リハビリテーションの充実を図ることとしています。

今後は、より効果的な医療・リハビリテーションの提供のため、医療機関や医師会、歯科医師会等の関係機関との連携強化を図ります。

② 難病対策に係る関係機関の連携・相談の充実

日南保健所や相談支援事業所等との連携により、医療費の公費負担や難病医療相談、家庭訪問等を推進しています。

今後も、これまでの取組を継続して実施します。



(3) 精神保健対策の推進

ストレス社会といわれる現代において、心の問題は誰にでも起こり得るものです。

そのため、県の精神保健事業等と連携を図り、うつ病等に関する正しい知識を普及し、心の病の予防と治療に向けた相談業務や小中学校における相談体制の整備を図ることが重要です。

また、精神障がいのある人が退院後に、安心して生活ができるように福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制の整備が求められています。

さらに、精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるように医療機関等と連携をとり、個人の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めることが必要となっています。

精神障がいのある人等の社会復帰を促進するためには、社会適応訓練や日常生活に関わる相談業務の充実と合わせ、生活の場である地域の住民の理解と支援が必要不可欠です。

このため、住民の障がい者観の変化を与えるとともに、保健・医療・福祉の包括的な対応、「精神障がい者家族会」の育成強化も必要です。

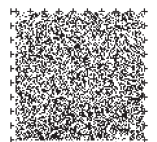
本市では、医療機関や保健所との連携、情報交換に努めることにより、適切な医療の確保と早期治療の促進を図っています。

また、精神保健上の問題や過労、生活困窮、孤立等の様々な社会的要因により追い込まれた末に自殺に至ることがあると考えられることを踏まえ策定した「いのち支える串間市自殺対策行動計画」に基づき、小中学校におけるSOSの出し方教育の実施等による相談体制の強化を図るなど、自殺対策を総合的に推進しています。

① 精神障がいのある人に対する医療体制の確立

保健所に設置されている協議会への参加や精神病院への定期的な訪問により、医療機関や保健所等との情報交換に努め、人権に配慮した適切な医療の確保と早期治療の促進を図っています。

今後も、これまでの取組を継続して実施します。



② 社会復帰対策の推進

相談支援事業所を通じた精神障がい者家族会の活動支援等を行っていますが、会員の高齢化に伴い、活動が縮小傾向にあるなどの課題も生じています。

今後は、基幹相談支援センターを中心に関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、障がい者自立支援協議会において、精神障がいのある人が社会参加しやすい環境整備等について協議を行っていきます。

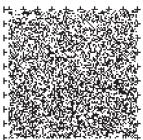
(4) 保健・医療・福祉の連携

保健・医療サービスは、障がいの予防・除去、自立の促進を図る上で重要な役割を担っていますが、障がいのある人の地域におけるより良い暮らしを実現するためには、保健・医療サービス分野と福祉サービス分野が相互に連携を図り、障がいのある人が一貫したサービスを受けられるような体制を整備していくことが必要です。

また、難病や医療的ケアの必要な障がいのある人等に対し、保健・医療・福祉の連携による支援体制の充実が求められています。

本市における施設や病院から在宅への地域移行については、一定の成果は得られたものの、十分に進んだとはいえない状況にあります。

障がいのある人の地域生活の実現のためには、施設や病院、地域の理解が必要であることから、啓発の強化を図りつつ、地域包括ケアシステムの活用を図り、保健・医療・福祉の連携によるサービス供給体制の充実に努めます。



5 雇用・就業

(1) 雇用の促進

障がいのある人の就業者数は全国的に増加傾向にあり、日南・串間地域においては、民間企業の法定雇用率の達成割合は8割を超えています。

今後も、障がいのある人の雇用促進に理解を求めていくことが求められています。

また、障がいのある子どもの学校卒業後の進路について、本人の能力や希望する職種のニーズとのマッチングが課題となっており、公共職業安定所等の関係機関との連携を更に強化し、障がいのある人の雇用促進や就労支援の充実に努めることが求められています。

本市においては、障がい者自立支援協議会において地域の課題を共有するとともに、課題解決に向けての検討を行っています。

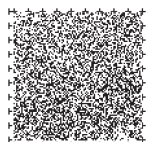
また、就労に関して、当事者及び事業者を含めた研修会の開催等を行っています。

今後も、障害者の雇用の促進等に関する法律の主旨を踏まえながら、障がいのある人の雇用の促進に積極的に取り組みます。

(2) 就労の促進

障がいのある人が、地域で自立した生活を送る上で、就労機会の確保は重要な要素の一つであり、働く意欲がある障がいのある人がその適性に応じて能力を発揮するため、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるよう、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の充実と工賃の水準が向上するよう、総合的な支援が求められています。

障がい者自立支援協議会において関係機関と連携を図るとともに、公共職業安定所やにちなん障がい者就業・生活支援センター、基幹相談支援センター等とともに就労支援に取り組めます。



(3) 一般就労が困難な障がいのある人への就労支援

就労を希望する障がいのある人も増えてきていることから、障がいのある人を雇用する事業所及び施設の拡充が急務となっています。

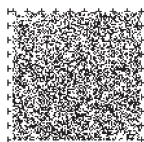
しかし、障がいのある人によっては、様々な状況から一般就労もしくは、福祉的就労先から一般就労への移行が難しいケースもあります。

障がいのある人の就労に向けては、障がいのある人の特性に合わせた職業能力の向上が必要です。

今後、関係機関等との連携を図りながら、更なる職業能力開発支援が必要であり、障がいのある人の特性に合わせた職業能力開発の支援体制づくりが求められています。

本市においては、一般就労することが困難な障がいのある人に対しては、就労継続支援等の個人の特性に合わせた適切な機関を紹介しています。

今後も、これまでの取組を継続して実施します。



6 情報・コミュニケーション

(1) 情報提供等の充実

行政情報の提供においては、情報通信技術（I T）の活用も含めて、障がいのある人を含む全ての人々が利用しやすいように配慮する必要があります。

本市では、福祉情報の広報のために、点字版「点字広報」や録音版「声の広報」がボランティア団体の活動により製作されており、障がい福祉ガイドにおいて、相談窓口の案内、手帳交付、支援の内容、施設や各種関係機関等を紹介しています。

また、新しい福祉情報については、適宜パンフレットを作成し、配布を行っています。

しかし、障がいのある人がホームページを利用する上では、多くの障がいがあることから、だれでも利用しやすいホームページづくりを推進するなど、障がいのある人が情報を利用しやすい環境の整備が求められています。

そして、障がい福祉ガイドや点字版・録音版情報では、基本的な情報の提供に限られていることが課題として挙げられています。

I T活用が普及している現在、ホームページ等の活用によって、情報提供の内容の充実を図っていくことが求められています。

① 障がいのある人に配慮した広報媒体の作成

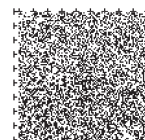
広報紙を点字版「点字広報」や録音版「声の広報」を制作しているボランティア団体に提供し、障がいのある人に対しても広報紙を届けることができるよう努めています。

今後も、庁内部署や関係団体等の連携を図りながら、必要な情報を届けることができる体制の構築に努めます。

② 障がいのある人のI T利用促進

障がいのある人が情報機器を使用する際に必要となる周辺機器等の給付制度を導入しています。

今後も、制度の周知を通じ、障がいのある人のI T利用を促進します。

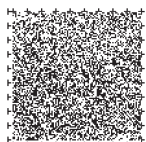


(2) 意思疎通支援体制の充実

障害者基本法においては、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための基本原則の一つとして、「全ての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と定められています。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての市民の意思疎通が円滑に行われ、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現する必要があります。

こうしたことから、言語である手話をはじめとして、点字や要約筆記等の意思疎通手段の一層の普及を図るための体制整備を図ります。



7 生活・環境

(1) 住みよいまちづくりの推進

障がいのある人の自立と参加を進める上で、建築物、道路、交通等の生活環境の障壁をなくしていくことはこれからのまちづくりにおいて、当然のこととして求められています。

また、ハード面の整備だけでなく、市民の理解と協力を得ることで、人にやさしいまちづくりを進めていくことも必要です。

これらのことは、障がいのある人や高齢者を含めた全ての市民が安心して生活ができ、行きたい所に自由にそして安全に行けるようになるために必要です。

そのためには、行政の取組だけでなく、民間事業者や市民が社会連帯の意識に基づき一体となって、ハード・ソフトの両面にわたる多くの施策を総合的に推進していく必要があります。

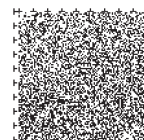
① バリアフリーの推進

人にやさしいまちづくりを進めていくためには、市民や民間事業者の理解と協力を得ながら、ハード・ソフトの両面からのバリアフリー化を推進していく必要があることから、市民や民間事業者に対する啓発を行いながら、行政や市民、民間事業者が一体となったバリアフリー化を推進します。

② 公共的建物等の整備・改善

市の施設については、特に新設や改修を実施した施設について、出入口の自動ドア化をはじめ、手すりやスロープの設置、障がい者用のトイレや駐車スペースの整備等の障がいのある人に配慮した整備を進めてきましたが、既存の全ての施設においてバリアフリー化が完了したわけではなく、これからも障がいのある人の利用に配慮した改善を進めていく必要があります。

今後も、新しく建設する施設はもとより、既存の施設についても自動ドアや手すり・スロープの設置、障がい者用トイレ、駐車場の整備等の誰もが利用しやすいような整備・改善に努めます。



③ 道路・公園等の整備・改善

道路や歩道の段差、幅員の狭さ、電柱や看板等の障がい物等による不安感や危険性は、障がいのある人や高齢者だけでなく市民全体にも共通するものであり、道路や歩道の整備に当たっては、視覚障がいのある人や車イス利用者等の移動にも十分配慮した広幅員のものとして整備していくことが必要です。

道路については、既存の道路・歩道等の老朽化により、十分な整備・改善が図れていない状況ですが、障がいのある人にとっては、段差解消や拡幅、障がい物の除去等の対策は安全性を確保する上で重要であるため今後も対策の実施に努めます。

公園や緑地については、いこいの場、ふれあい・交流の場であるとともに、身近な生活空間にうるおいとやすらぎを与える場であることから、水と緑に包まれた美しい環境づくりを進め、障がいのある人にも親しまれる機能を有した整備に努めており、今後も同様の整備を継続して実施します。

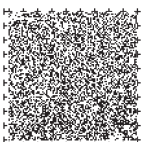
(2) 障がいのある人向け住宅の整備

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送る上で拠点となる住宅は、段差の解消や手すりの設置等、住みやすい構造・設備でなくてはなりません。

市営住宅については、管理戸数 416 戸（令和 2 年度）のうち、障がいのある人向け住宅を 4 戸整備しています。

今後、障がいのある人のための住宅施設を更に充実するためには、入居相談や入居優遇措置の継続と障がいのある人に配慮した市営住宅、特に既存の古い住宅に対する整備・改善を確実に推進していくことが必要です。

その他、一般住宅についても居宅の一部を改善する支援策を実施していますが、障がいのある人自身の居宅における利便性の向上を図ることはもとより、介護する家族等の負担の軽減を図る観点からも、整備・改善を推進していくことが必要です。



① 障がいのある人に配慮した公営住宅の整備

市営住宅について、令和2年度時点における管理戸数として416戸を整備しており、そのうち障がいのある人向け住宅を4戸整備しています。

近年建設した住宅については、敷地内の段差解消のためのスロープ、室内のトイレや浴室の手すりを設置しています。

今後は、耐用年数等を勘案しながら、順次建て替え等を行い、障がいのある人や高齢者が使いやすい住宅の整備に努めるとともに、住宅の入居に当たっては、関係機関と連携し、障がいのある人等に配慮した入居相談に努めます。

② 住宅改造への支援

障害者地域生活支援事業や介護保険事業等において、住宅改造に対する支援を行っています。

今後も、障がいのある人自身の居宅における利便性の向上と、介護する家族等の負担の軽減を図るため、住宅改造のための各種制度や事業の周知を図ります。

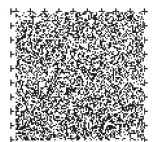
(3) 移動・交通対策の推進

障がいのある人の生活においては、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるとともに、障がいのある人が地域社会において安定した生活を営めるようにすること、そして地域社会において他の人々と共生することが妨げられないことが重要です。

建築物・道路・公園・交通機関等における障がい物の除去や、情報収集やコミュニケーションに当たってのハンディキャップの軽減は、障がいのある人の自立と社会活動への参加を促進するための基礎的な条件となることから、行政・民間事業者・市民が一体となって理解を深め、協力して取り組むことが求められています。

また、公共交通機関は外出時における重要な交通手段であり、その設備やサービス等の充実は、障がいのある人の自立や社会参加の促進を図る観点からも不可欠なものといえます。

今後、障がいのある人の交通安全対策や交通手段の確保、移動支援対策について、関係機関や住民の理解と協力を得ながら、より一層の推進を図っていく必要があります。



① 公共交通機関の設備・サービス等の充実

身体障がい者タクシー助成事業を実施しており、事業者に対して定期的な啓発を行っています。

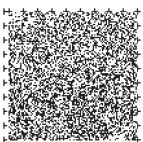
また、コミュニティバス（よかバス）については、集落によって週に1回の運行であるなど、利用者の利便性向上が課題となっていることから、令和2年度において串間市公共交通再編実施計画を策定し、ダイヤの改正を行うこととしています。

障がいのある人の利便性向上のため、市コミュニティバスのほか、福祉車両、その他公共交通機関等との連携した仕組みづくりが必要であることから、事業者とのネットワークの強化や事業者に対するサービスの向上を中心とした働きかけを行いながら、これまでの取組を継続して実施します。

② 移動支援策等の充実

障がいのある人の自立と社会参加をより一層促進するため、公共交通機関の運賃割引制度や、屋外での移動が困難な障がいのある人等（視覚障がいのある人等）に対してガイドヘルパーを派遣して、外出のための支援を行う「移動支援事業」等の各種制度が有効に活用されるよう、市公式サイト等において周知を図っています。

今後も、これまでの取組を継続して実施するとともに、制度等の周知に努めます。



(4) 地域安全体制の充実

障がいのある人々が安心して在宅生活や社会生活を送るためには、地域全体で安全で快適な生活環境づくりに取り組むとともに、防犯対策や防災対策等の支援体制を確立する必要があります。

本市では、地域防災計画に基づいた災害への対処システムの構築に努めているところですが、災害弱者といわれる障がいのある人等を、地震、火災、水害、土砂災害等の災害や犯罪から守るための地域の防犯・防災ネットワークや、緊急通報システムの構築を急ぐとともに、災害を防ぐための基盤づくりを推進する必要があります。

その中でも、災害時における情報の伝達や迅速な避難誘導が適切に行われるような措置を講ずることが重要です。

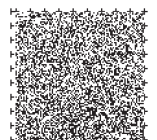
本市では、市公式サイトにおける防災に関する情報の随時更新や、広報紙における防災に関する年1回の特集記事の掲載及び新たな情報の随時掲載等により、防災に対する啓発を行っています。

また、防災行政無線や地域内の戸別受信機、エリアメール等を緊急時等における情報提供ツールとして、活用しています。

さらに、要援護者支援プランをモデルとしている5地区において個別計画として策定するとともに、自主防災組織における防災訓練及び防災講話等を実施しています。

防災において、「自助・共助・公助」の公助では、全てを守ることは不可能であり、障がいのある人等を支援するためには、共助＝助け合いが大変重要となります。

しかし、高齢化や過疎化が進み、助ける人間の確保が課題となっていることから、今後、要援護者支援プランにおける個別計画の策定に努め、緊急時に対する備えをしておくことが重要です。



① 防災体制の充実

本市では、普及・啓発活動を通じて、安全な地域社会づくりに努め、自治会長を中心に災害時の支援体制も確立できつつありますが、自主防災組織の育成に関しては、地域差も生じている状況にあります。

今後も、防犯・防災知識の普及・啓発を図るため、市公式サイトやパンフレット、広報くしま、防災行政無線、地域内の戸別受信機、エリアメール等を活用した広報・情報提供体制を維持します。

また、災害弱者に対する避難誘導等、災害への対応を迅速かつ的確に行うため、自主防災組織の育成・強化を図り、地域における防災システムの構築に努めるとともに、在宅重度障がい者の緊急連絡体制の確立を図るため、緊急通報システムの整備を推進します。

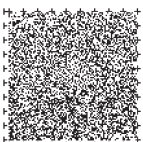
② 犯罪被害・消費者トラブルの防止及び解決支援

近年、悪質商法による消費者被害等が拡大し社会問題化しており、障がい者実態調査において、犯罪被害にあうことへの不安があると回答した割合も4割近くに達しています。

障がいのある人が犯罪や消費者トラブルの被害者にならないため、啓発とともに、家族をはじめ地域の人々の見守り活動を推進していく必要があります。

本市においては、関係機関や地域と連携し、犯罪被害や消費者被害の防止に努めており、消費生活巡回相談を月1回行っていますが、障がいのある人及びその家族からの消費者被害の相談はなく、市民生活課窓口においても相談事例はこれまでありません。

今後も、関係機関と連携し、障がいのある人及びその家族に対する消費者被害の防止を図ります。



8 福祉を支える人づくり

(1) 専門職の人材確保

障がいのある人が、社会の一員として、安心して日常生活を送り、積極的な社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とする場合があります。

障がいのある人に対する取組として、行政や社会福祉協議会、障がい者団体、福祉施設等が相互に協力し、様々なサービスの提供に努めています。

しかし、障がいのある人の多様なニーズに的確に応え、サービスの質的な充実と向上を図るためには、各種の制度や施策の整備・促進ばかりでなく、サービスについて、障がいのある人やその家族に適切な助言をしながら調整を図るコーディネート機能を担う機関の構築と、それらに関わる「ひとづくり」が重要な課題です。

そのため、これらの人材の養成、確保並びに資質の向上に努める必要があります。

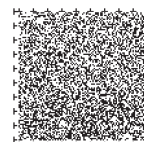
一方、生活習慣病の増加や高齢化の進行等により、医療・リハビリテーションに対する需要は増大していくものと考えられます。

障がいのある人のニーズの多様化や障がいの重度化・重複化、在宅ケア等の需要拡大に対応するため、保健師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士等の養成・確保と資質の向上を図っていくことが求められています。

① 障がい福祉サービス等に係る専門職員等の養成・確保

相談支援事業者に対して、積極的な研修の参加を促し、職員の質の向上を図るとともに、令和3年度の基幹相談支援センターの設置に関連して、高い専門性を持った職員の配置が図られているところです。

今後も、障がいのある人が、適切なサービスの提供を受けられるよう、専門職員等の養成・確保に努めます。



② 医療・リハビリテーションに係る専門職の育成・確保

串間市民病院においては、理学療法士や作業療法士、訪問看護師、社会福祉士、介護支援専門員を配置し、医療・リハビリテーション体制の充実を図りました。

今後も、嚥下指導のできる言語聴覚士の配置を図るなど、医療・リハビリテーションの更なる充実を図るとともに、職員の資質の向上に努めます。

(2) ボランティア活動の推進

障がいのある人を含む、全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、行政が障がいのある人に対する各種支援策を実施することに加え、社会を構成する全ての人々が障がい及び障がいのある人に対して十分な理解と配慮を行うことが重要です。

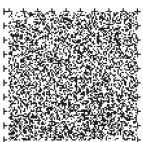
障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいに満ちた日々を送ることができるよう、各種団体との密接な連携を図り、広報媒体の活用を図りながら、幅広い啓発活動を行い、住民の理解を一層深めていくための支援体制の強化が求められています。

また、福祉の心を育むために、学校・職場・地域社会・家庭等の日常生活の場で、市民が自然な形で障がいのある人とふれ合える福祉教育の諸施策を実施するとともに、住民及び障がいのある人自身のボランティア活動を推進していく必要があります。

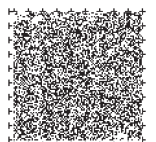
本市においては、串間市社会福祉協議会を中心に各種のボランティア団体により多様な活動が展開されていますが、障がいのある人に対するボランティア活動は特定のグループによる活動が定期的に行われているものの、全般的には低調であり、組織の育成と活動参加に向けた啓発が今後も求められています。

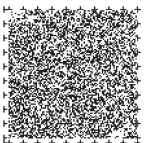
具体的な取組として、社会福祉協議会においてボランティア団体の紹介等を行っています。

今後、ボランティア活動への参加の啓発・広報活動やボランティアに対する支援体制の構築に努め、ボランティア活動の推進を図ります。



**第3部 第6期串間市障がい福祉計画
第2期串間市障がい児福祉計画**





第1章 前期計画の評価

1 成果目標の達成状況

前期計画に定めた成果目標について、評価を行った結果は以下のとおりです。

(1) 第5期障がい福祉計画の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっている一方、施設入所者数に関する成果目標については、目標を達成できない見込みとなっています。

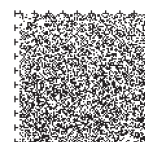
成果目標	目標	実績 (見込)
地域生活移行者数 (平成28年度末時点の施設入所者58人のうち、令和2年度末までに地域生活に移行する者の数)	6人	6人
施設入所者数 (令和2年度末の施設入所者数)	56人	57人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人に対する保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況に関する成果目標について、串間市障がい者自立支援協議会の活用により、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標	実績 (見込)
精神障がいのある人に対する保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況(令和2年度末時点における設置状況)	単独設置※	設置済

※地域の障がいのある人の様々な事項について協議の場として、串間市障がい者自立支援協議会を設置していることから、同協議会を活用することとした



③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備状況に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっていますが、令和2年度末までに面的整備に係る要綱等を定め、令和3年4月から具体的な整備を開始する予定となっています。

成果目標	目標	実績 (見込)
地域生活支援拠点等の整備状況 (令和2年度末時点における整備状況)	面的体制 整備※	未整備

※地域の複数の機関が分担して機能を担う方式による整備

④ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっている一方、就労移行支援事業の利用者数に関する成果目標については、目標を達成できる見込みとなっています。

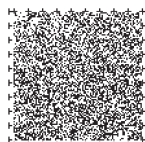
成果目標	目標	実績 (見込)
一般就労移行者数 (令和2年度における一般就労移行者数)	3人	2人
就労移行支援事業の利用者数 (令和2年度末時点における利用者数)	2人	3人

(2) 第1期障がい児福祉計画の成果目標

① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターの設置数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっている一方、保育所等訪問支援事業の実施状況に関する成果目標については、目標を達成できる見込みとなっています。

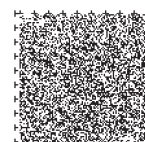
成果目標	目標	実績 (見込)
児童発達支援センターの設置数 (令和2年度末時点における設置数)	1か所	0か所
保育所等訪問支援事業の実施状況 (令和2年度末時点における実施状況)	実施	実施



② 医療的ニーズへの対応

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっている一方、関係機関による連携・協議の場の設置状況に関する成果目標については、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標	実績 (見込)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数（令和2年度末時点における確保数）	各1か所	各0か所
関係機関による連携・協議の場の設置状況 （令和2年度末時点における設置状況）	設置	設置済



第2章 計画の方向性

1 成果目標

国が令和2年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「宮崎県障がい福祉計画・宮崎県障がい児福祉計画」及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者 53 人のうち、6%以上に当たる4人以上が地域生活に移行することを目標とします。

また、令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者 53 人の1.6%以上に当たる1人を削減した52人以下とすることを目標とします。

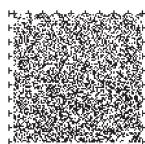
現状	令和元年度末時点の施設入所者数	53人
目標	地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数)	4人
	令和5年度末時点の施設入所者数	52人

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに面的整備に係る要綱等を定め、令和3年4月から具体的な整備を開始する予定となっていますが、令和5年度末時点においては、市単独で1か所以上整備されていることを目標とします。

また、令和5年度末までに「地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する場を年2回以上開催する体制」を確保していることを目標とします。

現状	令和2年度末時点の地域生活支援拠点等の整備数（見込み）	0か所
目標	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の整備数	1か所
	令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	2回



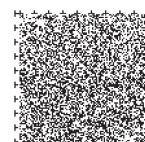
(3) 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数4人から1.27倍以上にあたる7人以上とすることを目標とします。

また、令和5年度における就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数それぞれ2人・1人・1人から、それぞれ1.30倍・1.26倍・1.23倍以上にあたる3人以上・2人以上・2人以上とすることを目標とします。

なお、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の成果指標の設定に関する項目において定めている「就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合」「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所の割合」については、サービス提供を担う事業所が市内にないことから、目標を設定しないこととします。

現状	令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	4人
	令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	2人
	令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人
	令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人
目標	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	7人
	令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	3人
	令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	2人
	令和5年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	2人
	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	設定なし
	就労定着支援事業所のうち、令和5年度の就労定着率が80%以上の事業所の割合	設定なし



(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

令和5年度末時点における児童発達支援センターの設置数について、本市単独で1か所以上設置することを目標とするとともに、令和5年度末時点における保育所等訪問支援の提供体制について、利用することが可能となっている現在の体制を維持することを目標とします。

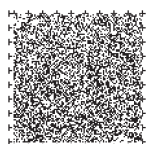
現状	令和2年度末時点の児童発達支援センターの設置数（見込み）	0か所
	令和2年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の確保の状況（見込み）	確保済
目標	令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所
	令和5年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の確保の状況	確保済

② 医療的ニーズへの対応

令和5年度末時点における主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数について、本市単独でそれぞれ1か所以上整備していることを目標とします。

また、令和5年度末時点における関係機関による連携・協議の場の設置状況について、現状を維持するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、本市単独による配置が完了していることを目標とします。

現状	令和2年度末時点の主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援及び放課後デイサービス事業所の確保数	各0か所
	令和2年度末時点の関係機関による連携・協議の場の設置状況	設置済
	令和2年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況	未配置
目標	令和5年度末時点の主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援及び放課後デイサービス事業所の確保数	各1か所
	令和5年度末時点の関係機関による連携・協議の場の設置状況	設置済
	令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況	配置済

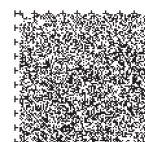


(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和3年度から運用される地域生活支援拠点等・基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築することを目標とします。

地域の相談支援体制の強化に係る具体的な取組については、下記のとおり目標を定め、相談支援事業所に対する支援や相談機関との連携強化を推進します。

現状	令和2年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保の状況（見込み）	未確保
	令和2年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（見込み）	0件
	令和2年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数（見込み）	0件
	令和2年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数（見込み）	0回
目標	令和3年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保の状況	確保済
	令和3年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件
	令和4年度及び令和5年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件
	令和3年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数	1件
	令和4年度及び令和5年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数	2件
	令和3年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回
	令和4年度及び令和5年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回

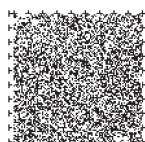


(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度における県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修について、市職員が2人以上参加することを目標とします。

また、令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を構築することを目標とするとともに、令和5年度において、分析結果を共有する場を1回以上開催することを目標とします。

現状	令和2年度の県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加者数（見込み）	0人
	令和2年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無（見込み）	無
	令和2年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数（見込み）	0回
目標	令和5年度の県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加者数	2人
	令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有
	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回



第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策

1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

各サービスの見込量については、それぞれのサービスごとに過去の実績や予測されるニーズ等を勘案し、推計を行いました。

(1) 訪問系サービス

① 事業名と内容

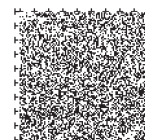
事業名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護や家事援助を行います。
重度訪問介護	在宅の常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、または重度の知的・精神障がいのある人で行動障がいを有する人に、自宅における身辺介護や外出支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がい、または、精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がいのある人で、常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

② 実績と見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用時間数)

事業名	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援)	人	17	16	12	15	16	17
	時間	166	169	104	189	200	212

※令和2年度の数値は年度途中の実績を踏まえた見込値 (以下、同様)



③ サービス量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのある人等の在宅生活を支える重要なサービスであり、利用希望者のニーズに対応したサービスを提供できるよう、指定事業者への働きかけ等を行います。

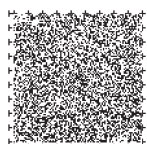
また、重度障がいのある人等が、安心して在宅生活を送れるよう、介護保険等の他制度等と連携を図り、安定したサービス提供を支援します。

さらに、病院や施設等から地域へ移行される方の社会復帰や社会参加を支えるサービス等の促進、関係機関との連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 事業名と内容

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を目指し、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある人等に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。障がい者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。



② 実績と見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

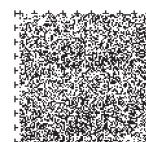
事業名	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	人	84	88	89	94	99	104
	人日	1,819	1,920	1,920	2,028	2,136	2,244
自立訓練 (機能訓練)	人	0	1	1	1	1	1
	人日	0	18	19	19	19	19
自立訓練 (生活訓練)	人	4	4	5	6	7	7
	人日	72	70	70	84	98	98
就労移行支援	人	4	5	3	4	5	6
	人日	65	92	61	80	100	120
就労継続支援 (A型)	人	19	18	17	19	20	21
	人日	432	418	324	349	368	386
就労継続支援 (B型)	人	53	49	50	55	62	70
	人日	950	882	949	1,044	1,177	1,329
就労定着支援	人	0	0	1	1	3	5
療養介護	人	9	9	9	9	9	9
短期入所 (福祉型)	人	11	7	4	4	4	4
	人日	194	99	32	32	32	32
短期入所 (医療型)	人	2	1	0	2	2	2
	人日	11	7	0	7	7	7

③ サービス量確保のための方策

障がいのある人等が、安心して在宅生活を送れるように、介護保険等の他制度等と連携を図り、安定したサービス提供を支援します。

また、病院や施設等から地域へ移行される方々の社会復帰や社会参加を支えるサービス等の促進、関係機関との連携を図ります。

在宅で介護をしている家族のリフレッシュ等につながる短期入所については、必要時に事業所と相談支援事業所を交えた調整を図ることで、受入体制の確保ができたことから、今後も同様の取組を継続して実施します。



(3) 居住系サービス

① 事業名と内容

事業名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしを希望する障がいのある人等に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

② 実績と見込量

（単位：1月あたりの実利用者数）

事業名	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	2
共同生活援助 （グループホーム）	人	52	55	53	55	57	58
施設入所支援	人	53	54	57	57	55	53

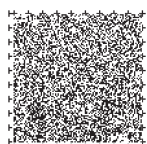
③ サービス量確保のための方策

障がいのある人等が、安心して在宅生活を送れるように、介護保険等の他制度等と連携を図り、安定したサービス提供を支援します。

また、病院や施設等からグループホームを利用する方が、スムーズに地域生活を送れるよう、相談支援事業所や関係機関と連携を図り、利用支援を行います。

さらに、共同生活援助や自立生活援助事業を運営するためには、障がいのある人等に対する地域住民の理解が必要であることから、市民に対する周知啓発に努めます。

平成30年度に新たに創設されたサービス「自立生活援助」については、利用相談はなかったものの、サービス提供を担う事業所が市内にないため、事業所の開設を促します。



(4) 相談支援サービス

① 事業名と内容

事業名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する人に、サービス等利用計画等を作成し、サービス提供事業者との連携・調整・モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談等の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談等の支援を行います。

② 実績と見込量

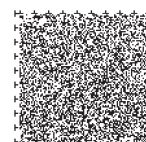
(単位：1月あたりの実利用者数)

事業名	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	人	36	41	40	43	47	50
地域移行支援	人	0	0	0	1	2	2
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

③ サービス量確保のための方策

計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全員が利用できる体制の確保ができてきていることから、今後も相談支援事業所等との連携による支援の提供に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、利用実績がありませんでしたが、令和3年度に設置する基幹相談支援センターを中心に、関係機関との連携体制の強化を図りながら、推進を図ります。



2 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策

各サービスの見込量については、それぞれのサービスごとに過去の実績や予測されるニーズ等を勘案し、推計を行いました。

(1) 障がい児支援（障がい児通所支援・障がい児相談支援等）

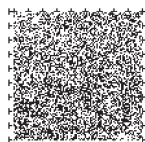
① 事業名と内容

事業名	内容
児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法等の機能訓練や支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画を作成します。

② 実績と見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

事業名	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	人	7	7	5	5	6	7
	人日	71	71	75	75	90	105
医療型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	22	22	22
放課後等デイサービス	人	34	42	31	34	37	41
	人日	554	727	516	556	616	682
保育所等訪問支援	人	7	5	7	8	9	11
	人日	13	10	11	13	14	17
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	12	12	12
障がい児相談支援	人	11	12	11	13	14	17

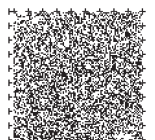


③ サービス量確保のための方策

前期計画期間中において、保育所等訪問支援の提供を開始することができましたが、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、現在市内にサービスを提供する事業所がないため、児童発達支援等を実施している事業所等に対し、開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。

児童の心身の状況や生活環境等を考慮し、児童またはその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業所等との連携により、相談支援の充実に努めます。

また、各種研修等の開催に関する情報提供を行い、サービスの質の向上を図ります。



3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

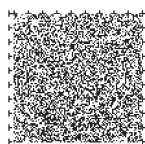
地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

過去の実績や予測されるニーズ等を勘案し、事業実施の有無の設定及びサービスの見込量の推計を行いました。

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

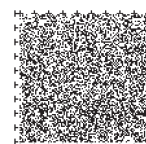
① 事業名と内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象として、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	市内の相談支援事業所に委託し、中立・公平性を確保し、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人等に、制度利用の促進を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚等の障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等（視覚障がいのある人等）に社会参加等のための外出支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人等が通い、創作的活動や生産的活動、社会との交流を進める等多様な活動を行う場を設けます。



② 実績と見込量

事業名		実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業		無	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業		無	無	無	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	申立費用	5件	4件	1件	3件	3件	3件
	報酬助成	5件	5件	5件	5件	5件	5件
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無	無	無	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件
	要約筆記者派遣事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	1件	0件	1件	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	5件	1件	2件	2件	2件	2件
	在宅療養等支援用具	8件	5件	1件	5件	5件	5件
	情報・意思疎通支援用具	3件	3件	1件	3件	3件	3件
	排泄管理支援用具	724件	684件	812件	880件	953件	1,001件
	居宅生活動作補助用具	1件	0件	0件	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業		36人	27人	27人	27人	27人	27人
移動支援事業		3人	4人	4人	4人	5人	5人
		544時間	619時間	520時間	650時間	700時間	750時間
地域活動支援センター事業（基礎的・機能強化）	I型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	III型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所



③ サービス量確保のための方策

障がい者自立支援協議会等を中心に、障がいのある人等の理解促進のための研修会等を開催し、普及・啓発に努めるとともに、関係機関の連携による相談支援の充実に努めます。

成年後見制度については、令和2年4月に設置した中核機関を中心に、制度利用に関する普及啓発や利用支援の強化を図ります。

日常生活用具給付等事業については、制度の周知を継続して実施することで、利用者負担の軽減による日常生活の向上に努めます。

地域活動支援センター事業については、委託事業として継続して実施することで、地域の障がいのある人等の居場所の確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

① 事業名と内容

事業名	内容
日中一時支援事業	障がい福祉サービス事業所において、障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、見守り、日常生活訓練等を行うとともに、介護者の一時的な負担軽減を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がいのある人の自動車運転免許の取得費用の一部及び、身体障がいのある人が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

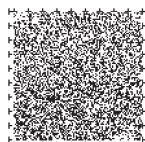
② 実績と見込量

事業名	実績値			計画値（活動指標）		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
日中一時支援事業	2か所	2か所	1か所	2か所	2か所	2か所
	2人	2人	1人	2人	2人	2人
自動車運転免許取得・改造助成事業	0人	1人	0人	1人	1人	1人

③ サービス量確保のための方策

日中一時支援事業について、障がい者支援施設等と連携し、障がいのある人等がスムーズに利用できるよう努めます。

自動車運転免許取得・自動車改造助成事業については、申請件数は少ないものの、身体に障がいのある人の外出意欲の向上や社会参加のため、継続して事業を実施します。



4 その他活動指標の設定

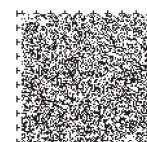
国が令和2年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「宮崎県障がい福祉計画・宮崎県障がい児福祉計画」及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり活動指標を設定し、指標に基づく各種取組・事業の推進を図ります。

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	実績値			計画値（活動指標）		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	16人	16人	16人	16人	16人	16人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	0回	0回	1回	1回
精神障がいのある人の地域移行支援利用者数（1月あたり）	0人	0人	0人	1人	2人	2人
精神障がいのある人の地域定着支援利用者数（1月あたり）	0人	0人	0人	1人	1人	1人
精神障がいのある人の共同生活援助利用者数（1月あたり）	14人	17人	17人	18人	19人	19人
精神障がいのある人の自立生活援助利用者数（1月あたり）	0人	0人	0人	0人	0人	1人

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	実績値			計画値（活動指標）		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	0回	0回	0回	1回	1回	2回

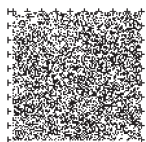


(3) 障がい児支援の提供体制の整備等

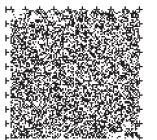
項目	実績値			計画値（活動指標）		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人

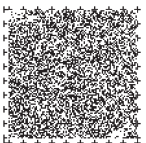
(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	実績値			計画値（活動指標）		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	0回	0回	0回	0回	0回	1回



資料編





1 串間市障害者施策審議会

(1) 串間市障害者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、串間市障害者施策審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき串間市障害者施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

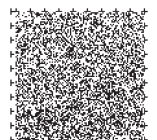
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。



附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 28 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 29 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

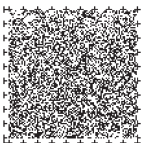
（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の際現に改正前の串間市障害者施策推進協議会条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により任命又は委嘱された串間市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の串間市障害者施策審議会条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により串間市障害者施策審議会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第 3 条第 3 項の規定にかかわらず旧条例第 3 条第 2 項の規定により任命又は委嘱された串間市障害者施策推進協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（串間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 串間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年串間市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「障害者施策推進協議会委員」を「障害者施策審議会委員」に改める。



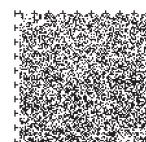
(2) 委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名
1	串間市手をつなぐ育成会	会長	元木 みつ子
2	串間市社会福祉協議会	事務局長	川崎 広海
3	串間市民生委員・児童委員協議会	会長	立本 伊佐男
4	社会福祉法人龍口会あすか園	相談員	永吉 直美
5	社会福祉法人深緑会さつき園	支援員	吉長 康平
6	社会福祉法人むつみ会げんきの森	管理者	宮本 忠幸
7	串間市ボランティア連絡協議会	会長	古川 啓之
8	地域生活支援センターWing	相談員	富田 郵子
9	地域活動支援センターよつ葉工房	施設長	野邊 みき子
10	日南保健所 健康づくり課	課長	阿波野 恵
11	串間市学校政策課	指導主事	馬場 勇次
12	串間市都市建設課	課長	矢野 清

※任期：令和2年8月1日から令和4年7月31日まで

・事務局

所 属	役 職	氏 名
串間市福祉事務所	所長	野辺 幸治
串間市福祉事務所	所長補佐	川野 寿春
串間市福祉事務所 自立支援係	係長	井手 貴秋
串間市福祉事務所 自立支援係		吉國 汰一
串間市福祉事務所 自立支援係		杉山 文香
串間市福祉事務所 自立支援係		新二日市 一也



2 串間市障がい者自立支援協議会

(1) 串間市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に基づき、各関係機関の連携を図り、地域における障がい福祉の向上に資するため、串間市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) その他、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者支援団体に従事する者
- (2) 相談事業所に従事する者
- (3) 福祉サービス事業所に従事する者
- (4) 保健、医療等の関係機関に従事する者
- (5) 就労支援、雇用施策関係機関に従事する者
- (6) 権利擁護関係に従事する者
- (7) 教育関係機関に従事する者
- (8) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

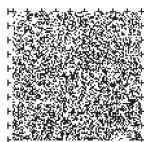
第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、定例会及び個別検討会とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会等の設置)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を、協議会に基づく組織として別におくことができる。



(個人情報の取扱い)

第8条 委員は正当な理由なく、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

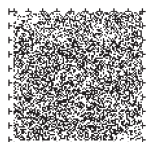
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

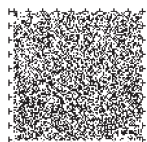
この要綱は、令和2年4月23日から施行する。



(2) 委員名簿

No.	種 別	所 属	役 職	氏 名
1	相談事業所	地域生活支援センター W i n g	所長	中村 敏子
2		相談支援事業所あすか	管理者	木村 祐三
3		相談支援事業所ひびき	管理者	重留 央
4	福祉サービス事業所	障害者支援施設あすか園	生活相談員	永吉 直美
5		障害者支援施設さつき園	支援課長	阿部 りか
6		一般社団法人 虹	代表理事	児玉 良子
7	障がい者支援団体	げんきの森	サービス 管理責任者	甲斐 孝
8		地域活動支援センター よつ葉工房	施設長	野邊 みき子
9	医療機関	医療法人十善会県南病院	精神保健福祉士	前田 夢香
10	就労雇用支援機関	にちなん障害者就業・ 生活支援センター	センター長	徳村 哲功
11	権利擁護関係機関	串間市 民生委員児童委員協議会	会長	立本 伊佐男
12	教育関係機関	串間市教育委員会 学校政策課	課長補佐	城倉 智恵
13		宮崎県立 日南くろしお支援学校	教頭	猪上 貴史
14	行政関係機関等	串間警察署	生活安全係長	天神 悠太
15		福祉事務所こども対策室	室長	京塚 智英美
16		福祉事務所自立支援係	係長	井手 貴秋

※委嘱期間：令和2年5月1日から令和4年4月30日まで



第4次串間市障がい者計画・第6期串間市障がい福祉計画・第2期串間市障がい児福祉計画

発行年月	令和3年3月
発行	串間市役所
編集	福祉事務所
	〒888-0001 宮崎県串間市大字西方 9365 番地 8
	TEL0987-72-1123

